



教學
習院
授

萩野由之講述

(非賣品)

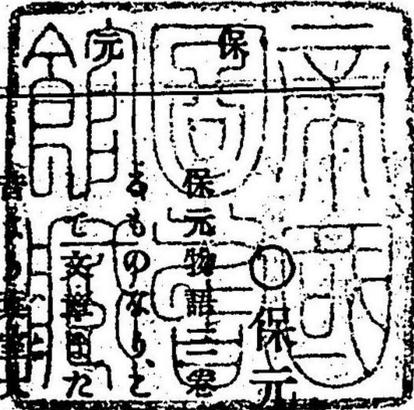


科講義

第 二
保元平治物語

不許翻刻

大日本中學會



保元物語、平治物語

保元物語三卷は、保元の亂の始末を記し、平治物語三卷は、平治の亂の始末を記せるものなり。この二書は國文にて戰鬪勇武の狀を記せる軍記文の中にて、最古くて文學的雅健なるものなり。この二書は同一の著者の筆に成れるものにて、書名も兼て納言時長卿の作とも、中原師梁の作ともいひ傳ふれども、確なる證なければいづれも信しがたし、且本によりて、文段にも頗異同あれば、初は一人の作ながら、後の人の改めたるも多かるべし、よりにてまづ姑く作者不詳とすべし、但し鎌倉時代の初に出來たる書なることは明けし、
 ともく、物語といへるは、話といふ義にて、古にもわれ、今の事にもわれ、その事實を面白く人に語るをいふことなれば、極めて廣き意義を有す、さればこれを書名に用ゐたる上にて、竹取物語、源氏物語などいへるは、虚事を設けて一部の小説

(一)

語 物

に綴りしものなり、又大和物語オホヤマトモノ、今昔物語イマコトモノの如きは、種々の事實を見聞のまゝに記したるものなり、されば物語と題せる書の中には、架空の小説ウソコトモノもあれば、記實の史料もあり、この二書の如きは記實の中に屬す、さて記實のものながら、もど物語として興味を添ふる爲にかけるものなれば、幾分か文飾を加へたることは無論なり、然れども同じ類なる平家物語などに比ぶれば、質直にして實に近き方なり、但し聊事實の他書と違へるが如き所もあれば、それは國史學として研究の上の事業なれば、姑く問はざるべし。

文章については、かの中古の國文と比べて、頗る進歩したる所を見る、そもく中古には、國文漢文互に折り合はすして、國文には少しも漢語なせを用ゐぬやうなる趣ありしに、こゝに至りては、それどかはりて漢語漢語梵語佛敎の語をも雜へ用ゐて、兩文の調和をなし、緻密にして雄爽にかける所、尤今日普通文の模範となすに宜し、畢竟は當時の時勢、王朝文弱の弊に飽きはて、武家漸志を得、人々も武事に心を寄するもの多くなり行く時なれば、文章にあらはるゝ所も、たのづから然らざることを得ざるなり、又この二書には武者詞といへるもの多く用ゐらる、たとへば左

を弓手ユミテといひ、右を馬手ウマテといひ、通げてを延びてといひ、射られてを射させて、撃たれてを撃たせてといふが如き、皆武者詞にて、當時武家の通用語と知らる、この通用語を用ゐ、漢語梵語をもまじへ取り、これを運らすに國文の法を以てし、且叙事の中に往々評論を挿みて、論はた公平なるなど、すべて模範に適切なる史文といふべし。

保元物語は三十七篇より成り、平治物語は三十六篇より成る、今この中の主眼にして、文章は佳妙に、その事實又歴史に助けあるもの數篇を擇びて講すること、なほ正統記の例の如くせん、保元平治兩度の乱の原因結果のあらましは、既に日本歴史の講義にあれば、こゝに言ふの要なし、但し此に注意しなくべき事あり、凡いかなる大著述にても、大文章にても、事は複雑なりども、その主幹たるべき事には、最力をさはめて書くものなれば、必一部の主人公たるものなかるべからず、保元物語にありてはその乱に與れる人々は皆記しあれば、殊に鎮西八郎爲朝を以て、此書の主人公と立て、その人の事については、専ら力を盡くして寫し出したれば、これを讀むものも、その心得なかるべからず。

○保元物語

新院御所各門々固の事附軍評定の事

鳥羽法皇は崇徳天皇と御父子の間ながら御不和なりしに崇徳帝の弟近衛天皇
生まるゝに及びて法皇寵妃美福門院の言に従ひ強ひて崇徳天皇をして位を近
衛に譲しめたまふ崇徳帝これより新院と申す御心不平にまします既にして近
衛帝崩御あり美福門院等これ崇徳の阻ひたまへるによりて早世したまへるな
りといふとありしかば新院の御憤益深かりき保元元年七月二日法皇崩御あり
し後新院遂に兵を擧げんと決したまふこの條は新院の御所にて、軍兵の御用意
の事を記せり

新院は齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ左府は車にて参り給ふ白河殿より北河
原より東春日の末に在りければ北殿とぞ申しける南の大炊御門表に東西に門二
つあり東の門をば平馬助忠正承つて父子五人并びに多田藏人大夫頼憲都合二百
餘騎にて固めたり西の門をば六條判官爲義承つて父子六人して固めたり其勢百
騎ばかりには過ぎざりけり是こそ猛勢なるべきが嫡子義朝に附いて多分内裏へ

参りけり爰に鎮西八郎爲朝は我れは親にも連れまじ兄にも具すまじ高名不覺も
紛れぬ様に只一人何にも強からん方へ差し向け給へ縦千騎もあれ万騎もあれ
一方は射拂はんするなりとぞ申しける依つて西河原表の門をぞ固めたる北の春
日表の門をば左衛門大夫家弘承つて子共具して固めたり其の勢百五十騎とぞ聞
えし

新院は崇徳上皇○齋院の御所は白河に在り白河殿の内なり初め新院は田中殿
といふ所に在しに前に此に徙らせられ今又軍備上の御都合にて北殿へうつ
らる○北殿これも白河にあれば概しては白河殿ともいふなり其の位置北は春
日通り南は大炊御門通りといふ意なりこの南通りに左右二門あり左を東門右
を西門といふなり○平馬助平氏にて右馬助の官になれるなり○藏人大夫大夫
は五位の事藏人にて五位なる故にいふ○六條判官爲義六條は京の地名そこに
住して遂に苗字のやうになれるなり判官は檢非違使廳の尉の事爲義この官に
なれる故なり○是こそ猛勢なるべきが武士中にて名高き源氏の事なれば兵も
多く勢も猛なるべきに僅に百騎ばかりなりとは何故ぞといふに爲義の嫡男義

朝が大半は引きつれて内裏方につきたればなり。○親にも連れまじは連れられまいといふ意。○兄にも具すまじ、兄は爲朝の兄四郎頼賢五郎頼仲六郎爲宗七郎爲成など、皆父につきて同じ軍にあれば、それにも連れられまい、我は獨立にて軍せんとなり。○高名不覺不覺とはれくれを取る、即敗北の事、功を立てんも、敗れを取らんも、吾れ一己にてせん義。○射拂はんずるなり、射て追ひ拂はんといふに同じ、何々し候はんず、候はんずらんなどのすするすらんは、なくとも聞ゆる事なれど、此の頃の詞なり。○西河原表、北殿の西は賀茂川の河原なればなり、内裏はこゝより西南の方に當りて、敵そこにあれば、西門は敵の正面にあたる故に最強からん方といへり。

抑爲朝一人として、殊更大事の門を固めたること、武勇天下に許されし故なり、件ツケの男器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓矢次ぎ早の手利きなり、弓手の肘馬手に四寸延びて、矢束を引くこと世に越えたり、幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば、悪しかりなるとて、父不孝して、十三の歳より鎮西の方へ追ひ下すに、豊後の國に居住し、尾張權守家遠をめのと

とし、肥後の國阿曾平四郎忠景が子、三郎忠國が婿に成つて、君よりも給はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を從へんとしければ、菊地原田を始めとして、所々に城を構へて立て籠れば、其の儀ならば、いで落して見せんとて、未勢も附かざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、國を落すこと數十箇所なり、城を攻むる謀敵を伐つ、術人に勝れて、三年が内に九國を皆攻め落して、みづから總追捕使に押し成つて、悪行多かりけるにや、香椎宮の神人等都に上り訴へ申す間、往にし久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府忽諸朝憲、咸背論言、暴惡頻聞、狼藉尤甚、早可令禁進、其身依宣旨、執達如件。

此段以下、爲朝が幼少よりの事を記して、後の合戦の有様のすぐれたるを顯はさんとするなり。○件の男は、此の男といふに同じ。○矢次ぎ、早の手利きは、一の矢を射て、二の矢を次ぐ間の早さといふ。○弓手は左の手、○肘は臂、○馬手は右の手、爲朝の生れ付が、左の手は右より四寸長き故、弓を引くに都合よきといふ。○矢束、矢

は手にて握りて握り數にて長短を計る故に、矢の長さを十五束、十三束などいふ。矢束は矢の長さなり。○不敵は相手になるものがない。○所を置かず、場所を譲らぬ意にて、不遠慮なり。○身に添へて、親の爲義がつれて。○父不孝して、フケウとよむべし。父が勸告することと、此頃不孝するといへり。不孝ものとしての義。○鎮西は九州。○め、のとはもと乳母の事なれど、此は保傅守り役の事をいへり。これもこの頃の轉用語なり。○總追捕使は國々にある檢非違使を總轄する役の名。檢非違使は又追捕使ともいふ。ツイフシとよむ。○菊池原田は九州の豪族なり。○其の儀ならばは爲朝の詞、先方がそのやうに敵對の用意をするならば、城を攻め落として見せんとなり。○未勢も附かざるに、勢は軍勢にて、家來兵士の人數もまだ少き時なるに。○香椎宮の神人、香椎は又檀日ともかく、筑前にある大社の名。神官社人の類を概して神人といふ。○上卿は朝廷にて叙位任官解官などの儀式の時に、それを取扱ふ上席の公卿をいふ。大臣、大中納言の中にて命せらる。○外記は太政官の書記官にて官名なり。○幸府は太宰府の略稱。○忽諾は何とも思はぬ。忽はユルカセと訓す。○朝憲は朝廷の法令。○繪言は天皇の詔命。○鼻惡鼻はフクロウとい

ふ鳥、夜中に小鳥を取り食ふ、そのやうに暴悪なるなり。○狼藉は狼が臥す時に草をかき乱して臥すが如くに乱暴する、いづれも形容の詞なり。○禁進は捕縛して京都へ送る。○執達如件、文書を取り次ぐこと、此の如しといふ義なり。これにて當時の官の文書は、大方かゝる体裁なることを知るべし。然れども、爲朝猶參落せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前の檢非違使に成されけり。爲朝これを聞きて、親の科に當り給ふらんことを淺ましけれ、其の儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれんずとて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しけれども、大勢にて罷り上らんこと、上聞穩便ならずとて、形も如くに附き従ふ。兵計り召し具しけり。め、のど子の箭前拂の須藤九郎家季、其の兄透間數の惡七別當、手取りの與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太松浦の二郎、左中次、吉田兵衛、打手の紀八、高間三郎、同じき四郎を始めとして、二十八騎をぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを、父不孝を赦して、今度の御大事に召し具しけるなり。こゝまでは爲朝幼少よりの事、及びこの度の軍に加はれる由を記す。前に爲朝の

守れる所を記して其勢何騎といふことをいはず、此に二十八騎の事を録して、最
 大事なる西門を、二十八騎の小勢にて守る由をしらせたり。○參洛は、京都へ參る
 こと、京を洛といふは、支那の都の洛陽に擬したるなり。○解官は、免職。○前の檢非
 違使は、前にこの官なりしとて、前の何々とかく、此頃の習なり。○淺ましければ、興
 のさむること。○國人共も、かねて爲朝に従へる九州の國人共ども、供して上らんと
 請へるなり。○上聞は、朝廷への聞え。○形の如くは、この通りの義。○ゆのど子は、
 保傳の子。○箭前、拂透間數みなこの人々のわだ名なり。
 爲朝は七尺計りなる男の、目角三つ切れたるが、埵地に色々の絲を以て、獅子の丸を
 縫つたる直垂に、八龍といふ鐘を似せて、白き唐綾を以て威したる。大荒目の鐘、な
 じ獅子の金物、打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀に熊の皮の尻箱入れ、五人張
 りの弓、長さ七尺五寸にて、銃打つたるに、三十六差したる黒羽の矢、負ひ、背をば郎等
 に持たせて歩み出でる體、樊噲も斯くやと覺えて由をしかりき、謀は張良にも劣ら
 ざれば、堅き陣を破ること、吳子孫子が難しとする處を得、弓は差由をも耻ぢざれば、
 天を翔る鳥、地を走る獸、恐れずと云ふことなし、上皇を始め進らせしてあるゆる人々、

音に聞ゆる爲朝見んとて、こぞり給ふ。
 この段爲朝が容貌を寫したる、今も見るやうなり。○目角二つ切れたる、目尻と目
 頭の角立ちたるなり。○獅子の丸は、獅子の形を丸くしたる模様。○直垂、これは鐘
 直垂といふものにて、大將分の鐘の下に着る服なり、袴短く裾と袖との端を括結
 にてくゝる、錦、生絹、練絹なきて製す。○八龍は、鐘の名、源家重代の寶とするもの
 爲朝は衆に超えたる大男なれば、この鐘身に合はぬ故に、それに似せて別に造れ
 るなるべし。○唐綾は、もと舶來の綾をいふ、後は舶來ならでも、唐織風の綾をかく
 いふなり。○威しは、緒通しの路にて、借字なり、絲にて綴ると。○大荒目は、鐘の札
 (金細)を太く間を粗く綴つるなり、常の鐘よりは厚くして重し。○同じき獅子は、獅
 子の丸。○尻箱は、太刀の鞘を皮にて包めるなり、大將分のもの、飾り。○五人張り
 の弓、四人して弓をためて、一人弦をかくるは、色の強弓。○銃打つたる、銃は折釘に
 て、握りの上に打ち付け、拳より矢のはなれぬやうにしたる也。○三十六差したる
 は、普通は十六筋なるに、これは多く差したるなり。○郎等は、從卒。○樊噲は、漢の高
 祖の時の勇士。○由々しかりしは、雄々しき有様をいふ。○張良は、これも漢の高祖

の謀臣、正統記の講義にいへり。○吳子孫子は、吳起孫武とて、春秋戰國の頃の兵學家。○養由、これも同じ時代の弓の名人、百歩を隔て、柳の葉を射るに、誤らすといひ傳ふ。○上皇は、即新院にて崇徳上皇を申すなり。

左府即合戰の趣き計らひ申せど、宜ひければ、畏つて、爲朝久しく、鎮西に居住仕つて、九國の者共從へ候に付いて、大小の合戰數を知らず、中にも折角の合戰二十餘箇度なり、或は敵に圍まれて強陣を破り、或は城を攻めて敵を亡ぼすにも、皆利を得ること、夜討にしくこと侍らず、然れば、只今高松殿に押し寄せ、三方に火をかけ、一方にて支へ候はん、火を通れん者は、矢を免るべからず、矢を恐れんものは、火を通るべからず、主上の御方心にくも、候はず、但し兄にて候ふ義朝などこそ、駈け出でんすらめ、夫も真中指して射通し候ひなん、増して清盛などがへる、矢何程の事か候ふべき、鎧の袖にて拂ひ蹴散らして捨てなん、行幸他所へ成らば、御免されを蒙つて、御供の者少々射んずる程ならば、定めて彌與下も御輿を捨て、逃げ去り候はんすらん、其の時爲朝參り向ひ、行幸を此の御所へ成し奉り、君を御位に即け進らせんこと、掌を反す如くに候ふべし、主上を迎へ進らせんこと、爲朝矢二つ三つ放さんずる計

にて、未天の明けさらん前に、勝負を決せん候、何の疑か候ふべき。

左府は、左大臣藤原頼長、この戰の謀主なり。○畏つては、爲朝の有様。○折角の合戰は、骨の折れたる大戦。○高松殿は、主上の御座所、西洞院の東姉小路の北にあり、この前久安四年近衛天に内裏焼亡によりて、此頃こそ、假皇居となされしなり、されど戰の始まる頃には、主上は東三條院に徙りたまへるごと、次はあり。○心に、いも候はず、其の人物が頼もしくもない、恐るゝに足らずといふ事。○真中指して、胸の所を、へる、矢は弱き矢といふ。○行幸他所へ成らば、彼れ軍敗れて主上も御逃げなさるといふをかく婉曲にいへるなり、他所へ御移りなさらん爲に出御あらば、義。○駕輿下は、御輿を見く人。○行幸を此の御所へ成し奉り、主上をば此へ迎へ取り奉りてなり。○此段爲朝が謀略を記す、その口氣いかにも無遠慮なる。武士の有様を寫して、親しくその聲を聞くやうなり。と、憚る所もなく申したりければ、左府爲朝が申す様、以ての外の荒儀なり、或の若きが致す所か、夜討などいふ事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり、さすが主上上皇の御國争ひに、源平數をつくして、両方に在つて勝負を決せん、無下に然るべから

す其の上南都の衆徒を召さるゝことあり興福寺の信實玄實等吉野十津河の指矢三町遠矢八町といふもの共を召し具して千餘騎にて参るが今夜は宇治に着き富家殿の見参に入り曉これへ参るべし彼等を待ちとゞのべて合戦をば致すべし又明日院司の公卿殿上人を催さんに参らざるもの共をば死罪に行ふべし首を刎ぬるとど両三人に及ばし残りばなごか参らざるべきと仰せられければ爲朝上には承伏申して御前を罷り立ちて咳さけるは和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば合戦の道は武士にこそ任せらるべきに道にもあらぬ御計らひ如何あらん義朝は武略の奥義を究めたる者なれば定めて今夜寄せんとぞ仕り候ふらん明日までも延べばこそ吉野法師も奈良大衆も入るべけれ只今押し寄せて火をかけたらんには戦ふとも争か利あらんや敵勝つに乗る程ならば誰か一人安穩なるべき口惜しきことかなとぞ申しける

此段頼長が兵機に暗く爲朝の先見よく中りて軍の敗るゝ伏案を記せり○荒磯は疎漏にして謀の足らざるをいふ○私事は小戦私闘をいふ○さすがは然るにの意○源平敵をつぐいで源平兩家の武士の有らたけが二分れになりて○無下

に然るべからず一向に宜しかりぬ○南都の衆徒は奈良の僧徒にて奈良の興福寺は藤原氏が建立の寺にてこの頃僧兵多くありて勢強かりしものなり新院の方にてこれを引き入れて御方となせり○信實玄實共に僧兵の長の名○吉野十津河いづれも天和の地名こゝにも僧兵ありしなり○指矢三町遠矢八町これらも僧兵のあだ名なり○宇治は山城にあり○富家殿は藤原忠實の事頼長の父なりこの度新院の御方なればなり○見参に入り御目にかゝるこの時忠實は宇治にあり○院司の公卿は上皇に属する公卿の義○公卿は三位以上○殿上人は四位五位の侍臣○催さんはこれへ参りて御方せよと催促せんにも上皇の院の御所に奉公のものなればなり○上には承伏してうはべには御説御尤といふやうにみせて○咳さは獨り言をいふ○先蹤は先例○似も似ぬ事なれば戦略のかけひきは書物の上の事や朝廷の儀式などには諺がらがは全く似も付かぬ事なれば戦略は武士に任すがよし頼長公は博學にして朝廷の禮節には明なりともこの事には暗ければの意○寄せんとぞ仕り候ふらん攻めを來やうと謀も居るならん○只今押し寄せては敵がこなたへ押し寄せてなり

主上三條殿行幸の事附官軍勢汰の事
 さる程に内裏は高松殿なりしかば分内狭くて便宜悪しかりなるとて俄に東三條殿へ行幸成る主上は御引直衣にて腰輿に召さる神璽寶劍を取りて御輿に入れ進らせらる御供の人々には關白殿内大臣實能左衛門督基實右衛門督公能頭中將公親朝臣左中將光忠藏人少將忠親藏人右少將資長右少將實定少納言入道信西春宮學士俊憲藏人治部大輔雅賴太外記師業等なり武士の名字は註すに及ばず其の時義朝御前に召さる赤地の錦の直垂に折烏帽子引き立て脇立ばかりに太刀はいたり少納言入道を以て軍の様を問はる義朝畏つて申しけるは合戦のてだて様々に候へども即時に敵を從へ立ち所に利を得ること夜討に過ぎたること候はす中ん就く南都より衆徒大勢にて吉野十津河の者どもを召し具して千餘騎にて今夜宇治に着き明朝入洛仕る由聞え候ふ敵に勢のつかぬ前に押し寄せ候はん内裏をば清盛などに守護せさせられ候へ義朝は罷り向つて忽に勝負を決し候はんことを期めける

此段は内裏の軍議を記せり○さる程には然る程に○分内は境内といふが如し

○東三條殿は高松殿の北にあり○主上は後白河天皇○引直衣はヒキノヲシといふやうによむべし通常の直衣なれば裾の長さものをいふ常の御服なり○腰輿は手にて昇く輿をいふよりて又手輿ともいへり禁中にのみ用ゐるもの○神璽寶劍はいづれも三種の神器の中なり○關白殿は藤原忠通にてかの頼長の兄なり○武士の名字は云々多きが故に煩しく記すに及ばぬなり○折烏帽子引き立て昔の烏帽子は柔かなるものにて胃の下にもかぶるそのときは胃に押されて疊まるを胃脱ぐ時はそれを引き立て疊まりを直し高くするなり○脇立ばかり本式の鎧には右の腋を關て作るよりてこれを塞がむ爲に右の脇に脇立といふをあて次に鎧を着ることなりこはいまだ鎧をさす脇立ばかりつきたるなり○太刀はいたりばくとは佩ぶること○少納言入道は信西時に朝廷の謀臣たり○召し問はるた問ふこと召しは發語の如し○中ん就くはその中にも殊にの義とりわけといふが如し○清盛は平清盛にてこの時内裏方の一方の大將なり

信西御前の床に候ひけるが殿下の御氣色を奉つて申しけるは此の儀尤然るべし

詩歌管絃は臣が家の弄ぶ處なりといへども、それ猶味し、況武藝の道に於てをや、一向汝が計らひたるべし、誠に先んずる時は人を制す、後にする時は人に制せらるるべし、今夜の發向尤なり、然らば清盛を留めんことも然るべからず、武士は皆々罷り向ふべし、朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらんや、早く凶徒を追討して逆鱗を休め奉らば、まづ日來申す所の昇殿に於ては疑ひあるべからずと申されければ、義朝合戦の場に罷り出で、何を餘命を存せん、只今昇殿仕つて、冥途の思ひ出にせんとて、押して階上に昇りければ、信西は何んど制しけり、主上これを御覽じて、御入興ありけるとなり、十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押しよする、折り節東國より軍勢上り合ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり、

此段官軍方の軍議を記す、信西は和漢の學者なれば、その口氣もれのづから學者ふりたり、前の爲朝が言上の口氣と比べて、各その人柄を知らるゝ所、妙文章といふべし、○御前の床、主上の御前なる縁側、○殿下の御氣色を奉つて、殿下は關白忠通公なり、信西關白の許可を得て意見を述ぶるなり、○詩歌、この頃の讀例にシイカとよめり、○管絃は笛と琴とをいふ、こゝは況く音楽をいふなり、○それ猶味し、

その管絃の事すら未熟なり、況や武道をやといへり、忠通は頼長と兄弟なれども、性質篤實なれば、れのづから謙退の語氣あり、頼長は博學を侍みて、兄にさへ罵るはとまれば、爲朝の奇策さへ斥けて用ゐず、双方對照して知るべし、○逆鱗は天子の御怒、韓非子より出でたる語、○日來は當々、○昇殿は清涼殿の階上に昇ること、これ一の資格にて勅許なければ昇殿せられず、この度の戦に功あらば、つね々々望む所の昇殿の勅許は、急度許さるべければ勉勵せよといふなり、○何ぞ餘命を存せん、存せんは思はんの意、何とて生きながらへて歸らんとはたれもふべきといふなり、○冥途の思ひ出は、先の世へ行く路の氣晴しにせんとなり、○押しては、これより進みて、○こゝは何ん驚きて制する詞、追て許されんと約せしとまでにて、今既に許されたるにてはなき故に、これは何事ぞと制したるなり、○御入興は、興に入るにて、義朝が無遠慮の様を却りて、れもしろしと思召すなり、○十一日は、保元元年七月十一日なり、○寅の刻は、午前四時にあたる、○東國は、源氏の本國にて、義朝に屬する武士多ければなり、

義朝白河殿夜討の事

白河殿には、かくとも知し召さざりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて、内裏の様見て参れと仰せければ、親久即馳せ歸り、官軍既に寄せ候ふと申しも果てねば、先陣既に馳せ来る、其の時鎮西八郎申しけるは、爲朝が千度申しつるは、爰候ふ爰候ふと怒りけれども、力及ばず、爲朝を勇ません爲にや、俄に除目行はれて、藏人たるべき由仰せけり、八郎これは何といふ事を、敵既に寄せ来るに、方々の手分けをこそ爲られんすれ、只今の除目物騒なり、人々は何にも成り給へ、爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん、只もとの鎮西八郎にて候はんぞ申しける。

武者所は、院の御所の警固所なほ禁中に濫口あるが如し、この武士なる親久なり、〇仰せければ、普通には仰せられければとあるべきを、かくいふは、この頃の文の習ひなり、〇申しも果てねばは、申しも果てぬに同じ、これもこの頃の用語なり、正しからぬ習ひなれば今は用ゐぬがよき也、〇先陣は、官軍の先鋒、〇爰候ふ、我れが既にこの事をいへるにて候ふと、くりかへし言ふ、〇除目は、チモクとよむ、任官の儀式の事、〇藏人たるべき由云々、爲朝を藏人にして昇殿させ、それを以て彼れを屬まさんとせじなり、〇物騒は、俄に騒ぎ立つことにして、穩ならぬ處置を

いふ、〇この段、彼の義朝は押して昇殿せしに、此の爲朝は辞して受けず、双方相反せし事實をあげて照應せしめたり、さる程に、下野守義朝は、二條を東へ發向す、安藝守清盛も同じくついで寄せけるが、明くれば十一日、東塞がりなる上、朝日に向つて弓引かんと恐れありとて、三條へ打ち下り、河原を馳せ渡して、東の堤を上りに北へ向つてを歩ませける、下野守は大炊御門河原に、前に馬の駈け場を残して、河より西に東頭に控へたり、新院の御所にも、敵既に西南の河原に、鯨波を作つて攻め来れば、爲義以下の武士、各固めたる門々より駈け出でけり、

二條を東へ、二條通りを東にひき、賀茂川を渡りて、その河原に陣取り、敵の西面に向へるなり、〇東塞りとは、この頃、陰陽學流行の時に、方角の吉凶をやかましくいふ風習なれば、戦争にてもこれをは慎みなり、東の方塞るといふ日には、その方へむかひては事をせぬといふこと、よりに敵は東北にあるを、わざと迂回して南へめぐりて、北にむかへるなり、〇河より西に東頭云々、河の西の方にて、東向きに陣取るなり、河の西にあるは、前に馬のかけばを取りたればなり、〇西南の河原、西

は義朝南は清盛なり○脱波はトキとよむ或は関の字をかく戦の初に兩軍相發する合圖の聲をいふ大勝まづニイ〜と三聲いへば諸軍一同にアウと聲を揚ぐかくすること三度なりこれをトキの聲を作るといふ敵もこれに應ずると同じこれをトキといへるは開戦の時に發する聲の義なるべし正しくはトキの聲を作るといふべきを略してはた〜トキをつくるともいへり

判官が手には四郎左衛門頼賢と八郎爲朝と先陣を争ひて既に珍事に及ばんとす頼賢思ひけるは今子供の中には我こそ兄なれば今日の先陣をば誰かは驅けんといふ爲朝は又恐らくは弓矢取つても打物取つても我こそあらめ其の上判官も軍の奉行を仕らせらるゝ上は我こそあらめと論じけるが暫し思案して兄たちをも蔑にするはせ者として親に不孝せられしがたま〜勘當赦されたる身の父の前にて兄と先を論せんこと悪じかりなんと思ひければ所詮誰々も驅けさせ給へ強からん所をば幾度も承つて支へ奉らんとぞ申しける四郎左衛門これを聞きも咎めず則西の河原へ出で向ふ紺村濃の直垂に月敷といふ鐘の朽葉色の唐綾にて威したるを着二十四差したる大中黒の矢頭高に負ひなし重藤の弓直中取つて月毛

なる馬に鏡鞍をいしてぞ乗つたりける大炊御門を西へ向つて防ぎけるが爰を寄するは源氏か平氏か名のれ聞かんかく申すは六條判官爲義が四男前左衛門尉頼賢とぞ名のりける河向ひに答へて云はく下野守殿の郎等相摸國の住人首藤刑部丞俊通子息瀧口俊綱先陣を承つて候ふと申せばさては一家の郎等おさんなれ汝を射るにあらす大將軍を射るなりとて川越しに矢二つ放つ夜中なれば誰れとは知らず矢面に進んだるもの二騎射落されぬ四郎左衛門も内背を射させて引き退く判官は爲義○珍事は大事をいふ○打物は刀長刀などの類の兵器をいふ爲朝は弓の名人のみならず劍術にもすぐれたること此の書の中に見えたり○軍の奉行は軍の指揮官の義にて大將をいふ○えせ者は正しからぬ心得の者の義○不孝は勘當の義前に出づ○勘當は罪業もて義絶せらるゝをいふ○所詮はいつそといふに同じ○誰々も誰でも勝手に○強からん所は敵つよくて手にあまる所をば私が引き受けんと大言をいふこの頃つよきをこわきといへり○西の河原は義朝の陣○紺村濃は白地へ濃き紺にて村雲のやうに染めたる模様村は假字にてムラサキ意なり○月敷といふ鐘は源氏の重寶なる八領の鐘の一つなり○

朽葉色は枯れ朽ちたる葉の色なれば、赤に黄の雜りたる色。○大中黒の矢は、鏃の羽の上下は白く中は大きく黒き斑のあるを以て作れる矢。○頭高に負ひなし、船を上にあげて負ふ故に頭より高く矢が見ゆるなり。○重藤の弓は、鏃を繁く巻きたる弓。○月毛なる馬は、桃花鳥とてツキといふ鳥あり、今はトキといふ、そのトキの羽色より出で、馬の毛色となる。白に極薄き俗緒色を帯びたるものより、結白馬とも桃花馬ともかけり。○鏡鞍は鞍の前後に、銀又は赤銅なきの薄金を張りたるものをいふ。○爰を寄するは、云々は、類賢の詞。○名の、れの、るは告ぐると同じ名を告げよといふ意、氏名の名乗も名を告ぐるより出づ、乗の字は假り字なり。○さては、俗にそれならばといふに同じ。○一家郎等は、同じ一族の家來。○おさんなれば、こそあるなれの約りたるなり、この時代の詞。○汝を射るに、あらず、昔は身分を重ねること甚しく、戦争に、いへも、將校は將校とたゝかひ、士卒は士卒とたゝかふ、身分の下りしものと戦ふをば、恥ぢとする習ひなり、故にこゝも、類賢はわが家來も同様なるほどのものに、矢を射るをさらひて、大將たる義朝に向けんとことわりたるなり。○夜中なれば、前に十一日の寅の刻に、院の御所に押し寄する

とあれば、夜明けちかき頃なるに、こゝに夜中といへるは、未だ明けずして暗きはせなれば、かくいへるなるべし。○矢面は、矢の飛ぶ方面。○内背は、背の内といふに同じ、面部なぞをいふ。○射させて射られてといふべきを、かくいふが武者詞なり、かゝる類この外にも多し。○凡この頃の戦に、敵味方共に陣に臨みて、たのが祖先よりの事を名のこと多きは、唯この頃にのみ始まりしには、あらず、上古よりの風なり、ともく御國の風習は、いづれも家柄を重ね、祖先を貴び、親を念ふ心厚く、主君に事ふる情深かりければ、祖先の氏名を唱へ、その功業を述べたのれも、祖先に對して家名を汚さず、天晴なる戦功を立て、いよ、益家名を揚げんの心より、かく名告をするこゝはなれるなり、今よりたれば、對陣事急なる間に、かゝる言を述べ居らんは、迂濶のやうに思ふ人もあるべけれども、戦陣とても禮義を重ずるは、武士道の常なれば、敵味方共に、かゝる名告の間には、嗚をしづめて聞き、その間につけ入りて射ん切らんなどいふ、卑怯なる舉動は、せざりしなり、さればかゝる事についても、當時の人の心になりて、其様をねもひ見るへし、大に沿革せし今の劇戦を見聞せし目を以て、昔の戦を怪みかもふことなるべし。

下野守は矢合はせに郎等を射させて、安からず思はれければ既に驅けんとしたまへば、鎌田次郎正清マサキヨシに取附きて、爰は大將軍の驅けさせ給ふ所にて候はず、千騎が百騎百騎が十騎になりてこと、打ちも出でさせ給はれども申しけれども猶驅けんとし給ふ間、歩立の兵八十餘人ありけるを招き寄せて、此由を云ひ含め、大將軍を守護させ、正清馬に打ち乗つて、真先にこそ進みけれ。

矢合せ、此の頃の戦ひは、まづ最初に矢を射合せ、その後接戦して切り結ふことなれば、矢合せは戦の初めをいふ。○安からずは、不安心なり、こゝは心に怒を含むをいふ。○櫓は、クツバミとよむ。クツツの古名なり、クツツは口輪にて、クツバミは口銜なり、馬の口に含ましむる具、手綱につけて馬を御する用とす。○千騎が百騎云々は、雑兵大抵討たれて後にといふ意。○此の由を云ひ含めは、義朝の自驅け出でんとしても、それを諫め留むべき趣きを言ひ聞かすをいふ。

安藝守は、二條河原の東堤の西の端北へ向つて控へたり、其の勢の中より五十騎ばかり先陣に進んで押し寄せたり、爰を固め給ふは、誰人ぞ名のらせ給へ、かく申すは安藝守殿の郎等に、伊勢國の住人古市伊藤武者景綱、同じき伊藤五伊藤六とぞ名乗

りける、八郎これを聞き、汝が主の清盛をだに、合はぬ敵と思ふなり、平家は柏原天皇の御末なれども、時代久しく成り下れり、源氏は誰かは知らぬ、清和天皇より爲朝まで九代なり、六孫王よりは七代、八幡殿の孫、六條判官爲義が八男、鎮西八郎爲朝ぞ、景綱ならば引き退けどぞ宣ひける、景綱昔より源平兩家天下の武將として、遠勅の輩を伐つに兩家の郎等大將を射ること、互に是あり、同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり、その故は伊勢の國鈴鹿山の強盜の張本小野七郎を搦りて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし、下臈の射る矢立つか立たぬか御覽せよとて、よつ引いて射たれども、爲朝これを事どもせず、合はぬ敵とたもへども、汝が詞の優しきに、矢一つ給はらん請けて見よ、且は今生の面目又は後生の思ひ出にもせよとて、三年竹の節近なるを、少し押し磨いて山鳥の尾を以て作きたるに、七寸五分の丸根の籠中過ぎて、籠代のあるを打ちくはせし、しばし保つてひようと射る、真先に進んだる伊藤六が胸板かけず射通し、餘る矢が伊藤五が射向きの袖に裏返してぞ立つたりける。

此以下、清盛の隊との戦を記す。○安藝守は清盛、○爰を固め給ふは、云々、先陣の五

十騎ばかりの中にて、伊藤景綱の詞、○伊藤五、伊藤六は、景綱の子供、五六は、五郎六郎なり、○合はぬ敵は、家柄劣りて相手にするに足らぬ敵といふなり、その故は次にいへり、○柏原天皇は、桓武天皇の御事、柏原の山陵に葬り奉れる故にかくもいふ、○時代久しく成り下れり、平家は桓武天皇より出で、清盛まで十一代なり、皇統を去ること遠く、源氏はやゝ近き故にいふ、

桓武天皇—高原—高見—高望—國香—貞盛—維衡—正度—正衡—正盛—忠盛—清盛

○源氏は誰れかは知らぬものあらんやの義、○爲朝までは九代なりとは、

清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—賴信—賴義—義家—義親—爲義—爲朝

六孫王は、經基、○八幡殿は、義家、○景綱昔より、綱の下に答へていふの句を加へて見よ、○公家は、朝廷をいふ、後には公卿の事のみをいへど、此は然らず、○張本は、發頭人にて頭の事、○下臈は、身分卑しきもの事、○よつ引いては、能く引きてをとりめていへる當時の詞、○汝が詞のやさしきには、可愛らしきに、○三年竹の節、近なるは、矢竹の堅くして強きをいふ、○少し押し磨いては、格別に飾らぬ矢、實用を主として形容を飾らぬなり、○山鳥の尾、山鳥は雉子に似て大く、全身黄赤にして赤

黒斑あり、頭に冠毛あり、尾は雉子よりも長く、黄赤にして粗き黒斑あり、山に居りて能く闘ふものなりとぞ、その尾を矢にはきたるなり、○七寸五分の丸根矢の根は通例一寸か、一寸五分なるに、すぐれて長大なるは、丸根とは、鏃の角なく丸きといふ、○篋中過ぎて篋代のある鏃のなかを、朝を篋代といふ、それが甚長くして、篋の半よりも深く入れるをいふ、篋とは矢の竹の所をいふなり、○打ちくばせは、矢筈を弦につがはすこと、○ひょうと射る、ひょうは矢の風を切つて飛ぶ音、○胸板は、鏃の胸の所をいふ、○かけず射通しは、うこに矢が留まらずして射貫くをいふ、留まらぬをかけずといふ、○餘る矢、伊藤六を射抜きて、背中へ通りたる矢、○射向けの袖は、鏃の左の袖のこと、○裏返して云々は、袖の翻りたる所へ射付けたるなり、

六郎は、矢場に落ちて死にけり、伊藤五この矢を折りかけて、大將軍の前に参つて、八郎御曹司の矢御覽候へ、凡夫の所爲とも覚え候はず、六郎既に死に候ひぬと申せば、安藝守を始めて、此の矢を見る兵ども、皆舌を振つてぞ恐れける、景綱申しけるは、彼の先祖八幡殿、後三年の合戦の時、出羽の國金澤の城にて、武則が申しけるは、君の

御矢に中る者、鎧冑を射通されずと云ふことなし、抑君の御弓勢をたしかに拜み奉らばやと望みければ、義家革能き鎧三領かさね、木の枝に懸けて、六重ねを射通し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける、これよりいふ、兵ども歸伏しけりと申し傳へて、聞く許りなき、眼前にかゝる弓勢も侍るはや、あなれをろしとぞ怖ぢあへる、矢場は、矢を射たる其の場、○矢を折りかけは、立ちたる矢を脱きあふせず、たゞ竹を折らるるまゝ、○御曹司は、若殿といふが如し、もと曹司といふは、部屋之事なり、さればまた部屋住にて、家督せぬもの、稱に用ゐたり、○凡夫は、神佛にむかへて、人間の事をいふ、○安藝守を始めては、清盛を始めとして、○後三年の合戦の時、堀河天皇の寛治年中に、源義家、清原武衡、家衡等を討ちて、陸奥出羽を平定す、○武則は、清原氏にて、武衡の父なり、前九年の乱に、頼義、義家を援けて、安倍貞任を討ちて、功ありし人なり、後三年の時には、武則は在らず、此は前後を混じたり、○六重ねは、三領の鎧の胸と背なれば、六重ねになるなり、○申し傳へて聞くは、なり、申し傳へてあれど、それは昔の物語なれば、聞くは、かゝりなり、今眼の前にて、かゝることを見ては、愈れろしとなり、○あなれをろしの、あなは、發語なり、あゝといふに同しくて、やゝ重し、

斯く口々に云はれて、大將宣ひけるは、必清盛が此の門を承つて向ひたるにもあらず、何となく押し寄せたるにてこそあれ、何方へも寄せよかし、さらば東の門かどあれば、兵皆それも此の門近く候へば、若同じ人や固めて候ふらん、只北の門へ向はせ給へと云へば、さも云はれたり、今は程なく夜も明けなんす、然れば、小勢に大勢かけ立てられんも、見苦しかり、なんどて引き退く處に、嫡子、中務少輔、輪重盛、生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉威しの鎧に、白星の冑を着、二十四差したる、中黒の矢負ひ、二所、藤の弓持つて、黄かはら毛なる馬に乗り、進み出で、勅命を蒙つて罷り向ひたる者が、敵陣強しとて引返すやうやあるべきつゝ、けや若者どもとて驅け出でけるを、清盛これを見て有るべきもなし、あれ制せよ者ども、爲朝が弓勢は目に見わたる事どかし、過ちすなど宣ひければ、兵ども前に驅せ塞がりければ、力なく、京極を上りに、春日表の門へぞ寄せられける、

大將は、清盛、○必清盛が云々、清盛にきつと、此の門を攻めよと命せられたる故にもあらず、たゞ偶然に、三條通りより回りて、この方面に向ひたるなれば、何れへ参

らんも妨げなしとなり。○東の門は南面の東門にて、忠正の守れる所なり。○同じ
 人は爲朝をさす。○さも云はれたるは善く言はれたるに同じ。○少輔はセフとよ
 ひセウイフとよむものあれどもそれはわるし。○澤瀉威は色々絲を縫へて上狹
 く下廣く股を開きて、れもたかといふ草の葉の形に威すことなり。されど段々あ
 る故に御幣の形に見ゆるなり。そのやうに威せし鐘をいふ。○白星の冑は星冑の
 星を銀にて包みたるをいふ。○二所簾の弓は簾を二所の寄せて巻くをいふ。す
 へて弓に簾を巻くは濕氣にあひてもばなれざらしめんが爲なり。○黄か、毛
 は白に黄色を帯びたる色か。はら毛は河原毛ともかさたれど、それは假り字にて
 土器毛なるべしといふ。○見て有るべうもなしは我が子が眞先に敵に向ふに、獸
 つて見て居るべきやうもない。○あれ、制せよ者共、制せよは引き止めよなり。者共
 は、兵卒どもにて部下の者を呼ぶ詞。○力なくはそれを強ひて駆けんやうもなく
 是非なくの義。○京極は京のはづれの義にて、地名となれるもの。賀茂川の西に沿
 ひたる通りにて、河手前へ退きて北へ上りたるなり。○春日表の門は北門にて、家
 弘の守る所なり。前に北の門へ向はせ給へといへる通りにせんとて、陣を移す也

爰に安藝守の郎等に、伊賀國の住人山田小三郎伊行といふは、又なき剛の者かたか
 は破りの猪武者なるが、大將軍の引きたまふを見て、さればとて矢一筋にねられて、
 向ひたる陣を引くとやある。たどひ筑紫の八郎殿の矢なりども、伊行が鐘はよも通
 らじ、五代つたへて軍にあふこと十五箇度、我が手に取つても度々多くの矢どもを
 請けしかど、未裏をばか、ぬものを人々見たまへ、八郎殿の矢一つ請けて物語りに
 せんとて驅け出づれば、この高名は爲ぬに如かず、無益なり。と同様共制すれども、
 もとより云ひつる詞をかへさぬ男にて、夜明けて後に傍輩の八郎のいで、矢目見ん
 と云はんには、何どかうの時答ふべき。然れば、日來の高名を失せなんことの無念な
 れば、よし、人は續かずとも、たのれ證人に立つべしとて、下人一人相具して、黒草
 威の鐘に同じ毛の五枚冑を猪頸に着十八差したる、染羽の矢負ひ塗籠籠の弓持ち、
 鹿毛なる馬に、黒鞍をいいて乗つたりけり。
 かたか、破りの猪武者は、情の剛くて、我が思ひ込みし事は、人の言をも用ひずし
 て進む、無謀に慍悍なる武者の義なるへし、かたか、破りといふ事は、詳ならされ
 ども、片側破りの義にて、一方のみを強く破る意なるべし。○引き給ふを見て、引く

は退くなり。○よも通らじ。とても通りはすまい。○五代傳へて云々。これは鎧の堅きを誇る詞にて、先祖より我まで、五代持ち傳へし堅甲なればといふなり。○裏をはかいぬものを、は、矢か裏までは通らぬ。○をこの高名は馬鹿氣たる名を取るをいふ。○同僚は、傍輩のこと、僚は朋なりと字書にあり。○八郎のいで、矢目見ん、これは傍輩の詞なり。昨夜汝か八郎殿の矢一つ請けて物語りにせんといひしが、いさゝの矢傷を見せよといはれたらばの義、矢目は矢傷の事、いではサアといふに同じ。○たのれ証人に立つべし、たのれは汝といふに同じ。下人を呼ぶ詞、今も俗にいふ詞なり。証人とは、八郎殿と對戦せしとを見届くる証人。○下人は從卒。○五枚、胃は、鎧の五枚重ねなるをいふ。○猪頭、に着とは、胃をすこしあふのけにかふるをいふ。向ふ敵の矢も太刀もねられぬ故にかくかふると勇あればなり。○十八、差したるは、敵に矢を四四十六とさし、上さしの矢、二つさしたるなり。○染羽の矢は、鷲の雪白の矢を、赤くも青くも何色にても染めたるをいふ。○塗籠、藤は、藤をしげく巻きたる弓を、藤どもに漆にて塗りこめたるをいふ。雨露をふせぐ爲にぬる、これは軍用によろしきなりとぞ。○鹿毛なる馬は、鹿の毛に似て、茶褐色なるものをいふ。

門前に馬をかけずる物その物にはあらねども、安藝守の郎等伊賀の國の住人山田小三郎伊行生年二十八、堀河院の御宇嘉承三年正月六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先かけて、公家にも知られ奉りし山田莊司行末か孫なり、山賊強盜を搦め取ることは、數を知らず、合戦の場にも度々に及んで、高名仕つたる者ぞかし、承り及ぶ八郎御曹司を一見見奉らばやと申しければ、爲朝一定きやつは引き設けてぞいふらん、一の矢をば射させんず、二の矢を番はん所を射落さんず、同じくは矢の溜らん所を、我が弓勢を敵に見せんと宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍をいいて乗つたりけるが、駈け出で、鎮西八郎これに在りど名のり給ふ所を本より引き設けたる箭なれば、弦音高く切つて放つ、御曹司の弓手の草摺を縫ひさまにそ射切つたる、一の矢を射損して、二の矢を番ふ所を爲朝よつ引いてひようと射る、山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺を尻輪かけて、矢先三寸餘りを射通したる、暫しは矢にかせがれて溜る様にならぬし、即弓手の方へ眞倒に落つれば、鎌は鞍に留まつて、馬は河原へ馳せ行けば、下人つと馳せ寄り、主を肩に引きかけて、御方の陣へを歸りける、寄せ手の兵これを見て、いよ、此の門へ向ふものこそなかりけれ。

門前は爲朝が守れる北殿の西門。○物その物にはあらねども物の數にはあらねどももの義にて卑下せし詞なり。○對馬守義親追討の時源義親は義家の子なり。出雲の國にて人民を劫し官物を奪ひし罪により平正盛をして追討せしめ遂に誅せらる。○故備前守殿義親の追討使は清盛の祖父正盛にして正衡の子なり。然れども正盛が備前守になりし事は他の書に見えず。備前守になりしは正盛の子忠盛なり。されどもこの時忠盛は僅に十三歳なれば父に従て軍に臨みしども見えすれどもふに正盛も備前守になりしことありしにや。ともかくもこゝは正盛の事と見るべし。○眞先かけては先鋒にて。○一定はきつと。○きやつは彼奴なり。かのやつといふを約めていへり。○引き散けては矢を番へて待ち設け居て。○矢の溜らん所を云々は矢の溜まらん所に射着けて。○白蘆毛は全身白色にて。○草のみ黒き馬。○金覆輪の鞍は鞍の山形の端に金の細き薄金をふせたるなり。○草摺は鎧の裾にて腰の所の分れて垂れたるもの。○縫ひはまは縫ひしやちになりて。○鞍の前輪は前の方の山形になりたる所。○尻輪かけては鞍の後の所を射通して。○矢にかせがれて云々は矢の勢に支へられて直ちに下落せずありしがや

がて落ちたりとなり

白河殿攻落事

さる程に夜もやうく明け行くに主もなき放れ馬源氏の陣へ駆け入つたり。鎌田次郎これを取らせて見るに鞍壺に血溜り前輪は破れて尻輪に鑿の如くなる。鎌田まれりこれが大將軍に見せ奉りて今夜筑紫の御曹司の遊ばされてありげに候ふ。あないかめししの御弓勢やと申しければ義朝八郎は今年十八九の者にてこそあれ未力も固まらじそれは敵をねとさんとしてこそ放しけめ夫には臆すべからず汝向つて一當りて見よと宣へばさ承り候ふとて正清百騎ばかりにて押し寄せて下野守の郎等に相摸の國の住人鎌田次郎正清と名のりければさては一家の郎従でござんなれ大將軍の矢面をば引き退けと宣へば本は一家の主君なれども今は入逆の兇徒なり違勅の人々討ち取つて高名せよや者どもと云ひも果さず能つ引いて放す矢が御曹司の半頭にかかりと中つて胃の鏝に射つけたり。主もなき放れ馬は山田小三郎が乗り捨てたるもの。○鞍壺は鞍の中の人の乗る所。○筑紫の御曹司は鎌田八郎をいふ。○遊ばされてありげに候ふは爲されたる

やうにねもはるゝとなり、他人の弓にては、出来ぬほどなれば、然れどもはるゝとの義。○あないかめしのあなは、驚歎の時の發語、いかめしは、ねそろしの意。○應すべからず、臆病心を出すべからずとなり。○一當あて、見よ、一應戰ひて、先方の力をためし見よ。○さ承り候ふは、さやう承知仕つたりといふ也。○一家の郎従は、同族の家來の義。○本は、一家の主君なれどもは、正清が詞。○今は、八逆の兇徒、八逆は八虐とかくべし、これは假字なるべし、八虐とは、一に謀反とて、國家を危くせんことを謀るもの、二に謀大逆とて、山陵官闕を毀つことを謀るもの、三に謀叛とて、本朝を背きて外國に従ふもの、四に惡逆とて、祖父母父母等の尊屬親を殿ち、又は殺すことを謀るもの、五に不道とて、一家の中にて、死罪ならざる者三人を殺せし類、六に不敬とて、大社を毀ち、御物を盗み、詔使に對捍して、人臣の禮なきもの、類七に不孝、八に不義とて、主人又はその長官、師匠等を殺せる類、すへて名教に關する罪をいふ、今爲朝は、新院に御方して、天皇にそひき奉る故に、即謀反にて、八虐の中を犯せるものぞといふ也。○半頭は、鐵にて作りて、兜の上にかぶりて、額を掩ふ具なり、圖を出だして示せり、照し合すべし。

爲朝あまりに腹を立て、此の矢をいかなくつて、投げすて、おのれ程の者をは矢たふなに、手取りにせんとて、驅けたまへは、須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎つゝきたる正清叶はじとやねもひげん、百騎の勢を引き具して、河原を下りに五町計り振ひく、逃けたりけり、御曹司は弓をは脇にかい、挟み、大手を廣げて、何處まで何處まで追はれけるが、さのみ長追ひなせと、判官殿は心こそ武くれば、しませども、年老いたまひぬ、残りの人々は口はきゝたまへども、さのみ心にくからず、小勢にて門破らるゝな返せやとて、引き返す、
 いかなくつて、かいは、搔にて發語なり、かなぐるは、荒く取り捨つること。○矢たふなに、この語詳ならず、大意は、かゝる奴には、矢を給はんも、勿体なしとの義なるべし。○さのみ長追ひなせとは、爲朝か正清を追ひがけながら、思ひかへして、従ひたる二十八騎の者にいふ詞。○判官殿は、父の爲義。○残りの人々は、兄の頼賢など、をいふ。○小勢にて門破らるゝな、我れ等が長追ひして居ぬ間に、敵が門へ押し寄せなば、残り居て守るものは、小勢なれば、もし破らるゝことあらば、大事なりとなり、慄悍の中に、れのづから思慮の慎重なる所あること見るべし、又以て爲朝が父に

孝なる心あることをも察すべし、尙後の文に至りて照應する所あり、
鎌田は河原を西へ引けば、大將軍の陣の前敵の追ひかけんも悪しかりなんと思ひ
て、真下りに逃げたりけるが、敵引きかへすと見てければ、河を直達にはせ渡して、下
野守の前に馳せ参り、馬より飛んで下り、背をぬぎて高紐にかけ、弓脇狭み、あはく
申しけるは、坂東にて多くの軍に逢ひて候へども、これはと軍立はげしき敵にいま
だあはす候ふ、雷電などの落ちかゝらんは事の數にも候はじと申しければ、義朝そ
れは聞ゆる者と思ひてれづれば、ころさあらめ、八郎は筑紫をだちにて、舟の中にて
遠矢を射徒立などは知らず、馬上の業は坂東武者にはいかで及ばん、馳せ並べて組
めや者共と下知せられければ、相摸の國の住人須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、海
老名源八季定、秦野次郎延景等を始めとして、二百餘騎にて追つかけたり、爲朝資莊
嚴院の西裏にて返し合せて、火出つる程を戦ふたる

河原の西へ引けば、この時義朝は川向ひにありし故なり、○直達に馳せ渡して
一旦南へ退きたるを、又西に行かんとて、筋かいに渡れるなり、○下野守に云々よ
り、あはく申しけるは、まで教句普通本になけれども、今半井本といふに、あ

は補へり、この事なくては、義通せず、○高紐は、鎧の胴釣りの紐なり、金のコハゼあ
り、背に負ひ、しのびの緒の端をこの高紐に、ひきかけて結びたるなり、○あ
はくは、喘きながらなり、息苦しき様をいふ、○坂東は、相摸の足柄坂より東の
國々、○軍立は、軍の仕方、○雷電などの云々、雷の落ちかゝるを、れそろしき事に
いひつれども、これはそれよりも烈しく、れそろしく、これから比へて見れば、落雷
などは、れそろしき事の中にも、入らぬほどとなり、○聞ゆる者と思ひては、爲朝
は、音に聞えし剛勇の者ど、かねて知れる故に、聞き怖ぢせしなりといふ、○遠矢を
射、徒立などは、知らず、これは遠矢と徒立と二つなり、遠方にて、矢を射中つること
や、徒立の戦ひなどの上手といふ事は、果して眞實なるかも知らねど、馬上の戦は
とても、坂東武者には及ぶまじとなり、關東には、平地多くして、武士みな馬上の戦
ひに馴れたれども、九州は、山多く平地少ければ、かくいへり、

大將は赤地の錦の直垂に、黒糸威の鎧に、鍬形うつたる冑を着、馬に黒鞍をいいて乗つ
たりけり、鎧ふんばり突立ちあがり、大音あけて、清和天皇九代の後胤下野守源義朝、
大將軍の勅命蒙つて罷り向ふ、もし一家の氏族たらば、速に陣を開いて退散すべし

とぞ宣ひける、爲朝聞きも敢ず、殿親判官殿院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たるを
 の代官として、鎮西八郎爲朝一陣を承つて固めたりとぞ答へける。
 鍬形は、冑の前の立物なり、鍬の金の所の形に似たれば、その名ありとも、又慈姑の
 葉の形の如くなれば、クワ井形の略なりともいふ、圖について見よ。○清和天皇九
 代の後胤は、前の二八頁を見よ、義朝は爲朝の兄なれば、同じく九代なり。○一家の
 氏族、同じ家筋の分れをいふ。○殿親は、父をいふ、父を殿君ともいへばなり。○一陣
 を承つて、一方の陣所を守るべき命を承つてといふが如し。
 義朝かさねて、さては遙の弟おさんなれ、汝兄に向つて弓引かんこと冥加なきにあ
 らずや、且は宣旨の御使なり、禮儀を存せば弓を伏せて降参仕れとぞ申されける、爲
 朝又兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理りなり、正しく院宣を蒙つたる父に向
 つて弓引き給ふは何にと申されければ、義朝道理にや詰めらんけん、その後音も
 せず、武藏相摸のはやりをの者共が、藝地に打つてかゝるを、爲朝しばし支へて防ぎ
 けるが、敵は大勢なり、かけ隔てられては判官の爲悪しかりなんと思ひて、門の中へ
 引き退く、敵これを見て防ぎかねて引くとや思ひけん、勝つに乗つて門の際まで攻

め附けて、入れ替へく揉うだりけり、
 遙の弟は、末弟といふに同じ、○冥加なきにあらずや、冥加は、神佛が冥々の中より
 加護するをいふ、こゝは弟として兄に弓引くは、神佛の冥加を失ふ道理にはあ
 らずやとなり、○宣旨の御使、勅命を蒙れる征討使の義、○は、やりを、の者共は、氣の早
 い男ども、○藝地は、マツシクラ、又マシクラともいふ、藝地の字をかゝくは、義譯なり、
 昔よりこれを用ゐる來れり、急に烈しく進み掛かる狀にいふ、俗にイッサンといふ
 が如し、專馬上なるにいへり、○判官の爲、あしかりなん、これ又爲朝が父の爲に慮
 れる、孝心を見るべし、○揉うだりけりは、揉んだりけりの音便なり、
 爰に爲朝敵の勢おしに見れば、大將義朝大の男の大きな馬には乗つたり、人にす
 ぐれて軍の下知せんとて、突立ちあがりたる内冑、誠に射よげに見えければ、願ふ所
 の幸得たりと悦んで、件の大矢をうち番ひ、只一矢に射落さんと打ち上げけるが、待
 て暫し、弓矢取る身の謀、汝は内の御方へ参れ、我れは院方へ参らん、汝負けは、憑り、助
 けん、我まけば、汝をたのまん、など約束して、父子立ち別れてかれば、すらんと思案し
 て番ひたる矢をさしはづす、遠慮の程こそ神妙なれ、すべて八郎の矢に中るもの助

かる者ぞなかりける。されば罪作りとや思はれけん。名のつて出づる者ならでは、左
 右なくは射給はざりけり。
 勢おしには、敵の列びたる大勢の上を越して見ゆる。○内、胃は前に説けり、胃の内
 といふこと。○射好げは、射るに丁度よさうに見ゆる。○件の大矢は、かの大矢と
 いふに同じ。前に三年竹の節近なるを少し押し磨いて、山鳥の尾を以て作きたる
 に、七寸五分の丸根の篋中過ぎて篋代あるといへる矢をいふ。○打ち擧げけるが
 弓を射ん爲に、目通りより上へ擧げたるなり。既に矢を放たんとする際をいふ。○
 汝は内の御方へ参れより、我負けば汝をたのまんまでは、爲朝が想像上、父爲義が
 兄義朝に對して密約の詞なり。抑この度の戦は、源平両家が運命のかゝる所にて、
 勝ちたる方は、必家を興すべければ、爲義義朝父子の間にて、密に契約し、勝負は戦
 の常なれば、双方に分れて居る時は、一方は必功を立てん、その時は云々せんど、か
 やうなる契約があるかもしれぬ、それを今すぐに、義朝を殺さば御方の戦は勝つ
 ども、父に對して心ならぬ事なりと思案せしなり。○汝負けば、懇め助けん、汝もし
 負けたる時には、必罪せられん、その時は我を懇め、我れはいかにもして、勳功にか

へても、汝が命をば救ひて助くべしと、父子互に約束せしならんといふ也。○遠慮
 は、字の如く遠き思ひ謀りをいふ。○神妙は、シンベウとよび、シンメウの音便なり。
 殊勝奇特など、同じく、人の所行を感心する時の褒め詞。○左右なくば、滅多にと
 いふに同じ。○此段、爲朝が父を思ふ情の深切なるを重ねいふ。後章、義朝が父を救
 はす、家臣をして弑せしめたる事に反應し、兄弟の情の同じからぬ由を明にする
 所殊に妙なり、汝負けば懇め助けん云々の語、筋動にして力あり、文の法となすべ
 し、よく注意すべし。

長井齋藤別當實盛の弟の三郎實員片桐小八郎大夫景重須藤瀧口以下、宗徒の兵攻
 め入り攻め入り戦ひければ、惡七別當手取の與次高間三郎同じき四郎吉田太郎以
 下、爰を前途と防ぎけり、片桐小八郎大夫に手取りの與次を驅け合ひける、與次は若
 武者なり、景重は老武者なる上、戦ひ疲れて既に危く見えける所を、秩父行成馳合せ
 ひて、よつ引いて放つ矢に、與次が馬手の草摺のはづれを射させて引き退けは、景重
 勝つに乗つてぞ驅け入りける、御曹司須藤九郎を召して、敵は大勢、若矢種盡て打
 物にならば、一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ、坂東武者の習ひ、大將軍の前に

ては親死に子討たるゝとも願みず彌が上に死に重つて戦ふとぞ聞く、いささらば大將に矢風負はせて引き退けんと思ふはいかにと宣へば、家未然るべく候ふ、但し御誤り候はんと申しければ、何ナニでふさる事あるべき、爲朝が手もとは覺ゆるものとして、例の大矢を打つがひ、堅めてひようと射る、思ふ矢壺をわやまらず、下野守の胃の星を射削りて、あまる矢が資莊殿院の門の方立ウツタテに箇中ウツチノせめてぞ立つたりける、長井齋藤別當、かく苗字を重ねていへることは、同族中の區別をせん爲の名なり、もと齋藤といへる氏は、藤原利仁より出て、一族蕃昌して各地に分れ住す、それを孰れも齋藤といひては、何地の族か詳なりがたきにより、上に住地の名を冠らして、匹田齋藤、吉原齋藤、河合齋藤などいふ、この實盛は、武藏の長井に居りし故に、長井齋藤といひしなり、或は又これと反對に、區別の名を苗字の下にいふこともあり、佐々木の支流を、佐々木六角氏、佐々木京極氏の如き是なり、後その類きを以て一を省きて稱する事となりて、本氏を失へるものも出来たり、これは文の全体には與からぬことなれど、苗字の二つ重れるを疑はしくれもふもあるへければ、説くなり、他も例を以て推量すべし、○宗徒の兵、宗ムネは、主とするものといふ、重立オモタテ

たるもの、事徒は、借主にてテニヲハのトなり、主として頼む兵の義、○前途は、大切なる所をいふ、○矢種は、たゞ矢といふに同じ、射るべき種の義、○彌が上ミヤノカミに、上の上に重なる意、○矢風負はせては、矢の飛ぶ勢にて、風を生ずるを矢風といふ、こゝは、矢の勢にれれさすること、○御誤り候はんとは、もし過ちて兄を射殺したらば、大變なりと危ぶむ、○何ナニでふは、何と言ふの約まりたるなり、又ナゲウといへるも、同じ事なり、普通に何條ナニとかけるは、借字なれども、假名違ひなり、○爲朝が手本は、覺ゆるものを、射損するか射損せぬかは、自分で分つて居る、必射そこなふ事はなしと、我が射術の確なることを斷言せしなり、○矢壺は、狙ひの場所、○胃の星は、圖について見よ、○あまる矢は、星を射削りたる矢の餘勢尙強くして、○方立は、門の柱の双方にある木にて、扉を付くる所をいふ、○箇中ウツチノせめては、矢の半まで、つよく射込みたるなり、其の時義朝手綱かい繰り打ち向ひ、汝は聞き及ぶにも似ず、無下に手こそあらけれど、宣へば、爲朝兄にて渡せら給ふ上存する旨ありてかくは仕り候へども、まことに御許しを蒙らば、二の矢を仕らんと、眞向マコウ内胃は、恐れも候ふ、障子の板か、柳ヤナギ楳ヒメ走ハシりか、

胸板の真中か草摺ならば一の板ども二の板ども矢盡をたしかに承つて仕らんとて既に矢取つて番はれける所に上野の國の住人深巢の七郎清國つどかけ寄せければ爲朝これを弓手に相請けてはたと射る清國が背の三の板より直遠に左の小耳の根へ籠中ばかり射込んだれば暫しもたまたらず死に、けり須藤九郎落ち合ひて深巢が首をば取つてけり

手こそあらけれ、あらかきは粗の義にて精妙ならぬをいふ、義朝は爲朝が射そこなひと思ひたれば思ひの外に下手なりと嘲りしなり、○存する旨ありては上にいへる如く内約ありと思ひし事をいふ、○二の矢を仕らん、第二の矢を射んとなり、○真向は額をいふ、○内背は前にいへり、○恐れも候ふ、此を射んことは勿体なしと、兄なれば憚りて遠慮せし所なり、○障子の板は双方の綿上の所におり、國にて見るべし、これはこの頃の本式の鏡にはありしものなれども、後世のにはなきものなり、○梅楯は、鏡の右の肩先に附くる小さき袖形のもの、○弦走は、胸板の下胸の正面を、染革にて包みたる所、○弓手に相請けて云々、これは清國が駆け出で、義朝を隔てたるにあらず、義朝を射させじと、傍より爲朝へ駆けよせたるなり、故に

爲朝は身をひねり、弓手に受けて射とめたるなり、○落合ひては、かけ寄ること、これをも事どもせず、我れ先にと驅け、る中に相模國の住人大庭平太景義、同じき三郎景親、真前に進んで申しけるは、八幡殿後三年の合戦に、出羽の國金澤の城を攻めたまひし時、十六歳にして軍の真前駆け島海三郎に左の眼を背の鉢付けの板に射付られながら、答の矢を射返して、其の敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉、大庭平太景義、同じき三郎景親とを名のつたる、御曹司これを聞きたまひ、西國の者どもには、皆手なみの程を見せられたれども、東國の兵には今日始めの軍なり、征矢をば度々射たりしが、鏑矢にて射ばやと思ひて、目丸つ差したる鏑の目柱には角を立て、風返し厚くくらせて、鐵巻に朱差したる邪普通の墓目程なるに、手先六寸鏑を立て、前一寸にはおぬねにも刃をぞ附けたりける、鏑より上十五束ありけるを取つて番ひ、ぐさど引いて放されたれば、御所中に響ひて長鳴りし、五六段ばかりに控へたる、大庭平太が左の膝を片手切りにふつと射切り、馬の太腹かけす通れば、鏑は碎けて散りにけり、馬は昇風を倒す如く、がばと倒るれば、主は前へぞ餘されける、敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛び下り、兄を肩に引きかけて、四五町ばかりを引いたりける、

八幡殿は源義家〇後三年の合戦は清原武術家術等が乱の事〇鳥海三郎は家任といひ安倍頼良が子なり〇左の眼一説には右の眼ともあり〇冑の鉢付の板は鉢と鍔とを綴ちつけたる所をいふ〇圖を見よ〇答の矢は返報の矢〇末葉は子孫のこと〇征矢は普通の戦に用ゐる矢をいふ〇鏑矢は矢の先へ柀の木にて卵形の中を空虚にし周圍に穴をあけたるを付け置き又その先へ鷹俣とて鐵形の鏑をさし込むなり〇目九つ差したるはかの卵形の先の方へ穴を九つ明けたるなり普通は三つなりこれはその大なるをいふ〇目柱には角を立ては穴と穴との間にくものこしたる所を柱といふそれに角を立てこの穴によく風を受くるやうにせしなり〇風返し厚くくらすせて卵形の先を一段低く削りたると風返しといふ〇鏑巻に朱さしたる鏑へ寄りたる所を巻きて朱漆にて塗らるなり〇鏑目は矢の一種にて鏑矢に似て卵形の所や長く凡四寸ばかり圖は五寸穴は五つ又は六つ鏑をつけず射る物に傷つけぬ爲の用なりそれも爲朝の鏑矢の大なるを示さんとしてなり〇手先六寸鏑を立ては鷹俣の鏑の元の方へは鏑を付け尖の方へは背へも刃を付けたるなり鏑とは刃と背との間の一段高く角

ある所をいふ〇十五束は前にもいへり一握りの寸を三寸とみれば四尺五寸程の長なり〇御所中に響いては鏑の穴の中へ風を受けて高く鳴るなり〇五六段は五六丈ばかりをいふ〇片手切は片より射切りたるなり〇太腹かげずは太腹は腹の事なりふくらみたる所をいふ矢がそこに中りて留まらず射貫きたるをいふ〇かばど倒るればかばは倒るゝ音〇餘されける前に落ちてそこに残るをいふ

武藏の國の住人豊島四郎も須藤九郎に弓手の太腹を射させ安房の國の住人丸太郎も鬼田與三に立射させて引き退く中條新五新六成田太郎箱田次郎奈良三郎岩上太郎別府次郎玉井三郎以下入れかへ入れ替へ改め戦ふ各分捕りし皆手負ひて引き退く所に黒草威の鎧高角打つたる冑を着精毛なる馬に乗り悪七別當と名のつて驅け出でたり海老名源八馳せ合ひて戦ひけるが草摺のはづれを射させてひるむ所を齋藤別當すさまもなく驅け寄りたれば悪七別當太刀を抜いて齋藤が冑の鉢をちようと打つ打たれながら實盛内冑へ切先上りに打ち込みければあやまたず悪七別當が首は前にぞ落ちたりける實盛この首を取つて太刀の先に貫き

さしあげて、利仁將軍九代の後胤、武藏の國の住人齋藤別當實盛、生年三十一、軍とは斯くこそすれ、我とおもはん人々は、寄り合へや寄り合へやとを呼ばはりける。

豊島四郎九太郎、いづれも義朝方の兵、○分捕しは、首または武具を取ること、○手負ひでは、負傷するをいふ、○高角打つたる、背は、牛の角の如き角を、長くして背の前立物にしたるをいふ、角のさきを高くする故に高角といふ、○糟毛は、灰色に白色の雜れるものをいふ、○ひるむは、勢の屈する様、○利仁將軍は、左大臣藤原魚名六世の孫にて、鎮守府將軍となり、北陸に勇をふるひし人なり、○軍をばか、いふこと、すれは、戦場このやうに上手なりと誇り言ふ、○寄り合へや、は、來り戦へといふに同じ、

金子中郎は、滋目結の直垂に、ふしなは、目の鐵着て、鹿毛なる馬に、黒鞍おいて乗つたるが、矢種は、皆射盡して、太刀を抜いて、真向にあて、武藏國の住人金子十郎家忠、十九歳、軍は今ほど始めなる、御曹司の御内に、我と思はん兵は、出で合へやとぞ名のつたる、八郎宣ひけるは、悪い剛の者かな、我が矢比に寄せて、扣へたり、只一矢に射落さんと思へとも、餘りにやさしければ、誰かある彼れ提げて參れ、一目見んとありしかば、

木蘭地の直垂に、紫革の腹巻着、栗毛なる馬に、高間四郎と名のつて、押し双べて組んで落つ、高間は、兄弟共に、開ゆる大力なるを、家忠上に成つて、押さへて、首をかゝんとする處に、高間三郎落ち重りて、弟を討たせしと、金子が背を引き、仰け、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を、膝にて敷きつめ、上なる敵の弓手の草摺引き、舉げ、寄りかへして、搦も拳も通れ、と、三刀刺して、ひるむ所に、下なる敵の首を取ら、太刀の先に、差しあげて、頃者鬼神と聞え給ふ、筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば、家忠討ち取つたりとぞ呼ばはりける、家末これを見て、安からず思ひければ、射落さんとして、追ひかけける所を、八郎いかに須藤、あたら兵を助けておけ、今度の軍に、打勝なば、爲朝が郎等にせんするぞとぞ、宣ひけれ、金子あまりに剛なれば、軍神にや守られけん、又なき高名仕り、究めて、不思議の命助かりて、大將までを譽められける、

滋目結の垂直、目結は今いふ鹿の子絞の事なり、かのこは、鹿の毛の白点あるに似たる故に、滋目結とは、その絞りの染模様の、一面に、すさまじく紫きをいふ、これを今は惣鹿子といふなり、○ふしなは、め、の、鏡、ふし、織目とは、染革の名なり、緝うす青

白の三色を三重にならべて九折の形を一面に染たるもの也、古坂東にて流行せし染模様なりといへり。○軍は今日を始なる、今日始めて軍に出でたりとなり。○我が矢比は矢の的中すへきよい程の距離に居れりとなり。○木蘭地の直垂モクランヂともムクランヂともいひ、同じ事なり、黄赤にして少し黒みを兼ねたる色なり。○栗毛は、赭赤にして立て髪、黒き馬。○押し双べては馬を双べて組討ちして馬より落ちし也。○下なる敵のは家忠が四郎を下に組み布きたるなり。○上なる敵は、兄の三郎をいふ。○寄り返して、これまで避けがらにあらひしを俄に變して三郎に寄り付き、びなり。○大將までぞ、大將は義朝を指す。

常陸の國の住人、中宮三郎、同國の住人、關二郎、村山黨には、山口六郎、仙波七郎、善をならべて駆け入れれば、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎以下、防ぎけるが、新三郎は仙波七郎に弓手の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に右の腕を打ち落されて、引返す、美濃の國の住人、平野平太、同國の住人、吉野太郎と名のつて、かけ入りける所を、御曹司件の大鎧を以て、ひようと射給ふが、高紐に弦やせかれけん、たもふ矢壺に下りつゝ、平野平太が左の脛當を射切られて、太腹あなたへつと通さるれば、眞倒にたふ

れたり、甲斐の國の住人、鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將もこれらを見たまひて、少し攻めあぐんで思はれける。

村山黨は、武藏七黨の一つなり、七黨は、横山黨、西黨、村山黨、兒玉黨、丹黨、猪俣黨、野與黨、是なり、村山黨は、東多摩郡に住する土着兵士の部隊なり。○高紐に弦やせかれけん、高紐は、鎧の綿上のうへより、肩の前へ出で、胸板の合引きの緒に取り合せてしむる紐なり、矢を放つ時、それに弦の障りたるをせかれてといふ、但しこゝに高紐とあれども、高紐のかけ合せの上をたはひたる、梅檀の板に弦の障りたるを言ふなるへしと、伊勢貞丈氏の説なり、伊勢氏は、明和安永の頃、武家故實に明なる有名の大家にて、武器考證、平義器談、五武器談などの著書あり。○思ふ矢壺に下りつゝ、は射んと思ひし所よりも、下に中るをいふ。○脛當は膝の下を覆ふ、小き鐘の如きもの。○攻めあぐんでは、攻めくたびれてといふに同じ。

其の時、信濃の國の住人、根井大彌、太監摺りの直垂に、卯の花威の鐘に、星白の肩を着、佐自なる馬に乗つたるが、進みいで、申しけるは、軍に人の討たるゝとて、敵に息を繼がせんには、いつか勝負を決すべき、その上我等は餌を求むる鷹の如し、凶徒は鷹

にたそる、雄にあらすや、いさや腰けん腰ばらとて、真前に進めば、つゝ兵隊々を
 同國の住人宇野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤、次安藤三、木曾中太、彌中
 太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始めとして二十七騎ぞかけたりける。門の中へ
 攻め入つて散々に戦ひければ、手取りの與次鬼田、與三、松浦小次郎も討たれにけり、
 すべて爲朝の懸みればれたる二十八騎の兵、二十三人討たれて、大略手をを負ひ
 たりける。寄せ手も究竟の兵五十三騎うたれて、七十餘人手負ひたり、敵魚鱗にかけ
 破らんとすれば、御方鶴翼に連つて射しらまかす。御方陽に開いて圍まんとすれば、
 も敵陰に閉ぢてかこまれます。黄石公が傳ふる所、吳子孫子が秘する所、互に知つたる
 道なれば、敵も散らす。御方も引かす。されば十騎が十騎になるまでも、果つべき軍と
 も見せざりけり。
 藍摺とは、藍草にて白地へ紋柄を摺り出したるをいふ。歌に陸奥の信夫もち摺な
 せし、よめるも、藍の葉にて摺れる精布をいふ。○卯の花、成は糸にてをせしたるも
 のにて卯の花とは、うへ木の花の事なり。その花は白く、葉は萌黄なれば、鐘もそれ
 に象りて、一段は白く一段は萌黄にだんく、色をかへて威したるをいへり。○星

白の青は白星の青といふに同じ、星を銀にてつゝめるものをいふ。○佐目なる馬
 は、馬の鼻を赤く染む赤きをいふ。○敵に息をつがせんは、御方が戦に懸して敵
 は猶豫を興ふまはの義。○凶徒は、新院の方を謀叛人とする故に、かくいへり。此は
 敵軍陣方と勢の優劣あること、應と雄との如く相異せるをいへり。○殿ばらは、御
 陣方といふが如し。○敵々には、俗にヒドクなどいふ語に同じ。○究竟の兵、キウキ
 陣方の音便にて、キウキヤウとよむ。極めて勝れたるものをいふ。○魚鱗、鱗の
 根も陣立ての法の名にて、諸葛孔明が發明せし八陣の中の一つといひ傳へた兵
 ○敵に寄せかば、射散らすこと。○黄石公は、張良に兵法を授けし人の名。○吳子
 孫子は、孫子の兵法をいへり。就れも軍法にすぐれたる人をいへり。○此までは、爲朝が守れ
 る場所の戦を記す極めて詳にせしは、この書爲朝を主人公として筆を立てたれ
 ば、以下他人の備への戦を記せば、又極めて略にせり。これ文の詳略法にて、
 出陣の要を得たものなり。
 兵庫頭賴政の手に渡邊兼光、省投連源太、龍瀨口を始として、東の門へ押し寄せ、
 探みに掻かす攻め入れれば、平馬助忠正、多田藏人、大夫願懸、こゝ先途と防ぎ戦ふ。蘇

の門をば六條判官爲義張絹の直垂に薄金といふ緋威の鎧に、鍔形打つたる冑を、兼連錢革毛なる馬に白覆輪の鞍をいれて乗られたる五人の子供前段に立ちて驅け出でたる体、おはれ大將軍やと見えたりける。その外自餘の陣々にも互に入り乱れで追ひつ返しつ戦ひけれども未勝負ぞなかりける。

兵庫頭頼政は源三位の事なり、この時は禁裏方に属して、寄手にありしなり。○渡邊黨は攝津の渡邊の地に住したる源氏の武士の團體なり、よりにこの人々は、皆渡邊を苗字となせり、且いづれも一字の名乗をつくる習なりき。○こゝを先途は此を大切なる所として一所懸命にの義、○張絹の直垂は絹を糊にて張りたるまの、コノキ絹を以て仕立たるをいふ、それを打ちてつやを出し、やはらかにしたるをばうち絹といふなり、これはわざと打たぬ絹にて造りしなり。○薄金は源家の重寶なる八領の鎧の一つなり、古代の鎧は牛の革にて札をつくる、これは薄き鉄にて作りたる故の名なるべし、といへり。○連錢革毛なる馬は蓋毛に錢を連ねたるやうなる毛の馬をいふ。○白覆輪は、銀にて覆輪とりしをいふ。覆輪の事は、前の金覆輪の所にいへり。○五人の子供は、四郎頼賢、五郎頼仲、六郎爲宗、七郎爲成、九

郎爲仲なり。○おはれ大將軍や、このおはれは、あつばれの義にて、立派なる大將軍といふに同じ。○その外、自餘の自餘といふもその外の義なり、重ねていひしまでなり、その外他の陣にもといふ意なり。

其の時義朝使者を内裏へ進らせて、夜中に勝負を決せんと、揉みに揉むで攻め候へども、敵も堅く防いで破り難く候ふ、今は火をかけざらん外は、利あるべしとも覺候はず、但し法勝寺なども風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんすらん、その段勅諭に従ふべしと申し上げられたりしかば、少納言入道承つて、義朝誠に神妙なり、但し君の君にて渡らせ給は、法勝寺程の伽藍をば、即時に建立せらるべし、ゆゑに、それに恐るべからず、只急速に凶徒誅戮の謀を廻らすべしと、仰せ下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火を懸けしかば、西風烈しき折、節にてはあり、即院の御所へ猛火夥しく吹きかけられたれば、院中の上船女房乳母置は、方角を失つて呼ばはり叫んで迷ひ合へるに、武士これが足手まといにて、進退更に自在ならず、落ち行く人の有様は、峯の嵐にさうはる、冬の木ノ葉に異ならず。

法勝寺は、白河院の御建立にて、白河殿の東にあり、かく先代の天皇の勅旨にて建

てさせらるゝ大寺なれば、延焼せんとをねうれ憚りて、かくいへり。○伽藍は梵語にて、寺の事なり。○勅諭は、勅旨の事、火をかくれば、寺焼けん、懸けさらんには、敵を亡ぼすこと難し、いかにすべきか、勅裁のまゝに仕らんとの義。○少納言入道は、藤原信西。○君の君にて、渡らせたまはば、主上の御位この儘にてあらせらるゝならば、の義もし、此度の戦敗北せば、後白河天皇は廢せられて、崇徳帝位に即かせたまふべければ、後白河天皇いつまでも君にてねはしますことならばとなり。○ゆめは、急度、決してなごの意。○上臈は、女官中の貴きものといふ。○女房とは、普通の女官をひろくいふ稱なり。房は部屋のことにて、殿中に部屋を給はりて居るものといふ。妻といふ事は、後世の事なり。○意は、女房などの召使ひの小女といふ。○冬の木、葉冬とことわれるは、霜枯の時節には、木の葉の別して脆く散るものなれば、かくいへり。この次に、白河殿焼き討にあひて、新院左大臣落ち給ふ事、新院御出家の専謀、叛人各召し捕らるゝ事などあれども、引くべき程の文ならねは略す。

爲義降参の事

といふ所より、木工神主が許に隠れ居たりけるが、官軍向ふと聞きて、三河三郎大夫近末といふ者の家に行きて、それより東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりければ、急は重病を受けて、必身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけり。さて、都等共も落ち失せて、僅に子供の外十八人許りを残りける。とかくして馬にひたはり、乗せて、養浦の方へ行きて、船に乗らんとする所に、兵三十騎ばかり、追ひ来り射たんと危ければ、頼賢以下身命を捨て、防ぎ暇ふて、追ひ散らしてけり。その時、残る兵も行方知らずなり。にけり。夫よりいよ、頼み少なくなり果て、心細きのみならず、判官は重病に類ひ給ふ。その上海道も塞かき、關をも堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らんことも叶ひかたし。さて、又三郎大夫か家に立ち歸りて、日暮れしかば、山上に上り、その夜は中堂に通夜して、殊に重病失除の悲願を懇みて、終夜祈誓せられたり。明ければ十七日、西塔の北谷、黒谷といふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、注名を義住房とぞ附かれける。月輪房の堅者の許より、墨染の袈裟を奉りて、沙彌の形に成り給ふ。

播磨守は清盛なり、初め安藝守たりしに、この戦の功によりて、この職に改められし

なり。○直河は西近江の地名なれど、今は何といへるか未考へず、爲義は初新院に
 從ひ奉りて、如意山の方へ遁けたりしに、新院は途にて御出家、京へ歸らせたまふ
 家により、爲義はなほ東國に走らん爲に、近江路にかゝりしなり。○木工神、木工は
 神社の名なるべし。○氏神はもと先祖を祭れる神をいふ、八幡は應神天皇にて、源
 氏氏は清和天皇より出でたれば、氏神とはいひがたし、されどその先祖なる類義義
 事家、みなこの神を崇敬し、鎌倉の鶴岡にもこの神を勧請したるは、この事なれば、氏
 神の如くてもいしなるべし。○釜浦、これも西近江の地名とさきこゆ。○海道は、東海
 道をいふ。○關をも堅く守るは、落武者を詮索せん爲に、各地に關所をわきて、通行
 の人を吟味するなり。○山上に上りては、比叡山に上るなり。○中堂は、根本中堂とて、
 延曆寺の本堂をいふ。○悲願を憑みは、佛は衆生の苦みを救ふことを願ふ、その慈
 悲をたのみて。○明々、是は十七日は、保元元年七月十七日なり、戦は十一日なりき。
 ○西塔は、比叡山の中の地名。○北谷は、北の谷に當るをいふ、地名にはあらず。○三
 十五、三昧は、佛事の名なるべし。○堅者は、僧の官名、月輪房はその名。○沙彌とは、未
 だ本式の僧とならぬものをいふ名なり。

義法房、子共に向て宜ひけるは、我が身が合期したらばこそ、各引き具して山林に
 も立ち隠れぬ、我は只義朝を憑んで都へ出でんと思ふなり、さても今度の勳功に申
 しかへても、命ばかりは助けこそせんすらぬ、但し念に院方の大將軍を承りたれば、
 勳命重くして助かり難からんか、それ又力なき事なり、船既に七旬に及び、惜しむべ
 き身にあらず、万一かひなき命助かりたらば、いかにもして汝等とも助くべし、面々
 はまづいかならん木の陰岩の間にも隠れ居て、事静まらん程を待つべしと宜へば、
 我が身が合期したらばこそ、我が病氣も全快して、思ふやうにさへなつたならば、
 の義合期は、期會に合ひて幸運を得るをいふ、當時の通用語。○山林にも立ち隠れ
 るは、山林の僻地に隠遁して、時勢の變をも伺ひ待つをいふ。○今度の勳功に申しか
 へて、義朝が自己の戦勝の功を申し立て、父の罪を償はんと請ふ。○それ又力なき
 事なり、はその時は致し方もなし、力に及ばぬ事ぞといふなり。○七旬は、こゝにて
 は七十歳といふに同じ。○かひなき命は、生きて居ても老衰の身なれば、存命の陸
 軍はなけれ共もし、それが助かりたらばとなり。○面々各は、といふに同じ。
 爲朝聞きも取へず、此の儼然るべからず候ふ、たとひ下野守殿こそ、親子の間なれば、

賤坊申さんとし給ふも天皇よも御免候はしその故は新院は正しく主上の御
 兄の御弟の世給はし左府又關白殿の御弟ぞかし豈親とて罪科なからんや義朝
 いかば申さるいぬも立ち難くを覺侍れ御所勢直りればしまさば只なほとも
 し關東に越り今度の合戦は上り合はぬ三浦介義明島山莊司重能小山田別當有
 重等を相語ひて東八箇國を管領して暫しまねはしすべし若京都より討手くた
 らば爲朝一方承つておもふまゝに合戦して叶はずばその時討ち死にすべしなど
 か暫く支へざらんと申しければそれは東國へ下着しての事ぞかし落人とならぬ
 れは何事も思ふに叶はぬ者なれば降参せんと宣ひて既に山より出て給へば
 天皇は天皇の思召をいふ○よもはとも○新院は崇徳院○主上は後白河天
 皇○左府は左大臣賴長○關白は藤原忠通○立ち難くこそ覺侍れば我が功に
 申し替へて父を助けんどの願ひは叶ふまじとなり○御所勢は御病氣といふに
 申し所勢は勢ある所ありといふ意にて病といふことを間接にいへる語なり○三
 浦介は相摸介の役になりて同國三浦に居れる故にかくいふ義明重能有重等以
 いづれは關東の豪族にて源氏に志を寄す人々○東八箇國は關東八州は地相

摸武藏安房上總下總上野下野常陸なり○管領は管轄占領の義○それは東國へ
 云々より爲義の嗣○下着は到着といふに同じ但し京都より地方へ行くを下る
 といふ故に下着といふ○落人は敗北して逃げ行くものといふ○山より出
 て給へば山は比叡山なり北見のなり
 子供も泣く供しつゝ西坂本下松を下りしかば東雲やうう明け行きて鳥の
 聲のげわたり峯の横雲晴れければ入道疾く何方へも落ち行くべしと宣ひて
 都の方へ赴き給ふを暫く御待ち候へ申すべし事候ふと聲中に申せば何事にやと
 て立ち歸り給へば前後左右に立ち圍みて泣くは外の事をなき誠は只今を限り
 にて又逢ふべき事ならぬは餘波を遣しむも理りなり入道今度老いの頭にて胃を戴
 きて合戦を致す事全く我が身の榮花を期するにあらずもし打ち勝つて運を閉か
 ば汝等を世に在らせんと思ふ爲なる今義朝を頼み出づるも我れ若し安穩なら
 ば其の蔭に各をも助けばやと思ふ故なり汝等を捨て我れ一人助からんや
 思ふもな給既に致仕に餘れば身の義の後榮をか期せんいかならん所収も深く降
 れて侍るべし疾く疾くと下され侍るが斯くて心強きは宜ひしかどもさすが餘

波や惜しかりけん、又立ち歸りて、願賢は、願仲よ言ふべき事あり、歸れど宜へば、たの
み、喚ばれて立ち歸る、誠には異なる事なれども、飽かぬ別れの悲しさに、又喚ひ
下しける、恩愛の程とぞあはれなれ、

西坂本は、叡山の麓にて、京都に至るべき方位の地名、○下松は、地名、今の一乗寺村
なりと中根氏の説に見ゆ、○東雲、シツ、トよむも、朝といふにかゝる枕詞な
るを、直に轉して、曉天の事に用ひ、東方雲先白きには、ゆて、東雲とかきならへるな
り、○入道は、義法房為義、○暫く御待ち候へば、子供の語、別れの惜しさに呼び留り
じなり、○何事に、やは為義の語、○誠は、只今を、頼りて、以下は、為義の語、○餘波を
チゴウとよむは、義詞にて、行に波の引去りて後に、有こゝかしこに波水の残り居
る意なり、それより一轉して、物事の過ぎ去れる後に、その氣の残れるといふ、○世
に在らせんと、思ふは、世の中は勢力あらせんと、思ふといふ、○致仕に、餘れば、致仕
とは、官を罷りて隱居するをいふ、古は、隱居するは、年給の制、親あり、七十に及び
て、始めて致仕と許さる、故に、こゝは、七十歳に達するをいふなり、然れ共、為義の
時年六十一なり、前に、七旬に及へば、とあるは、大教といひたれば、こゝも、致仕に及

へば、とあるべき所なり、○いかなる所にも、この句の上は、汝等は、の三字を、置きて
見るべし、○願賢、願仲よ、これも、為義の詞、○誠には、異なる事なれども、は、實際
は、呼び留めて、いふ程の、かはりたる事は、なれども、の義、この邊、父子生別の情態
今も、目に見るや、なり、
かくの如く、互に別れを慕へども、さてあるべきにも、あらざれば、面々は、散りく、に
こそ、別れ行く、落つる、涙に、道暗れ、て、行く、先更に、冥々なり、悲しきかな、人界に、生を受
けながら、鳥に、あられぬ、とも、四鳥の、別れを、致し、おはれなるかな、廣劫の、突り空しくし
て、魚には、なけれども、釣魚の、恨を、含み、涙、闌干として、魂、飛揚すると、見えて、おはれな
りし、有様なり、子供は、小原、静原、荒生の、里、鞍馬の、奥、貴船の方、様へ、たも、ひく、に、落ち
行けば、深山、隠れの、秋の、空、露も、時、雨も、争ひて、我が、梅の、涙も、更に、眞柴、取る、山路の、奥
を、辿りつゝ、人里、遠く、分け、入れば、峰の、巴、嶺、一度、叫びて、行人の、涙を、沾せば、谷の、杜、鹿
の、妻戀ひに、旅客の、夢も、覺めぬ、べし、さて、入道は、賀茂、河を、渡り、紅の、森、より、難色、花、澤
を、義明の、許へ、遣はして、是、交で、通れ、來れる、由を、申されければ、左馬、頭、夜は、入つて、奥
を、奉り、病に、判、旨、殿を、迎へ、取り、給ひ、けり、

道暗れては涙にて目が曇りて道の見ぬをいふ。○人界は人間世界をいふ。禽獸界に生れずして人間に生れなからむといふ事。○いは佛經の語を用ひたり。○四鳥の別れは孔子家語に見えたる故事にて、昔支那の桓山といふ所に鳥あり、四子を生ひ、羽翼既に成り飛ぶべくなりしかば、四海に分れ去らんとせしは、その母悲鳴してこれを送れりといふ事あり。○廣劫は長き年月といふ事。劫とは佛經語にて時といふ意に用ひたり。○釣魚の恨み、親子兄弟分れぬにならぬで、釣り取らるゝことを譬へていへり。○關干とは涙の流るゝを形容せし詞。詩に多く用ひたり。悲しいかな以下此れまではみな對句を以て重ねたり。○小原、靜原、并生の里、鞍馬、貴船、五ヶ所どもに山城の地名。○深山、隠れの秋の空云々かの落人どもは敵の搜索を避くるが故に深山がくれといひ、さてその時は折しも秋の空にて、露も時雨もいと繁き時節なれば、流れ落つる涙と共に争ひて、我が袖にふりかゝるといふなり。争ひてとは降ることを争ふてにて、涙にまけす多く降るの義。○涙も更に眞柴とる、眞柴とはたゞ柴の事なり、山路といふにかゝる。さて涙の落つることが更に益すといふを眞柴のシたかけたるなり。○巴、嶺は支那の巴蜀といへる地

には後多くその聲いかにも悲しくして、旅客の心を傷ましむる由多く詩に作れり。此は巴の字に關係はなけれども、その熟字を用ひて聲の哀しさを含ませたるなり。○妻戀は牡鹿が牝鹿を呼ぶ聲は、悲しく哀れに聞ゆるよみかといへり。奥山に紅葉ふみわけ鳴く鹿の聲聞く時、秋は哀しきとよめるもこれなり。○乳の森は京の下賀茂にあり。○雜色は從卒。○左馬頭は義朝。○夜に入つては人に知れぬ爲にせしなり。

此次に爲義を誅すべき由、義朝に宣下せられ、爲義遂に害に遭ひ、又義朝の弟どもをも失はるべき由の命ありて、爲朝のみは通れ去れるを他の者は皆討たれし事などおれと略す。さて茲にはその次なる悲哀の一章を出して、前の戦鬪勇壯の文と對讀せしめん。

義朝幼少の弟悉誅せらるゝ事

さる程に、内裏より即義朝を召され、藏人右少辨資長朝臣を以て、仰せ下されけるは、汝が弟共の未多くあるなるを、たとひ幼くとも、女子の外は皆尋ねて失ふべし。と云り、宿所に歸つて、桑野次郎を召して、宣ひけるは、餘りに不便なれども、勅定なれば力

なむ母か乳母か懐きて山林に通げ隠れたらんは如何せん六條堀河の宿所に在る
當腹の四人をば賤し出でて相構へて道の程詫びしめずして舟岡にて失へど聞
えける延景難儀の御使かなど心憂く思へども主命なれば力なむ涙を袖に收めつ
泣く／＼與を昇かせて彼の宿所へを赴きける母上は折節物語の間なり君たち
は皆ねはしけり兄をば乙若とて十三次は龜若とて十一鶴若は九つ天王は七つな
りこの人々延景を見附けて嬉しげにこそありけれ

汝が弟共の未多くある云々爲義は妻多く男女の子とも二十二人あり其の中四
郎頼賢五郎頼仲六郎爲宗七郎爲成九郎爲仲は爲義失はれし後に皆殺されたれ
ど尙幼少の男子残り居しなり○失ふべしは殺すべしといふに同じ○秦野次郎
は義朝の家臣○如何せんは如何ども仕方なしといふ事○六條堀河は京にあり
爲義の家の在る所○當腹の四人は今奥方の腹にまうけたる子ども○相構へ
て云々は謀を設けて殺さんとするとば知らしめず途中にて子供の悲しまぬ
やうにしてなり詫ふとは悲しむこと○舟岡は京の北紫野の路にあり○延景は
秦野次郎の名○物語は神社佛寺の参詣をいふこの時母は石清水八幡宮へ参詣

して不在なりし事は末に記したればこゝはわざと漠然とかきたり○君たちは
若君たちの義○延景を見附けて云々秦野は従來の家臣なればこの君たちも
とより見知りたる男なるべし彼れが今來れるは父の様子にても話し聞かせん
爲なるべしと思ひて喜べるなり

秦野次郎入道殿の御使に参つて候ふ殿は十七日に北叡山にて御様をかへさせ給
ひて頭殿の御許へ久らせ給ひしを世間も未慎まじとて北山雲林院と申す所に忍
びて渡らせ給ひ候ふが君たちの御事覺束なく思し召し候ふ間御見参に入れ奉ら
ん爲に具し奉つて参らんとて御迎へに参つて候ふと申せば乙若出で合ひて誠化
様替へてはしますとば聞きたれども軍の後は未御姿を見奉らねば誰々しも皆
懸ひしことを思ひ侍れど我れ先にと與に争ひ乗りけるこそあはれなれ是を冥
土の使とも知らずして各與共に向ひつゝ急げや急げと進みける羊の歩み近付く
とも知らずありけるこそはかなけれ

御様をかへは髪を剃り衣を着て様子か本とかはしといふ○頭殿は左馬頭殿
を略していへるなり○北山は京の北山○雲林院は當時有名なりし寺の名○御

見参に入れ奉らんは入道殿が御心配なさる、故に君たちを父に逢はせん爲に
 ○冥途の使は死に行く場所へ案内する使者○各與共に向ひつゝ、四人別々に輿
 に乗りたれば各與共といへり、誰れもく皆急くなり○羊の歩みは屠所の羊の
 歩みといふ佛經の語を略していへるなり羊が屠らるゝ場所へ行く時に、うの歩
 の遅きといふ此は死ぬ所へ近くなる事を知らぬが氣の毒なるを評す、
 大宮を上りに舟岡山へを行きにける、峰より東なる所に輿昇き居るて如何せまし
 と思ふ所に七つになる天王走り出で、父は何處にればしますと問ひ給へば延
 景涙を流してしばしは物も申さざりしが、やゝあつて今は何をか隠し進らすべし
 大殿は頭殿の御承りにて昨日の曉斬られさせ給ひ候ひき御舎兄たちも八郎御曹
 司の外は四郎左衛門殿より九郎殿まで五人ながら夜へ此の表に見へて候ふ山本
 にて斬り奉り候ひぬ君たちをも失ひ申すべしにて候ふ相構へて隠し出し進らせ
 て詫びしめ奉らぬやうにと仰せ付けられ候ふ間入道殿の御使とは申し侍るなり
 思し召す事候は、延景に仰せ置かせ給ひて皆御念佛候ふべしと申せば四人の人
 々これを開き皆輿は下り給ふ

如何せましと思ふ所には延景が心中に、いかにして使の旨をも語り出で又これ
 らを殺しよせんと案じ煩ふ体なり○大殿は爲義○御承りにては勅命を承りた
 るによつて○此の表に見へて候ふ山本にて、此の所から見ゆるあの麓にての義
 ○思し召す事候は、は御遺言もあらばといふ事、
 九つになる鶴若殿下野殿へ使を遣はして、いかに我等をば失ひたまふぞ四人を助
 け置き給は、郎等百騎にも勝りなんするものを、此の由申さばやと宜へば十一歳
 になる龜若殿に今一度人を遣はして、碓に聞かばやと申されける處に、乙若殿生年
 十三なるが、あな心憂の者ども云ひがひなさや我等が家に生まるゝものは、幼け
 れども心は武しとこそ申すに、斯く不覺なる事を宜ふものかな世の理りをも辨へ
 身の行く末を思ひ給は、六十に成り給ふ父の病氣に依つて出家遁世して、涙みて
 來り給ふをだに斬る程の不當人のまして我々を助け給ふことあらじはればか
 なき事し給ふ頭殿かな、これは清盛が和議にてぞあるらん多くの弟を失ひ果て、
 只一人になして後事の次でに亡ぼさんぞ計らふらんを曉らす、只今我が身も失
 せ給はんとぞ悲しけれ、二三年をも過おし給は、幼かりしかども、乙若が舟岡にて

能く云ひしものと、汝等も思ひ合はせんずるとよ。

おな心憂の者ども、の云々、おなは感動の發語、心憂の者どもは、物の分らぬ心配に
なる人々の義、○世の理りをも辨へ、云々は義朝の事を評していふ、○不當人は、道
理に當らぬ事をする人をいふ、○はかなき事し給ふは、前後の考もなき事をする、

○和議は、人と一つになり讒言するをいふ、和とは人の説に和附するなり、○只一
人になしでは、義朝一人のこしれきて、○只今我が身も失せ給はん、云々、今はその
身も殺されんとなり、義朝の事をいふ、○幼かりしかども、云々、能く云ひしものを

までは、義朝が詞に擬す、この語後に果してその實を示したり、平治物語に至りて
群ならん作者もその下心にてかきしものなるべし、○汝等は、秦野等を指す、

さても下野殿討たれ給ひて後、忽に源氏の世絶なんこと、この口惜しけれとて、三
人の弟たちにも、な歎き給ひり、父も討たれ給ひぬ、誰か助けおはしまさん、兄たちも
皆斬られ給ひぬ、情をもかけ給ふべき頭殿は敵なれば、今は定めて一所懸命の領地
もよもあらじ、然れば命助かりたりとも、乞食流浪の身と成りて、こゝかしこに迷ひ
行かば、彼れころ爲義入道の子供よと、人々に指をさし、れんは家の爲にも耻辱なり、

父懸しくは、只西に向つて南無阿彌陀佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ
蓮に生まれ合ひ奉らんと思ふべしと、れとなしやかに宣へば、三人の君たち各西に
向つて手を合せ、禮拜しけるぞあはれなる、これを見て五十餘人の兵も、皆袖をぞ濡
しける、

こゝも乙若の詞なり、○一所懸命の領地は、只一ヶ所の領地、これなくては生活も
ならねば、この所を大切に、わが命をつなき留むるとの意より出て、後は只
大切なる領地をかくいへり、今は領地の事ならでも一所懸命といへるは、轉用な
り、こゝは一ヶ所の領地も人に取りられて有るまじとなり、○流浪とは、落ちふれて、
あそここゝと迷ひ歩行くをいふ、○西に向つて、極樂淨土は西方に在り、佛經
に説きたればなり、○往生は、極樂淨土へ往きて生まれかはる意、○一つ蓮は、往生
を遂ぐれば蓮を座として居るといふによりて、一つの蓮の上に、父子同住せんと
なり、○れとなしやかに、老成人のやうにといふこと、乙若僅に十三なれども、少年
のやうにはあらず、言語のいかにも立派なるをいふ、今たゝ温順の意に用ゐると
は、かかれり、○五十餘人の兵は、秦野が率ゐたる兵卒なるべし、

此の君たちには、各一人づゝ傳ども附たりけり、内記平太は天王殿の傳、吉田才助は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若殿の傳なり、さし寄つて髪結ひ舉げ汗拭ひなどしけるが、年來日來宮仕へ、旦暮に撫ではだけ奉りて、只今を限りと思ひける心どもこそ悲しけれ、されば髪を揚げて料ふばかりにありけれども、幼き人々を泣かせせしと抑ふる袖の間よりも餘る涙の色深く、包む氣色もあらはれて、思ひやるさへ哀れなり、乙若延景に向つて、我れこそ先にどれもへせも、彼等が幼心に懼ぢ恐れんも無漸なり、又いふべき事も待れば、彼等を先に立てばやと宣ひければ、秦野次郎太刀を抜いて、後へ廻りければ、傳共御目を塞がせ給へと申して、皆退きにけり、即三人の首前にを落ちにける。

傳は守役なり、それをノットといふ。○撫ではだけ奉りては、髪を撫で、又は櫛にてかき上ぐるをいふ。○思ひやるさへ、哀れなりは、記者が傳たちの心中を想像しての詞。○無漸は、慈悲の道を缺きて、怒づる事なきより轉じて、情なきことにいへり。もと佛經の語なり。乙若これを見給ひて、少しも疑がず、いしう仕りつるものかな、我れをもさこそ斬る

ぬすちめ、さてわれはいかにと宣へば、はかひを持たせて参りたり、手づから此の首どもの血の付きたるを押し拭ひ、髪掻き撫で、おはれ無慙の者どもや、かほせに果報少く生まれけん、只今死ぬる命より、母御前の聞し召し歎き給はんその事を、かぬて思ふぞ譬々なき、乙若は命を惜しみてや、後に斬られけると、人言はんすち、益々其の儀にてはなし、かやうの事を云はれに付けても、又我が斬られんを見んは付けても、泣き止まらざる幼きもの、又泣かんも心苦しくて言はぬなり、母御前の今朝八幡入詣で給ふに、我れも参らんと申せば、皆参らんといへば、具せば皆さう具せも、果せずば一人も具せし、片恨みにて、我等が寝たる間に詣て給ひしが、下向にてさる尋ね給ふちめ、

疑かすは、落ち着き居て驚かぬをいふ。○いしう仕りつるもの、かなは、甚毒く致したりの義にて、介錯の仕方が、さう出来たといふと、さうは、其の儀にて、○おはれはいかにとは、乙若向に桶のやうなるもの、あるを見て、おはれは何物ぞと問ひしなり、よして秦野次郎か、又は他の傍の火の中に、その物をお若の前は持参したるなり。○はかひは、はかぬの誤りか、食物を納る器をいふと、それを首籠

にもいひしか。○手づから云々、これより乙若の所作を記せり。○おはれ無愁の者
 どもや、乙若の語、この無愁も情ない惘然の者よといふ意。○果報は前世の報
 い善きにも悪しきにもいふ、こゝは善き方なり。○かやうの事を云はんにつけて
 もかやうの事とは、母御前の歎き給はん云々の事をいへり。○我も参らんと申せ
 ば云々、乙若が自分も共に参りたしと請ひしに、かの弟共も我々も共に連れたま
 へ皆参らんと云ひしによりて、○具せば皆こゝ具せり、云々は連れて行くならば、
 一同を連れて行かん、子供をつれぬとせしたれば、一人もつれぬ片恨になる故に
 と母の詞なり。○下向とは歸り來るといふ、家に歸られたならば、我等の居ぬと不
 審して尋ねたまはんとなり。
 我等かゝるべしども知らざりしかば、思ふ事をも申し置かず、形見をも遣らせず、只
 入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、いとぎ興に乗らつる計りなり、さればこれ
 を形見に奉れどて、弟共の額髪を切りつゝ、我が髪を具して、若達ひもやせんすると
 て、別々に包み分けて、各その名を書き付けて、秦野次郎に給ひにけり、又詞にて申さ
 んする様はよな、今朝御供に参りなば、終には斬られ候ふとも、最後の有様をば、互に

見もし見え進らせ候はんすれども、中々互に心苦しき方も侍らん、御留主に別れ奉
 るも、一つの幸にてこそ侍れ、此の十年餘りの間は、假り初めに立ち離れ遣らすこ
 ども侍らぬに、最後の時しも御見参に入らねば、さこそ御心に懸り侍るらめなれど
 も、且は八幡の御計らひとれば、召して、痛くな歎かせれば、しまし候ひそ、親子は一
 世の契りと申せども、來世は必一つ連に参り逢ふやうに、御念佛候ふべしとて、今は
 此等が侍ら遣なるらん、疾く疾くとて三人の死骸の中へ分け入つて、西に向ひ、念佛
 三十遍ばかり申されければ、首は前へぞ落ちにける。
 かゝるべしども、云々、かやうに殺されんとは思はぬ。○額髪は前髪のこと。○若達
 ひもやせんする、もし兄弟四人の髪が、誰れのか分らぬやうになりては、わろしと
 て、○又詞にて云々、前に髪を贈れるは物の形見なり、こはれ言葉の形見なれば、口
 上にては左の如く申し上げよ、申さんする様はよな、は口上の趣きは、かやうなる
 ぞよといふ也、よなは今のむよといふ助辭に當る。○終には斬られど、とてでも遣
 れぬ事なれば、早晚殺されもすべけれども。○最後の有様は、死ぬる時の様子。○見
 かしは、我が見ること、見え遣らせんは、母に見させんといふこと。○中々互に云々、

それは却りて憂への種なれば母の知らぬ内に死ぬるも一つの幸と云ふなり
 ○假令初は一歩の間も、且は八幡の御計らひ云々、且とは或は又といふ事には
 亡がせられは畢は御目にかじらちに死ぬるも、或は又母が參詣したまへる八幡宮
 の母子に目前の敷野をさせしむ計らはせたまへるならんと思ひ直して、○一世
 の契は此の世限りの縁を、佛經に説きおられども、○今はこれ等か云々、素野次
 郎をいふ、
 四人の傳、共急ぎ走り寄り首をなき身を抱きつゝ、天に仰ぎ地に伏して喚び叫ぶも
 理りなれど、空に涙と血と相和して流るゝを見る悲しみなり、内記平太は直衣の
 紐を解きて、天玉腰の身に我が膚は當て、申ひけるは、此の君を手續れ奉りしより
 後は、一日片時も離れ離れをなすし、我が身の年の積ることを、思はず、早く人と
 成らせ給へか、と、明け暮れ思ひては、くみ進らせ、月日の如くに仰ぎつゝるに、只今
 斯る目を見るは、
 成つて國を許莊をも設けて知らせんすらんと宣ひしものを、假寐の寐覺にも、内記
 内記と呼ぶ御鞍馬の底に留まり、只今の御姿、幼にかけるへば、更に思ふべしとも覺

え流るれば、
 かは介錯申す、
 生きてたふも、
 かき切つて、
 涙と血と相和して、
 成らせ給へは、
 の中にか、
 り、○何時か、
 ん、
 汝に其の内を、
 く無きが如、
 家に歸りて、
 らす、
 の路をいふ、
 え流るれば、
 かは介錯申す、
 生きてたふも、
 かき切つて、
 涙と血と相和して、
 成らせ給へは、
 の中にか、
 り、○何時か、
 ん、
 汝に其の内を、
 く無きが如、
 家に歸りて、
 らす、
 の路をいふ、

又は冥途の知らぬ路をこの小兒のたどることなれば恐ろしく思ふ所も澤山な
らんと想像せしなり。格勤の二人も争けるも幼くたはしまし、かとも情深くたはしつるものと今は誰
をか主とたのむべきとて刺しちがへて二人なから死に、けり、これ等六人が志た
くひなしとぞ申しける、同じく死する道なれども、合戦の場に出で、主君と共に討
死し、腹を切るは常の習ひなれども、かゝる例は未なしとて、誓めぬ人こそなかりけ
れ、この首とも渡すに及ばず、餘りに父を戀ひしがりければとて、圓覺寺に送ちて、入
道の墓の傍にそ埋りける。

格勤とは侍の事なり、奉公人にて格勤むる者なれば、侍の事をかくいへり。○幼
くたはしまし、かとも、天王の事をいふ。○これ等六人、内記平太の外に、なほ三人
の傳あり、それもこの時殉死せしなるべし、されば傳四人に侍二人、合せて六人な
り、但し他の三人の傳の自渡せしこと、本文になきは書き漏せしにやあらん。○此
の首とも渡すに及ばず、四人の小兒の首を、義朝より朝廷へ伺ひしに、上つるに及
ばぬ由命ありて、渡さざりしといふ。○圓覺寺は、京近くにあらし寺とみゆ、こゝは

もと爲義の領地にて、爲義の埋葬地なり。

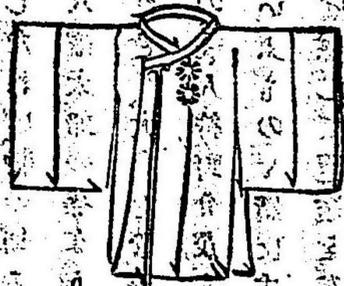
爲朝生け捕り遠流の事

さる程に爲朝を捕りて参りたらん者には、不次の賞あるべしと宣下ありけるに、入
郎近江の國輪田といふ所に隠れ居て、郎等一人法師になして、乞食させて日を送ち
けり、筑紫へ下るべき支度しけるが、平家の侍、筑紫守家貞、大勢にて上りければ、その
程晝は深山に入りて身を隠し、夜は里に出で、食事を食べみけるが、有漏の身なれば
病み出だして、灸治など多くして、温疾、大切の間、古き湯屋を借りて、常にれり湯をを
しける、爰に佐渡兵衛重貞といふ者、宣旨を蒙つて國中を尋ね求めける處に、或者申
しけるは、この程この湯屋に居るものこそ怪しき人なれ、大男の怖しげなるが、さす
がに尋常げなり、歳は二十許なるが、顔に創あり、ゆゑしく人に忍ぶと覺れたりと語
れば、九月二日湯屋に下りたる時、三十餘騎にて押し寄せてけり。

遠流、刑法に流罪を三等に分ち、近流、中流、遠流とす、遠流とは都より最遠き所へ流
し遣はすなり。○不次の賞は、次第に拘らずつと抽で、重き褒美を與ふ。○輪田
は、石山寺の近邊にあり、○其の程晝は深山に入りて云々、筑後より大勢上りたれば、

爲朝は九州にて見知りの人多かるべければ殊に避けかくれしなむ。○有漏の身は佛經語にて苦痛を免れがたき度間の習といふ。○温疾大切の間、温は瘧と通し疫病なり、大切とは重きをいふ。○れ少湯とは風呂に入るをいふ。○さ東がは尋常かならざればしげではあるけれども、自然と上品なりといふと尋常とはも通常平凡の事なれども、此頃は往々反對にて、すぐれたることにも用ゐられた。○い人、人に恐るゝ忌むべきは世に人に隠れて居る。爲朝眞裸にて、合木を以て數多の者を打伏せられたれども、大勢に取もこめられて、ひかひなく弱められけり。李實判官請け取りて、三條を西へ渡す、白き水手袴に赤き帷子を著せ、白櫛をせせしたりける。北の陣にて觀覽あり、公卿殿上人は申すに及ばず見物の者市をなしけり。面の劍は合戦の日、正清に射られたりども聞えける、既に誅せらるべかりしか、以前の事は合戦の時節なれば力なし、事既に達期せり、かまは御覽せられぬ者の体なり、且は末代に有りがたき勇士なり、しほちく命を助け、遠流せらるべしと議定ありしかば、流罪に定まりぬ、但息災にては後悪かりなんとて肘を接いで伊豆の大島へ流されけり。

合木は荷ひ棒の事、これは湯屋の水桶を荷ふ棒なるべし。○二條を西へ渡すは、京の二條通り西の方へ連れ行き、禁裏御所へ召しつれん爲なり。○水干は、狩衣のやうなる衣服もどこの物は糊を用ゐず、水張りにて干したる



糊にて造れる故に、この名あり、上は圖を出せり、袴は直垂の袴の如きものなり、この圖の紐は、後にも同じ紐ありてそれを兩肩より前へ出して、胸の下にて結ぶ爲なり、又胸の所に三つ紋の如きものあるは、菊紋といふものなり。○白櫛は、髪を掻かむ爲の用なれば、やがて首を斬ることを示したるなるべし。○北の陣は、内裏の北、朔平門の所に武官の警固する所あり、これを健殿陣といふ、それをまた北の陣ともいふなり。○公卿殿上人は、前の十五頁にいへり。○正清は、鎌田正清なり、彼れの矢が爲朝の平頭の中りしこと、上の三十七頁にあり、參照すべし。○以前の事は、合戦の時なれば、力なし、とば、これまで朝廷に敵對せし事についで、悪き擧動なれども、それは新院の御方にて合戦の時なれば、今更

答めんや、成りなじ、それも戦争終局の間際ならば、耐しもせん、もはや大分時期も

れくれたれば殺さずして救ひ遣はさむなり。○事既に遠期せむは時にたれにたる事をいふ。○御覽せられぬもの、體なれば御覽ありとすれば殺さることを得ず。故に御覽なされぬ格にして救すなり。○息災は、今いふ意義に同じ。もど息災延命とて、災害を息め壽命を延ばすといふ意より出で、健康なるをいふ。○肩を抜きは、肩と手とのつがひをばすことなり。かゝて肩を繕ひて後は、少し弱くなりたれども、矢束を引くこと今二つ伏せ引き増したれば、物の切る、こと昔に劣らず。爲朝宜ひけるは、我れ清和天皇の後胤として八幡太郎の孫なりいかでか先祖をば失ふべき。これこそ公家より賜はりたる領なれどて、大島を管領するのみならず、すべて五島を打ち従がへたり。これは伊豆の國の任人狩野介茂光が領なれども、聊も年貢をも出ださず、島の代官三郎太夫忠重といふもの、肩に成りてけり。茂光は上臈婿となりて、我れを我れとせせずを恨みければ、隠して運送をなすを爲朝聞き附けて、勇忠重を喚ひ寄せて、この條奇怪なりといふ上、勇士なれば始終我が爲悪しかりなれどや思ひけん。左右の指を三つづゝ切りて捨てけり。その外弓矢を取りて焼き捨て、すべて島中に我が郎等の外弓矢を置か

さむけ、昔の兵ども尋ね下りて、附き従ひしかば、威勢漸盛にして、越え行く程に十年は成る。○肩を繕ひては、肩の疵を直して。○矢束は、矢の事上にいへり。○二つ伏せは、指二つ伏せたる長さにて、二握りの半分に當る。それだけ長さ矢を引くやうになりしなり。○物の切る、いふことは、矢の物を射切ること。○先祖をば失ふべきは、徒に老朽して、先祖の名譽を失ふやうの事をなすべけんやの義。○公家は朝廷。○五島は、大島新島、神津島、三宅島、御藏嶋なり。○狩野介茂光は、上臈茂光とて、もどは相模國狩野の地より出で、後は伊豆の國の介になりし故に、かゝいへるなるべし。○聊も年貢をも出ださず、爲朝大島を管領し、その租税を押領して、茂光が方へ送らぬ。○代官は、茂光が名代の役人。○上臈婿といふは、貴人を婿にしての義。これは茂光が忠重を評せし詞。○隠して云々は、忠重が爲朝にかくしてなり。○奇怪なといふは、上とは斯くといひし上に、又次の事をいふ。○勇士なれば、忠重をいふ。さる程に永萬元年三月、磯に出で、遊びけるに、白鷺青鷺二つ連れて、沖の方へ飛び

行くを見て、驚だに一羽に千里を飛ぶといふに況てや、其は一二里にはよも過ぎとこの島の飛ぶ様は定めて鳥ぞあるらん、追て見んといふまゝに、早舟に乗つて馳せて行くに、日も暮れ夜にもなり、月を簪りに漕ぎ行けば、既に島影見えければ、漕ぎ寄せたれども、荒磯にて波高く、岩粗しくして、舟を寄すべき様もなし、押し廻して見給ふに、乾の方より小河を流れ出てたりける、御曹司は西國にて舟には能く調練せられたり、船をも損せず押し上げて見たまへば、長一丈餘りある大童の髪は空様に取り上げたるが、身には毛ひしと生ひて、色黒く牛の如くなるが、刀を右に差して多く出でたり、怖しな色もいふばかりなし。

永萬元年は、二條天皇の年號なり、保元元年よりは中八年にて前後すべて十年になる故に、前段は大島にて十年になれる由いへるなり、○月を簪に、篝火は暗夜の路を照すべき料なり、こゝは舟路なれば、月の光りをそれに代用して、○乾の方は、戌亥の方にて、西北の中間をいふ、乾の字をかけるは、八方を八卦に配當したる稱なり、○空様は取り上げは、空様は天上の方へといふこと、取り上げば髪を結ふこととて、高く結び上げたるといへり、○怖しな色もいふばかりなし、とは怖しな色と

は普通の事にて、これには言ひようもなきほどの有様なりといふ義、申す詞も聞き知らざれば、大方推してわひしるゝ、日本の人衆に鳥ありとは知らねば、わざとよも波らし、風に放されたるらん、昔より悪風に遇つてこの島に来るものは生きて歸る事なし、荒磯なれば自來る舟は波に碎かる、この島には舟もなければ、乗めて歸ることなし、食物なければ、忽に命盡きぬ、若し舟あらはば、糧盡きざる前に、早く本國に歸るべしとぞ申しける、郎等どもは、昔興をさまして思ひけれども、爲朝は少しも疑わず、磯に船を置たれば、こゝ波にも碎かるれ、高く引き上げよとて、遙の上にとり引き上げける、さて島を廻りて見給ふに、田もなし、島もなし、菓子もなく、精練もなし、汝等何を以て食物とする、と問へば、魚鳥と答ふ、網引く体見せず、釣する船もなし、又はかも立てず、もろ網も引かず、如何にして魚鳥を取るぞと問へば、我等が果報にや、魚は自然と打ち寄せらるゝを拾ひ取り、鳥をば穴を掘りて、餌知別ちて、その穴に身を隠し、聲を學びて呼べば、その聲について、鳥多く飛ひ入るゝを、穴の口を塞ぎて、開き知らざれば、は聞き分けられぬといふ、○日本の人より本國に歸るべしとて

る。この鬼童の氣色を國人に見せんとや、常は伊豆の國府へその事もなく遣はしけり。されば國々鬼神の島へ渡りて鬼を捕へて等郎とし、火を焚ひ殺させらるべしと、取方ある事科ならず、されば爲朝もなほ願ふ心や出で來けん。

七島は、今以前の匝島、式根島、入丈島を加へていふ。○脇島は、附屬島の義。○餘りに物あふ、云々は、爲朝が在島中の舉動の暴悍なりしことをいふ。忠重が命を切れる事、の如き、その一例なり。○龍神、八部は、佛經にて、海中に入つて龍王あることを説けり。爲朝の鬼か島に渡りて暫く歸り來らぬ故に、龍神に取られて死にきと、おもひて悦び居たるなり。○國人とは、本國の人の義にて、大島の本國なる伊豆の人をいふ。○國府は、當時今の匝島縣にあり、國司の居所にて、伊豆一國の首府たり。○たぢか、あへるとは、火やみな怖れ合ふ故にいふ。○科ならずは、大方なる事、通ふならずなどの義なり。

されば國人もかくては如何なる謀叛をか起し給はんぞと申しけるを、狩野介傳へ聞きて、高倉院の御宇、嘉應二年の春、京止りして此の由を奏聞し、茂光が領地を悉く領し、刺鬼が島へ渡り、鬼神を奴として召し仕ひ、人民を虐ぐる由を詔へ申

しければ、後白河院驚き開し召して、當國并に武藏相模の勢を相催し、發向すべき由、宣旨を成されければ、茂光に相従ふ兵、雜々ぞ伊東、北條、宇佐美、平太、同平次、加藤太、同加藤次、最六郎、新田四郎、藤内遠景を始として、五百餘騎兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に、大島の館へ押し寄せたり。

是の頃は、尙く板ふといふ。○後白河院、このとき主上は高倉院にてましませども、後白河院主上の御父にて、院政したはへり、故に院宣を下されしなり。○當國は伊豆。○伊東は祐親。○北條は時政。○宇佐美、平太は政光。○平次はその弟の實政。○加藤太は光員。○同加藤次はその弟の景康。同の字は衍字か。○最六郎は、或は深六郎ともあり、音同しき故に通用せしなり。名は宗家といふ。○新田四郎は、忠常。○遠景の抵は、天野といへり、いづれも伊豆の住人なり。後に多くは源賴朝に従つて起れるものせよなり。

御曹所思ひもならず、沖の方に船の音のしけるは、何船を見て參れと宣ふ、商人船やらん多く、連舟候ふぞ申せば、いふはあらし、我れに討手の向ふやらんと宣へば、案の如く兵船なり、さては定めて大勢なるらん、たゞ一萬騎なりとも、打ち破つて落

ちんどもねもは、一先鬼神が向ふたりども射拂ふべけれども、多々軍兵を損じ人民を悩まさんも、不便なり、勅命を背きて終には何の詮かあらん、去る保元に勅命を蒙つて、流罪の身となりしかども、此の十餘年は、當所の主となつて、心ばかりは樂めり、その以前も九國を管領しき、思ひ出なきにあらず、筑紫にては、菊池原田を始として、西國の者どもは、若我が手柄の程は知りぬらん、都にては源平の軍兵、ことに武藏相模の郎等共、我が弓勢をは知りぬらんもの、その外の者ども、甲冑をよるひ、弓箭を帶したる計りにてこそあらんずれ、爲朝に向つて弓彎かん者は、覺えぬものを、今都よりの大將ならば、ゆがみ平氏などこそ下るらむ、一々に射殺して海にはめんどおもへども、終に叶はぬ身に、無益の罪作つて、何かせん、今まで命を惜しむも、自然世も立て直らば、父の意趣をも遂げ、我が本望をも達せばやと思へばこそあれ、
 勅命を背きて、終には何の詮かあらんといへるは、爲朝が忠なる心を見るべし、○勅命は、勅命の勘當の義にて、天皇の御答をいふ、○思ひ出なきにあらずは、心の慰むことあるをいふ、○兩國の者ども云々は、初に九國を管領せし時の事をいひ、○郎にては、源平の軍兵云々は、保元の戦の事をいへり、○その外のものども、九州并

に武藏相模等の、爲朝の弓勢を知れる外の武士ども、○甲冑をよるひとは、取りそるへて着ること、○弓彎かん者は、弓を引くほどの勇氣ある者は、義、○ゆがみ平氏、ゆがみは曲る意にて、志のよからぬ平氏といふこと、○父の意趣をも遂げといへるは、爲朝が孝の心を見るべし、殊に父爲義が事については、常に爲朝の用意の深か、うしこと前にも往々見ゆ、これその綴目なり、注意して見るべし、
 又昔年説法を聞きしに、欲知過去、因見其現在、果欲知未來、果見其現在、因といへり、されば罪を作らば必悪道に落つべし、然れども、武士たる者殺業なくて、叶はず、夫に取つては、武の道、非分の者を殺さるなり、爲朝合戦すること二十餘度、人命を斷つこと數を知らず、されども、分の敵を討つて、非分の者を討たず、かせぎを殺さず、うらくづを漁らす、一心に地藏菩薩を念し奉ること二十餘年なり、過去の業因によつて、今かやうの惡身を受け、今生の惡業によつて、來世の苦果れもひ知られたる、されば今この罪悉く懺悔しつ、偏に佛道を願ひて、念佛を申すなり、この上は、兵一人も殘るべからず、皆落ち行くべし、物の具も皆龍神に奉れど、落ち行くものに、各形見を與へ、島の冠者爲頼とて、歳九になりけるを喚び寄せて、刺し殺す、これを見て、五つにな

る男子二つになる女子をば、母抱きて失せにければ力なし。
 欲、知過去、因云々は佛經の文なり、因とは原因のこと、果とは結果のことなり。○惡
 道とは地獄をいふ。○殺業とは物を殺す仕業。○夫に取つては、夫についていふ。○惡
 ふ意に同じ。○非分は殺すべからざるものをいふ。○分の敵は殺すべき理由ある
 敵。○かせぎは鹿のこと。こは汎く獸類をいふ。○うるくづは魚鱗のこと。こは
 汎く魚類をいへり。○業因はあしき因縁。○惡業はあしき仕業即ち合戦の殺生を
 指す。○苦果はあしき報い。○懺悔は悔悟すること。○物の具は武器。○龍神に奉れ
 は海中へ投げ捨てよといふなり。○島の冠者、爲朝は、爲朝が大島にて設けたる子
 なり、母はかの忠重が娘なるべし。○五つになる男子は、名は爲家、大島次郎といへ
 りとぞ。このもの、履歷は書に見ゆす。
 さりながら、矢一つ射てこそ腹をも切らりて、立ち向ひ給ふが最後の矢を手淺く
 射たらんも、無念なりと思案し給ふ所に、一陣の舟に兵三百餘人、射向の袖をさし、
 し舟を乗り傾けて、三町ばかり落近く押し寄せたり、御曹司矢比少し遠けれども、大
 鎗を取つて番へ、小肘の廻るほど引き切つて、ひようと放つ、水際五寸計りおいて、大

船の腹を後方へつと射通せば、両方の矢目より水入つて、舟は底へぞ巻き入りける。
 水心ある兵は、楯、檣、楯に乗つて漂ふ所を、楯、檣、弓の筈に取り付き、並びの船へ乗り
 移りてぞ助かりける。爲朝これを見給ひて、保元の舌は、矢一筋にて二人の武者を射
 殺し、嘉應の今は、一矢に多くの兵を殺し、畢んぬ、南無阿彌陀佛とぞ申されける。今
 はたもふことなしとて、内に入り、家の柱に背をめて、腹かき切つてぞ居たりける。
 一陣の舟は、先に進み来る第一陣の舟。○射向の袖は、二十九頁に既に設けり。○乗
 り傾けては、船一ぱいに兵士の乗たれば、舟脚重くして傾くといふ。○矢比は、矢の
 中るべき距離。○水際五寸許りは、舟脚の水につける所より、五寸ほど上をいふ。○
 水心ある兵は、泳ぎの手を知りたる兵卒。○楯、檣とは、垣のやうに立て並ぶる楯を
 いふ。普通の楯や、檣楯と二種をいへるなり。○弓の筈は、弓弦ともかく弓の末にて
 弦をかくる所をいふ。○矢一筋に、二人の武者を射殺し、さとは、伊藤五、伊藤六兄弟
 の事をいふ。事は止の二十九頁にあり、但し伊藤五は傷を負へるのみにて、死にた
 ることば見ゆされども、爲朝は、兩人共に射殺したりとれもへるなるべし。○腹か
 き切つて、かさは發語にて、たゞ切るといふこととなり、さて武士が自殺の時に、腹切

る首をば同じき五月に都へ上せければ院は二條京極に御車を立て、散覽ある京中の貴賤道俗群集す、この爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に打ち従へ、六年治めて十八歳にて都へ上り、保元の合戦に名を顯し、二十九歳にて鬼か島へ渡り、鬼神を奴とし、一國の者怖ら恐るといへども、勅勅の身なれば、終に本意を遂げず、三十にて名を一天にひろめけり、古より今に至るまで、この爲朝はと血氣の勇者なしとぞ、人申しれる。

これ保元物語の終結なり。○院は後白河院。○道俗、道は僧のこと、俗は平人。○六年治めては六年間九州の政をして。○一天とは天下といふが如し。○この本文の年齢には不審あり、その故は爲朝保元元年の戦の時に十八歳ならば、永高元年鬼が島へ渡りしは二十七歳なるべきに、二十九歳とあり、又嘉應二年大島にて自殺せしは三十二歳なるべきに、三十三とあり、前後頗相違せること疑ふべし。系圖には安元二年三月六日伊豆の大島にて討たるとあり、又他の書には三十八歳にて自殺とあり、年はちがへども、安元二年を三十八とするによれば、本文の二十九は三十七の誤り、三十三は三十二の寫しちがへなきなるべし。これらは事實に關す

ることを以て、文章を解くにはさすを要なければ、便りたしむべしなり。

るべきこと、文章を解くにはさすを要なければ、便りたしむべしなり。○院は後白河院。○道俗、道は僧のこと、俗は平人。○六年治めては六年間九州の政をして。○一天とは天下といふが如し。○この本文の年齢には不審あり、その故は爲朝保元元年の戦の時に十八歳ならば、永高元年鬼が島へ渡りしは二十七歳なるべきに、二十九歳とあり、又嘉應二年大島にて自殺せしは三十二歳なるべきに、三十三とあり、前後頗相違せること疑ふべし。系圖には安元二年三月六日伊豆の大島にて討たるとあり、又他の書には三十八歳にて自殺とあり、年はちがへども、安元二年を三十八とするによれば、本文の二十九は三十七の誤り、三十三は三十二の寫しちがへなきなるべし。これらは事實に關す

の事をいふ、身を顧みれば我が身の材能如何を審みるなり、次の句の己れを置くといふも是なり、世の中には材能もなくして高位高官を望むもの多き習なれば、かきひへり、○任を委しは、その職掌を任せて、此方より關涉せずとも、十分に働かすをいふ、○成をせむるとは、委任したる上は、その事のよき成功する責任を負はしむるなり、○舟航航といふも船の事なり、○機機は、二字共にカヂの事なり、○射闘、闘は、ツバサなり、○匡、尙、匡、備、いづれも君を輔ぐる所の臣をいふ、○任使は、職掌を委任して、使役すること、○四夷とは、四方の夷狄、○文を左にし、武を右にす、神皇正統記、嵯峨天皇の條の所の論に、文武の二つは、しばらくも捨て、給ふべからず、世に亂れたる時は、武を右にし、文を左にし、國治れる時は、文を右にし、武を左にすともいへり、と記し、注に、古に右を上とす、よしてしかいふなりとあり、こゝもその論と同じし、右を上とすといへることは、官の下ることを左遷といひ、貴族の事を右族といふにても心得べし、然れども、此本文にては、強に左右上下の論には拘はるべからず、たゞ右左に難さすつけられ、といふなり、○兩藩とは、文武兩方といふ、○八荒とは、八方の遠き國々をいふこと、八荒とは、四方に各々の中間の方角を加ふるなり、

○澁季は、末の世、○唐太宗文皇帝は云々、これは、白樂天が七德舞の時に、剪髮燒藥、賜功臣、李勣、嗚咽、思殺身、合血吮、瘡、搥、戰士、思摩、奮呼、乞効死、とあるによりて書けるなり、されば、もとは鬚を剪り、藥を燒きてとありしに、剪り、藥をの四字脱けたるなるべし、○蓋賊は、物を喰ひ破る蟲のやうに、國の害となる賊といふこと、○市朝とは、人の多く集まる所をいふ、○用捨とは、勇士を用ゐ、驕者を捨つること、○此段、この亂の原因は、信賴が身の分際を忘れて、官途の昇進を望みしより、事起りたれば、(遠因は、尙外にあれども)それをいはんとて、先づこの論を冒頭に説きしなり、すへて世の亂の起りは、極論する時は、いつも此に歸着すべし、正統記に、高位高官を望むは、亂の本なることを、反覆して論せしも、同じ趣なり、爰に、近來權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤原朝臣信賴卿といふ人ありき、人臣の祖天津兒屋根命の御苗裔、中關白道隆八代の後胤、播磨三位基隆が孫伊豫三位忠隆が子なり、然れども文にもあらず、武にもあらず、能もなく、藝もなし、只朝恩にのみ誇つて、昇進に拘らず、父祖は諸國の受領をのみ經て、年闋け、貶されて、後僅に從三位までこそ至りしか、是は近衛司藏人頭、皇后宮司、宰相中將、衛府督檢非違使、別當、これら

を僅二三箇年の間に昇りて年二十七にして中納言右衛門督に至れり、一の人の家嫡なごこそかやうの昇進はし給ふに、凡人に於ては、いまた此の如きの例を聞かず、又官途のみにもあらず、俸祿もなほ心の儘なり、かくのみ過分なりしかども、猶不足して家に絶えて久しき大臣の大將に望みをかけて、凡れはけなき舉動をのみしけり、されば見る人目を塞ぎ、聞く者耳を驚かす、微子環にも過き、安祿山にも超えたり、餘桃の罪をも恐れず、只榮華の恩にぞ誇りける。

人臣の祖藤原氏の天祖天津兒屋根命は、天照太神に仕へ奉れる重臣なりしが、天孫降臨の時天孫に付屬せしめられて、その後子孫相つきて、朝廷の大臣として仕へたるものなれば、かくいへるなるべし、原本に命を尊の字にかけり、されど尊は、天皇の御名に用ふる字なれば、今改めつ。○文にもあらず、武にもあらず、文藝もなく、武道をも知らぬをいふ。○昇進にかゝはらず、官位昇進には、その次第年限あるに、それにもかまはぬをいふ。○受領は、國守の事。○これは、近衛司云々、これとは、信頼を指す、近衛司とは、近衛府の官吏をいふ。○一の人の家嫡一の人は、攝政關白といふ、公卿中第一の人の義、その家督を續くべき嫡子。○官途は、官の昇進の途筋。

○家に絶えて久しき大臣、大將、大臣にて近衛の大將を兼ねる、即文武の重職と一身に受くることなれば、人身の榮なり、信頼の祖先は、關白にもなりし人ありし故にかかる事もありしかど、その後家衰へて、數代の間は、僅に地方官より、やつと三位になれる程なれば、この榮職になれるもの久しくなかりしなり、それを絶えて久しきといふなり。○ねはけなきは、大膽なるをいふ。○微子環は、支那戰國の時、衛公の臣にて、君に寵せられしもの。○安祿山、これは、唐の玄宗に寵せられて、樂華に誇り、後に謀叛せし人。○餘桃の罪は、微子環、曾て我が食ひ餘りの桃の實を、衛公に献しければ、公は親切なるものかなどて、愈寵しけるか、後寵衰ふるに及ひ、食ひ餘りを献したりとて、罪せしこと、史記にあり、信頼か、後白河院に寵せられて、恩に狂れしことに譬へたり。

其の比、少納言入道信西といふ者あり、山井三位永頼、卿六代の後胤、越後守季綱が孫、鳥羽院の御宇、進士藏人實兼か子なり、儒胤を受けて、儒業と傳へずといへども、諸道兼學して、諸事に味からず、九流百家に至る、當世無雙の宏才博識なり、後白河上皇の御乳母紀伊の二位の夫たるに依つて、保元元年より以來は、天下の大小事を心の儘

に執り行ひて、絶えたる跡を繼ぎ、廢れたる道と興し、延久の例に任せて、大内に記録所を置き、理非を勘決す、壘斷私なかりしかば、人の恨も殘らず、世を淳素に歸し、君を堯舜に致し奉る、延喜天曆の二朝にも耻ぢず、義懐惟成が三年にも超えたり、大内は久しく修造せられざりしかば、殿舎傾危し、樓閣荒廢して、牛馬の牧、雉兔の臥所となりたりしを、一兩年の内に造畢して、遷幸なし奉る、外廓重疊たる大極殿、豊樂院、諸司、八省、大學寮、朝所に至るまで、華椽雲の如く、大厦の構、成風の功、年を経ずして不日に成りしかども、民の煩もなく、國の費もなかりけり、内宴相撲の節、久しく絶えたる迹を興し、詩歌管絃の遊び、折にふれて相催す、九重の儀式昔を耻ぢず、万事の禮法舊きか如し。

信西は、入道して後の名なり、俗名は藤原通遠、この人僧となりて、なほ少納言の職にありしなり、○六代の後胤八代とある本もあれど、それは誤なり、永頼能通實範、季綱實兼通憲にて、すへて六代なり、○進士は、學業試験に及第せしもの、稱にて、實兼は、文章博士になりし人なり、○儒胤を受け、儒業を傳へず、信西は、實兼が子なれども、高階經敏が養子となりて、姓を改めし故に、儒者の家には、生まれられたり

も、その業を傳へて、儒官には、ならざりしをいふ、然れども、信西後には、本姓に復して、藤原といへり、○九流百家とは、種々の學科、學說をいふ、○紀伊の二位名を朝子といふ、紀伊守範元の女なれば、紀伊を呼名とす、○保元元年より以來、この年後、白河天皇即位せられし故なり、○延久の例、延久は、後三條天皇の年號、神皇正統記に、後三條院は、有徳の君にて、ましましけり、とを申傳へ侍る、始て記録所といふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされきとあり、○大内は、禁裏御所の事、○記録所、これも正統記の講義にいへり、○勘決は、考へて決する、○淳素は、すなはなる、氣風、○君を堯舜に致し奉るは、堯舜のやうなる明君に仕立つるをいふ、これは、たゞ信西の才氣をはめていふ詞なり、○延喜天曆は、醍醐村上の二帝、○義懐惟成、いづれも、藤原氏にて、花山院の御時、義懐は、外戚にて、中納言、惟成は、近臣にて、右中辨となり、國政を補佐しければ、帝の初政は、大によく治まれり、然るに、帝は、僅三年にて、位を遷れて、出家したまひしにより、二人も共に出家せり、○一兩年の内に、造畢して、云々、保元二年十月八日に、御遷幸ありしなり、○大極殿は、御即位、新年の拜賀等の大禮を行ふ御殿、○豊樂院は、宴會をする御殿、○諸司、八省は、諸役所といふこと

○朝所は太政官の中にあらず。○華様は美しきタマキ。○大夏は大なる家。○成風の功は、建築の出来栄といふこと。良工が斧を振ふときは、風を成すといふ。莊子の語より出づ。○内宴とは、近侍の詩人を仁壽殿に召されて、遊宴せらるゝ儀式なり。嵯峨帝の弘仁年中に始まりしに、後一條帝の長元七年以後、百二十二年間、中絶せしを再興せられしなり。保元三年正月の事なり。○相撲節は、宮中にて相撲を召して勝負せしむること。これも鳥羽帝の保安以來、中絶せしに、三十餘年を経て、保元三年六月に再興せられしなり。○昔を耻ぢすは、昔に耻ぢすといふに同じ。去ぬる保元三年八月十一日、主上御位をすへらせ給ひて、御子の宮に譲り申させ給へり。二條院是なり。然れども信西が權位もいよく威を奮ひて、飛ぶ鳥も落ち、草木も靡くばかりなり。又信賴卿の寵愛も猶いや珍かにして、肩を双ぶる人もなし。されは、兩雄は必争ふ習ひなる上、いかなる天魔か二人の心に入り替はりけん。其の中逐しくして、事に觸れて不快の由聞ゆけり。信西は信賴を見て、何様にもこの者天下をもあやふり國家をも乱らんずる人よと思ひければ、如何もして失はせやとれどもへども、當時無双の寵臣なる上人の心も知り難ければ、打ち解けて申し合すべき聲も

なし。次あらばとためらひ居たり。信賴も又何事も心の儘なるに、この入道我れを拒みて怨を結はんもの彼れなるへしと思ひてければ、如何なる謀をも運らして、失んとぞたくみける。

此段、平治の乱の發端を記す。前段に信賴、信西の事を、一人一人に叙し、此に至りて二人を合せ記して、その不和なる事を示せり。さて平治の乱の原因はこの兩人の争のみならず、主上、上皇、御父子の間にも、御不和の萌ありて、主上の方には、經宗、惟方二人の事、上皇の方には、信賴、信西の未だあり、うの寵ありしが、上皇方の兩人、内輪争を始め、遂に世の乱れとなりしものなれども、主上、上皇の御上の事は、臣子の憚り避くべき事なれば、表には書かずして、信賴、信西の争を以て、筆を起し、ものなり。用意深しといふへし。○主上は、後白河院。○人の心も知り難ければ、この時、上皇と主上と、兩宮不和の萌ありて、公卿百官も、各その心々に黨派をなしたれば、人心測りかたき時の勢なるへし。○ためらひ居たりは、時を見合せて居たるなり。或る時、信西に向つて、上皇仰せなりけるは、信賴が大將を望み申すは、如何、必しも重代、清華の家にあらずされども、時に依つてなざる事もありけるとぞ傳へ、聞し召す。

と仰せられければ、信西すは此の世の中、今はさてと歎かしくて申しけるは、信頼なきが、大將になりなば、誰か望をかけ候はさらん、君の御政は、司召を以て先とす、叙位除目に、僻事出来ぬれば、上天の靈々に背き、下人の貶りを受けて、世の乱る、端なり、その例、漢家本朝に繁多なり、されはにや、阿古丸大納言宗通卿を、白河院、大將になさんと、思召したりしかども、寛治の聖主御許されなかりき、故中御門藤中納言家成卿を、舊院、大納言になさばやと仰せられしかども、諸大夫の大納言に成る事は、絶えて久しく候ふ、中納言に至り候ふに、過分に候物を、諸卿皆諫め申されしかば、思召し止まりぬせめての御志にや、歳の始の勅書の裏書に、中御門新大納言殿へと遊されたりける、是れを拜見して、實になされ進らせられたるにも、猶過きたる面目かな、御志の程恭しとて、老の涙を拭ひ兼ねけるとぞ承り候ふ、大納言猶以て君も執し思し召し、臣も縁にせじとて、こと諫め申し、か況や、近衛大將をや、三公には列すれども、大將をば、經ざる臣のみあり、執柄の息英才の輩も、この職を前途とす、信頼なきが身を以て大將をけがさば、彌奢を究めて、謀逆の臣となり、天の爲めに亡され候はん事争か不便に思し召され、候ふべきと諫め申しければ、もげにもと思し召したる

御氣色もなし、信西餘りの勿体なさに、唐の安祿山が奢れる昔を繪にかきて、巻物三巻を作りて、院へ進らせけれども、君は猶實にもと思し召したる御事もなく、天氣他に異なり、
重代清華の家とは、代々官位貴き家柄をいふ、公卿には、攝家、清華、羽林家など、て、家格の階級あり、○すはは、發語、サアといふが如し、○今はさて、今はさやうにてはの義にて、世の人の心が上をのみ願ひて、乱の端をなすを慨嘆する意なり、○司召とは、京官とて在京官吏の叙任の事なり、地方官の叙任をば、縣召といふ、即こゝは官吏を登用するには、最注意あるべき事なるをいふ、○除目は、官を任するなり、○魏々とは、大なること、○阿古丸大納言宗通卿は、右大臣藤原俊家の子なり、阿古丸は、苗字とみゆ、○寛治の聖主は、堀河天皇、○舊院は、鳥羽天皇、○諸大夫は、五位の人のこと、此は家格が五位に限れるほどのものをいふ、大納言は、正三位、中納言は、從三位か、四位相當の官なればなり、○新大納言は、新に大納言に拜命せしものをいふ、されど此人は、これにならされども、わざと御自分は、これに任したくたもへども、已むことを得ざる由を、本人に知らさんとして、書きてやれるなり、○老の涙を拭

ひかねとは涙の多く流れて拭ひあまるをいふ。○大納言猶以て云々、大納言の官ですらかやうに上皇は成したくねばしめし、諸卿も忽には任せられぬと諫め申したるほどの事なり。○執しは是非ともと思ひ込むこと。○諫め申し、かこのかの字は清みて訓むべし、昔の事なれば推量の詞を用ひしなり、かど濁るは、わろし。○三公は、左右大臣、内大臣。○執柄の息は、攝政關白の子供。○先途は、極官にて、最上の立身。○勿体なさは、体面に拘はるといふに同じ。○天氣他に、異なりは、上皇の御機嫌が他人とはちがひて、信賴を寵することいよく、甚しきなり。

信賴卿は、通憲入道が散々に申しけることを漏れ聞きて、安からぬ事に思ひければ、常に所勢と号し、出仕もせず、伏見源中納言師仲卿を相語らひて、彼の在所に籠り居て馬に乗り馳引き、早足力持ちなと、偏に武藝をぞ稽古せられける。是併しなから、信西を失はん爲とぞ聞えける。

所勢は、有所勢の略にて、病氣の事。○是併なからは、かやうにする故はの意なり。

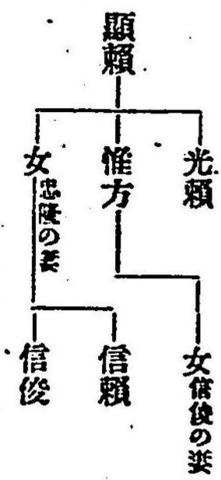
信賴卿謀反の事

さる程に信賴卿は、子息新侍從信親を大貳清盛の婿になして近付きより、平家の武

威を以て、末意を遂げんと思ひけるが、清盛は太宰大貳たる上、大國數多賜はりて、一族皆朝恩を蒙り、恨あるましければ、よも同意せしと思ひ止まる。左馬頭義朝こそ、保元乱以後平家に覺ゆ劣りて、安からず存する者と思はれ、近付きて懇に志をそ通はしける。常に見參の度には、信賴かくて候は、國をも庄をも望み、官加階をも申されんに、天氣よも仔細あらしと宣ふ、かやうに御意にかけられ候ふ條、身にとりて大慶なり、いかなる御大事をも承りて、一方は固め申さんとぞ宣ひける。加之當帝の御外戚、新大納言經宗をもかたらひ、中御門藤中納言家成卿の三男、越後中將成親朝臣は、君の御氣色よきものなりと語らひ、御めのどの別當惟方をも憑されけり。中にも此の別當は母方の舅なりしに、我が弟尾張小將信俊を婿になし、殊さら深くそ契られける。

大貳は、太宰府の次官なれど長官の帥は、親王の任官にて、多く遠任なれば、實際は大貳が長官の權を執りしものなり。○大國數多賜はりは、領地を國々に持ちたるをいふ。○覺ゆ劣りは、君の恩惠の少きをいふ。保元の乱には、源平並に功ありしに、乱の後には、平氏勢を得て、源家はやゝこれに劣りしなり。○見參は、面會といふか

如し。○莊は莊園にて私領地なり。○加階は位の進むこと。○天氣よも仔細あらじ。私が願ひ申さんには、上皇は必御聞届あるべしとなり。○かやうに云々は義朝が詞。○加之を然のみならずとよめるは義訓なり。○當帝の御外戚二條天皇の御實母は藤原經實の女にて、經宗とは兄弟なり。故に經宗は天皇の母方の叔父にあたる。○君の御氣色よきものなりと語らひは、なりとて語らひの義。○御め、のどの別當は、天皇の傅役にて、檢非違使別當の職に任ずるものこのめ、のど、あるを以て、惟方の母は帝の乳母なりと記せしものあるはいか、不審なり。○母方の舅云々は下の如し。



かやうにした、め廻らして、隙を伺はれける程に、平治元年十二月四日、大貳清盛宿願ありとて、嫡子右衛門佐重盛相具して、熊野參詣の事あり、其の隙を以て信頼卿義朝を招き、信西は紀伊の二位の夫たるに依つて、天下の、大小事を心のまゝに申し行ひ、子には官加階恣になし、與へ、信頼が方様の事をば、火をも水に申しなす、讒佞至極の僻者なり、この入道久しく天下に在つては、國も傾き、世も亂るへき禍の基なり、君

もさは思し召したれども、させる次もなければ、御誠もなし、いざとよ御透始終如何あらん、大貳清盛も彼れが縁となつて、源氏の人々をば申し沈めんとするなどこそ承れ、能き様に計らはるへきものと語れば、義朝申されけるは、六孫王より七代、弓箭の藝を以て今に叛逆の輩を誡め、武略の術を傳へて、凶徒を退け候ふ、然るに去ぬる保元に、門葉の輩多く朝敵と成つて、親類皆身せられ、已上義朝一人に罷り成り候へば、清盛も内々さを計ひ候ふらん、此等は本より覺悟の前にて侍れば、強に驚くべきにて候はねども、かやうに憑み仰せ候ふ上は、便宜候は、當家の浮沈をも試むべし、どこぞ存じ候へど申されければ、信頼大に喜んで、いか物作り、の太刀一腰みづから取り出し、且は悦ひの初めとて引かれたり。

いた、い、廻らしては、仲間を拵へ、計を廻すこと。○宿願はかねての心願。○熊野は紀伊國。○させる、次は、然るべき機會。○いざ、いざ、俗言に、さあそれはさうと、いふに同じ。○御透は、御身といふこと、國も傾き、世も亂るへき基なれど、それはさうとしても、まづ貴下の御身の上の始終が、不安心であると義朝についていふ。○能き様に、云々は、今の内に、早くよきやうに取計ひたるがよし、さなくば、遂に源氏の

御家の爲に、悪しかりなんと説きしなり。○六孫王源經基は、清和天皇第六の皇子貞純親王の子なる故に、世に六孫王といへり。○門葉は、一族已上は、その後といふ意。○憑み仰せは、憑みになつて、種々親切に仰せ下さるゝ上は、○便宜候は、よき折もあらば、○當家の浮沈は、源氏の興亡を賭けて、兵を起し見んといふなり。○いか物作りは、いかめしく作りたる太刀柄鞘共に、薄き銀にて巻きたるものなり。○ぞ、○引かれたり、引くとは、引出物にすることなり。

義朝謹んで請け取つて出でられけるに、白く黒く、さる体なる馬二匹、鏡鞍置いて引き立てたり。夜陰の事なれば、松明振り舉げさせて、此の馬を見、合戦の出で立ちに、馬程の大事は候はず、近比の御馬にて候ふ。此の龍蹄を以て、如何なる強陣なりとも、なぞか破らで候ふべき、合戦は勢にはよらず、謀を以てすといへども、小を以て大に敵せずとも申せば、頼政、光基、季實等をも召され候へ、其の上此等を始めて、源氏共内々申す旨ありと承り候ふと申して出られければ、信賴卿月來日來拵へ置かれたる武器なれば、威し立てたる鎧五十領、道様に遣はされけり。信賴聽て此の人々を呼んで、憑むべき由宣へば、一門の中の大将既に従ひ奉る上は、左右にわたはすとて、歸りける。

ける。

白く黒く、さる体なる馬とは、一は白く、一は黒くして、體格よき然るべき種の馬二匹をいふ。○合戦の出で立ちに、云々は、義朝が辞。○近頃の御馬は、近頃珍らしき良き馬といふこと。○龍蹄とは、良き馬を龍に譬へていふ漢語なり。○頼政は、源三位とて、義朝とは別系の源氏。○光基、季實、いづれも源氏の武者。○内々申す旨ありと承り候ふとは、此等の人々は、平氏の勢あるを惡みて、内々これを亡ぼさんとの志を有てるものも、ある様子に承り居れば、今貴下より召さば、必應じ申すべしといふなり。○威し立てたるは、意を用ゐて立派に作りたる鎧といふ事。○道様に云々は、跡より持たせてやる。○此の人々は、頼政、光基等をいふ。○一門の中の大将は、義朝を指す。源家の嫡流なればなり。○左右に能はずは、とやかくと言ふことばない、無論同意なりとなり。トカウは、トカクの音便にて、左右の字をかけるは、義訓なり。

院の御所夜討、附信西が宿所焼拂ふ事

さる程に、信賴卿は、同九日の夜子の刻ばかりに、左馬頭義朝を大将として、其の勢五百餘騎院の御所三條殿へ押し寄せ、四方の門々を打ち固め、右衛門督乗りながら、年

來御いどはしみを蒙りつるに、信西が讒に依つて、信頼討たれ進らすべき由承り候ふ間、暫しの命助からん爲に、東國の方へこそ罷り下り候へど申せば、上皇大に驚かせたまひて何者か信頼を失ふべかなるぞとて、あきれさせ給へば、伏見源中納言師仲卿、御車を差し寄せ、急き召さるべき由申されければ、はや火をかけよと聲々にぞ申しける。

三條殿は、京の三條通り鳥丸にありとぞ。○乗りながら、馬を下らず傲慢の狀なり。○御いどはしみは、愛憐の義。○信頼討たれ進らすべき由、これは實事にはあらざれども、兵を擧げん爲に、これを言ひ立てしなり。進らすは敬語にて、討たれんとする由といふに同じ。○失ふべかなるぞ、失ふは殺すといふべかなるぞは、可くあるなるぞの約りにて、孰れが信頼を殺さんと巧みてあるぞといふこと。○御車を差し寄せは、上皇を外へ遷し奉らん爲の謀なり。師仲も信頼に與したるなり。○はや火をかけよは、兵士の呼はる聲。

上皇のはて、御車に召さるれば、御妹下西門院も、一つ御所に渡らせ給ひけるが、同じ御車にぞ奉りける。信頼、義朝、光泰、光基、季實等、前後左右に打ち圍みて、大内へ入れ

進らせ、一本御書所に押し籠め奉る。鑿て佐渡、式部大輔重成、周防判官季實、近く候して君をば守護し奉る。さて此の重成は、保元の乱の時も、讃岐院、仁和寺の寛遍法務の房に渡らせ給ひしを守護し奉りて、讃州へ御配流ありし時も、鳥羽まで参りし者なり。如何なる故にや、二代の君を守護し進らすらんと、人々申しあへり。

上西門院、御名は統子、鳥羽帝の皇女。○一つ御所に云々は、同殿に御住居なされしがの義。○御車にぞ奉りける、奉るとは御乗り遊ばさるゝこと。○光泰も源氏の武士なり。○一本御書所とは、世間にある書物を一本つゝ、朝廷に献じたるを、藏めたる所をいふ。禁中殿舎の名なり。○讃岐院は、崇徳上皇。○寛遍、法務、法務とは僧の職名。○房は僧の部屋。○御配流、配流とは流罪といふことなれば、天皇上皇なごに申すべき語にあらす。崇徳上皇には御選幸などいふべき事なり、かゝる詞を用ひしは大にわるし。されど、當時はさやらの事にはまゝ、誤用の文字ありて、太平記には天皇御謀叛などいふ語さへあれば、これも悪しき事にはあれども、却りて當時の人の意思は知らるれば、本文は、そのまゝにして、此に断りたくならず、今の人の文かゝんには、決してかゝる語は遣ふまじきものぞ。

三條殿の有様申すも愚なり、門々をば兵共固めたるに、所々に火を擧げたり、猛火空に充ちて、暴風烟雲をわく、公卿殿上人、局の女房達に至るまで、これも信西が一族にてや有らんとて、射伏せ斬り殺せば、火に焼けじと出づれば、矢に中り、矢に中らじと返れば、火に焼け、矢に恐れ、火を憚る類は、井にこそ多く飛び入りけれ、それも暫しの事にて、下なるは水に溺れ、中なるは俱に壓されて死し、上は火にこそ焼けにけれ、造り重ねたる殿舎の、烈しき風に吹き立てられて、灰燼地に送りければ、何なる者か助かるべき、彼の阿房の炎上には、后妃采女の身を滅すことなかりしに、此の仙洞の回廊には、月卿雲客の命を落すこそあさましけれ。

この段三條殿焼き討ちの状を記せり、焼き討ちにせしは一には信西の潜伏し居るかと思ひ、一には上皇を切し奉りて、これを擁せん、の謀と見ゆ。○申すも愚なりは、その惨状は言ふまでもなき事にて、言ふ方が馬鹿氣て居るといふ程の意味、○局の女房、局とは部屋といふが如し、○それも暫しの事にては、井の中に入るといふも、限りある井戸に、無敵の人の入ることなれば、最初に入りしものは水に溺れて死ぬれども、折り重なりて入る故に、中は壓死し、上は火に焼かるといへるなり。

○阿房とは、秦の始皇帝が建てし宮殿の名、○炎上とは、焼け亡する事、楚の項羽秦に攻め入りて、此に火をかけしなり、○采女はウチメといひて、官女の事なり、これは日本の名なれども、假りに支那の事に應用せしなり、○仙洞とは、上皇の御殿をいふ、○回廊とは、火の神の名にて、火災の事に用ゐるなり、○月卿は三位以上、雲客は四位五位をいふことなれど、此はひろく宮中の官吏と見るべし。

左兵衛尉大江家仲、右衛門尉平康忠、爰を最期と防ぎ戦ひけるが、終に討たれてければ、家仲康忠が首を鋒に貫き、大内へ馳せ参り、待賢門に差し舉げて、喚き叫びたる外は、仕出したる事なき、同じき丑の刻に、信西が宿所、姉小路西洞院へ押し寄せて、火をかけたれば、女童のあはて、迷ひ出でけるをも、信西が姿を替へてや逃ぐらんとて、多くの者を斬り伏せけり、保元の亂以後は、理世安樂にして、都鄙局を忘れ、歡娛遊宴して、上下の屋を比べしに、火災の餘烟に、民屋多く亡びしかば、こは如何なりぬる世の中ぞ、此の二三箇年は、洛中殊更静にして、甲冑をよるひ、弓箭を帯する者もなかりしかば、適持ち行く人も憚りなる體にこそありしに、今は兵共京白河に充ち満ちり、行く末いか、あるべきと、歎かぬ人もなかりけり。

待賢門は宮城の東門なり。○丑の刻は夜の二時。○理世は治世といふに同じ。○上
下の屋を比べどは貴賤ともに繁昌して家作りをそるひしといふ。○洛中は京中
といふに同じ。唐の時の都を洛陽といふにより、うれに擬へて、京をも洛といひ、洛
中洛外などいふ。
かくて、信頼は信西が子供の官を奪ひ、信西が遁げ隠れ居たるをも、捜し出だして
首を刎ねて、獄門に梟しなせして、己れはかねて望める事なれば、みづから大臣大
將になり、義朝をば播磨守になし、その以下のものにも、官を授けなせして、獨得意
なりしなり、それらの事は、姑く此に省く。

光頼卿参内の事

さる程に、内裏には同じき十九日、公卿僉議とて催されけり、勸修寺左衛門督光頼卿
此の程は、信頼卿の舉動過分なりとて、不参にておぼしめしけるが、参内して承らん
とて、殊に、鮮に束帯引き緒ひ、蒔繪の細太刀をれどなしやかに帯き給ひ、乳母子の桂
右馬允範能に、膚に腹巻着せ、雑色の装束に出て立たせ、自然の事もあらば、人手にか
くな、汝が手に懸けて、光頼が首をば急ぎ取れとて、御身近く置き、其の外清げなる雑

色四五人召し具して、大軍陣を張りて、所々門々を固く守護しけるを、事どもせず、前
高らかに追はせて入へ給へば、兵共も大に恐れ奉り、弓をひらめ、矢をそばめて通し
奉る。

これは、信頼兵を挙げしより、十日の後の事なり。○僉議は會議に同じ。○不参にて
云々、此の程十日ばかりの間は、不参なりしが、今日はまづ参内して、様子を承らん
と也。○束帯は、大禮服なり。○細太刀は、禮服の時の劍、實用の物ならぬ故に細きな
り。○ねどなしやかは、様子能く。○雑色は、卑き家來。○自然の事は、非常の事といふ
意に同じ。今もいふ詞。○前高らかに追はせて、前驅をたゞさきともいふ。雑色をし
て、高聲に前拂ひをさする。○弓をひらめ、云々は、弓矢を伏せて用ひぬ様にする形
容なり。

紫宸殿の後を経て、殿上を廻りて見給へば、信頼卿一座して、其の座の上、蕭遠みな下
にぞ着かれたる。光頼卿は不思議の事かな、人は如何に振舞ふとも、あれは右衛門
督、我れは左衛門督なれば、下には着くまじきものと思はれければ、左大辨宰相長
方卿、末座の宰相にておぼしめしけるに、今日の御座席こそ餘りにしどけなく見え

候へど、色代してしづくと歩み、信賴卿の上にもひすと着き給ふ、光賴卿は信賴卿の爲には母方の舅なる上、大方の剛の人なれば殊に恐れて見えられけり、右の袖に居懸られて、ふし目になつて色を失はれければ、着座の公卿あな淺ましと見給ふに、光賴卿下襲のしり引き直し、衣紋つくるひ、笏取り直し、氣色して、今日は衛府督が一座すると見えて候ふ、召しに參せざらんものをば、死罪に行はるべしとやらん承つて、參内する所なり、抑何事の御定ぞと問ひけれども、信賴物も宣はず、着座の公卿も一言の返答なかりければ、まして僉議の沙汰もなし、程經て光賴卿突い立ちて、あしう參つて候ひけり、とて、閑々と歩み出でられけり。

此段以下、この書の中にも、殊に勝れたる文にて、作者が得意の筆とみゆ、司馬遷が史記の文にも比ぶべき所あれば、讀者は注意して見よ。○殿上を廻りて、殿上の間は、清涼殿の南面にあり、紫宸殿は清涼殿の東南にあれば、そこより廻りて、まづ殿上の間に、公卿の列び居る様子を見て、さて後に着座せんとするなり。○一座しては、一の座とて、上席にすはるること。○上、座は上官の事。○末座の宰相、宰相は參議の異名、參議八人ある中の末席のもの、參議は四位相當なれば、五位の衛門督より

は、上にあるべきものなるに、此の時は信賴の勢に恐れて下に列せりと見ゆ、よりにてそれに挨拶せしなり。○し、とけなうは、無法の義。○色代は、會釋すること。○母方の舅、上の百十六頁に系を出だせるを見るべし。○右の袖云々、光賴上座につきたる故に、信賴が右の袖の上に、少し乗りかゝりしなり。○伏し、目は、首を低れて居る様。○あな淺ましは、びつくりすること。○下襲は、衣の名にて、禮服の下に着るもの、その背の方の裾長くして引くやふになれるなり、それをしりといふなり、又裾ともいふ、座する時曲りを直して座りしなるべし。○氣色して威儀を正して。○衛府督、近衛、兵衛、衛門等の役所を概して、衛府といへり、此に衛門督の事をかくいひしなり。○御定は、議定の義、何事を議定せらるゝとて、御用召しにはなりしぞと問ふなり。○あしう參つて候ひけりは、俗語につまりぬ事に參つたといふに同じ。○この段、光賴が威儀を正しくて一言の下に信賴が暴慢なる氣勢を挫きしことを記せり。

庭上に充ち満ちたる兵ども、これを見奉りて、あはれ此の殿は大剛の人哉、去る十日より多くの人出仕し給ひつれども、右衛門督殿の座上に着く人一人もおはしませ

ざりつるに仕出したる事、門を入り給ふより、聊も臆したる体も見ゆ給はず、おはれ此の人を大將として合戦せば、如何許か憑もしからんと申せば、傍なるもの、昔頼光頼信とて、源氏の名將ははしましき、其の頼光を打ち返して、光頼と名乗り給へば、これも剛にましますぞかしといへば、又傍より、なごその頼信を打返して、信頼とつき給ふ、右衛門督殿は、あれ程臆病にはははしますぞといへば、壁に耳天に口といふことあり、怖し怖し聞かじといひながら、皆忍び笑ひに笑ひけり。

この段は、兵士が下馬評を寫して、光頼信頼が剛臆、天地の相違あるとを比せしめたり、謹嚴なる事を記せる間に、一條の雜談戲言無用に似たれども、これを挿みて、却て前後の文の反照をなせるものなり、なか／＼にねもしろし、○おはれば、あつばれといふに同じ、○仕出したる事よは、よくかやうに信頼卿を壓服したりとほめていふ、○頼光頼信は共に滿仲の子にて、頼信は義朝が五代の祖にあたる、○なご其の頼信はのなごは、下のあれ程臆病にはははしますぞの句につゞく、○壁に耳云々は、今も世に云ふ臆なり、○忍び笑ひは、私に笑ふ、笑ふことを知られじと隠すなり。

光頼卿かやうに振舞ひたまへとも、急ぎても出でられず、殿上の小葎の前、見參の板高らかに踏み鳴して立たれけるが、荒海の障子の北、萩の戸の邊に、弟の別當惟方のおはしましけるを招き寄せ宣ひけるは、公卿僉議とて催されつる間、參じたれども、承り定めたる事もなし、誠やらん光頼も死罪に行はるべき人數にてあなる、傳へ承る如きは、其の人皆當時の有職、然るべき人共なり、其の中に入らん事甚而目なるべし、さて先日右衛門督が車の後に乗つて、少納言入道が首實檢の爲に、神樂院へ向はれける事は、如何以の外、然るべからざる舉動かな、近衛大將、益非遠使の別當は他に異なる重職なり、その職に居ながら、人の車の後に乗り給ふと、先陣も未だ聞き及ばず、當時も大に耻辱なり、就中首實檢は、甚様便ならずと宣へば、別當、それは天氣にて候ひしかはとて、赤面せられたり。

殿上の小葎は、殿上の間にある小葎にて、小葎は戸の上部を透して、内、の見ゆるやうにせしもの、主上、殿上を御覽なされん爲にせし所なり、○見參の板は、鳴板ともいひて、一段低き板敷より階段を上りたる所にあり、うれを踏み鳴らして、參殿せし事を知らせん爲に、造り設けおきたるものと見ゆ、○荒海の障子は、清涼殿の孫

の邊とは記せるものなるべし○承り定めたる事もなしは、何の議定せし事もなし○人数にておなるは、人の數の中に入れられてあるといふことである○當時はその頃にて、既往をいふ語なれども、此頃は現在に用ゐたり○有職はユウシクとよむ、有識と同じく、識見學問すぐれたる人のこと、信西なども此中なるべし○神樂岡は、白河の東吉田といふ所にありとぞ、去十四日信賴惟方同車にて此に行き、信西が首實檢をなせり○近衛大將は、信賴を指す○檢非違使、別當は、惟方を指す○人の車の後に乗るは、同車すること○先蹤は、先例○天氣にて云々は、上の思召にて命せられたる故にと辨せしなり

光賴卿重ねて、こは如何に敕定なれどて、いかで存する旨を一議申さるべき、我等が義祖、勤脩寺内大臣、三條右大臣、延喜の聖代に任へてより以來、君既に十九代、臣又十一代、承り行ふ事は、皆是れ徳政なり、一度も悪事に従はず、當家はさせる英雄には、あらざれども、偏に有道の臣に伴ひて、讒佞の輩に與せざりし故に、昔より今に至るまで、人にさしもとかるゝ程の事はなかりしに、御邊始めて暴悪の臣にかたられ、累家の佳名を失はんと口惜かるべし、大貳清盛は、熊野參詣を遂げずして、切

部の宿より馳せ上るなるが、和泉紀伊國伊賀伊勢の家人、等待ち受けて、大勢にておなる、信賴卿が語らう所の兵若干ならし、平家の大勢押し寄せて攻めんには、時刻をや廻らすべき、若又火なせを懸けなば、君も争か安穩に渡らせ給ふべき、灰燼の地となりたらんだにも、朝家の御歎きなるべし、如何に況や君臣ともに、自然の事もあらば、天下の珍事、王道の滅亡、此の時にあるべし

これも光賴卿が、弟の惟方を戒めたる語なり、前段には先づその失体を詰責して、その氣を折り、此に至りては、家の榮辱より一身に及ばず、利害に説き至りて、賊に與みせる志を翻して、勤王せしめ、主上上皇の兩陛下を救ひ出し、奉らしめんとする、後段の文の下地をなせり○一議は一と議論申し上げてといふこと○義祖は、先祖○勤修寺内大臣、名は高藤といふ、藤原良門の子○三條右大臣は、定方といふ、即高藤の子○延喜の聖代は、醍醐天皇の御時といふ事○英雄とは、清華の家柄をいふ、此にては、英雄豪傑なといふ、英雄の義には、あらず、世々大臣などになるは、その貴き家格ではなけれども、いふこと○人にさしもと、かれは、人に非難せらるゝこと○御邊は、御前又足下などいふに同じ○累家は、累代と同じ○切部の宿

て、左衛門督次第に尋ね給ひければ、別當ぬくを答られけると受けて、知らせたる亦妙なり、太田南畝といへるは、漢學者なれども、國文に長じたる人なり、その人曾て此の所の文を評して、左傳の文に比して賞讃せしことありき、さて此はの光の朝さて主上は何處にたはしますぞの權方黒戸御所に同上皇は皆一本御書所に管内侍所は皆温明殿に同劍璽は何處に皆夜の御殿にど、かやうにして心得べし、つゝ、けてよみてはわるし、反覆して味ふべし、○黒戸御所は清涼殿の北にある殿舎の名なり、○内侍所は三種の神器の内の神鏡の事なり、今宮城の賢所カクシヨに奉祭するもの是なり、○温明殿はウツメイデンとよむ、紫宸殿の東にあり、○劍璽は、これも三種の神器の内の神劍と玉となり、○夜の御殿は、上にいへり、圖をも参考せよ、○朝餉は朝餉の間というを略していへるなり、○櫛形の穴は、鬼間の壁に櫛形の穴を切りて、女房などが殿上の間を見ん爲の用に明けてある所をいふ、○かげろひは影の動くをいふ、○かぐさざんなれば、斯くこそあるなれの約まり、○進らせたるいは、たるなりの約まり、○のる、くじげに、思まじしく人を呪ふやうに、悪口するをいふ、徐に言ふといへる説はわるし、○冷しげは、氣の毒げに、手持不沙汰とい

へる様、○且は悲しく、て以下は、光頼の詞、○許由の事は、神皇正統記の末に説けり、○上の衣は、袍といひて、禮服なり、束帯の時はこれを着る上にさるもの故に、この名あり、今昔公の畫像の御服はこの袍といふものなり、○ゆゑ、しく此は雄々しさ様の意なり、

この後惟方は兄の戒めによりて心を翻し、主上をば平清盛が家なる六波羅へ、上皇をば仁和寺へ、竊に行幸せさせ奉りしかば、清盛は留まりて六波羅を護り、重盛等は信頼義朝等が守れる皇居を攻めて、待賢門に戦ひしが、源義平に討退けられ、義朝は直に六波羅に寄せて激戦せしが、頼政等の心替りにて敗北して、遂に東國に走りて殺され、信頼は降参して斬らる、これらの戦争の記事には、佳篇あれども、保元物語に既に戦争の記事文を抄して講したれば、此には省き、以下義朝敗北、誅死の後、その子供等の處置についての條を講せん、

頼朝生捕られ、附たり常磐落つる事、

斯かる所に、同二月九日、義朝の三男、前の右兵衛、頼朝尾張守の手より生捕つて、六波羅に着き、給ふ、同じき次男、中宮、大夫、進朝長、の首をも献らる、その故は、彼尾張守の

は紀州にて熊野の本宮に程近き所清盛をこにて京都よりの急使に逢ひ僅の所
 なれども参詣を遂げずして俄に引き返せしなり○家人は部下の家來○若干な
 らしは大抵數の知れたるものならんといふ事ならしはなるらしの略○火など
 を懸けなば平家が賊を破らん爲に内裏を焼き拂ふをいふ○如何に況や云々宮
 殿の焼かるゝばかりも朝廷の大失体なるにもし又万一にも主上の御身に變あ
 りて侍臣も身を亡ふやうの大事に立ち至りなば國家の滅亡なりといふなり
 右衛門督は御邊に大小事を申し合するとこそ聞てゆれ相拂へて隙をうかがひ玉
 体恙なくればしますやうに思案せらるべしさて主上はいつくにねはしますぞ黒
 戸御所に上皇は一本御書所に内侍所は温明殿に劍璽はいつくに夜の御殿にと左
 衛門督次第に尋ね給ひければ別當かきぞ答へられける又朝餉の方に人音のし櫛
 形の穴に人影のしつるは何者ぞと宣へばそれには右衛門督住み給へば其方様の
 女房などぞかげるひ候ふらんと申されければ光頼聞きもあへず世の中は今か
 くござんなれ主上の渡らせたまふべき朝餉には信頼住み君をば黒戸御所に遷し
 進らせたまふ末代なれどもさすがに日月はいまだ地に落ち給はぬものを天照太

神正八幡宮は王法を如何に守り給ひぬるぞ異國にはかやうの例ありといへども
 我が朝にはいまだ此の如き先蹤を聞かず前代未聞の不思議哉とてのろくしげ
 に憚る所なくとと給へば惟方は人もや聞くらんとよに冷しげにて立たれたれ
 ども且は悲しくて我れいかなる宿業に依つてかゝる世に生れ憂き事をのみ見聞
 くらん昔の許由にあらねども今の内裏の有様を聞かん聲は耳をも目をも洗ひぬ
 べくこそ侍れとて上の衣の袖しほるばかり泣かれけり信頼の座上に着せられし
 時はさしもゆゝしく見え給ひしが君の御事を悲しみて打ちしはれてぞ出で給ひ
 ける

こゝも光頼が弟を戒むる詞の段なり○右衛門督は信頼○相構へては用心して
 といふこと○隙を伺ひ云々は信頼の油断を見澄して主上を御救ひ申すべしと
 なり○黒戸御所には惟方の答詞○上皇はの下に何處におはしますぞといふ句
 あるべきをわざと省けるなりすべて此所の文一々に問答の人と詞とを省きて
 面して其急遽の間の狀を寫し出せる書き方眞に非凡の筆なりさてかく誰が問
 ひ誰が答へといふことを略すれば明了なりがたき嫌あるものなるを末に至り

て、左衛門督次第に尋ね給ひければ、別當かくだ答られけるど受けて、知らせたる亦妙なり、太田南畝といへるは、漢學者なれども、國文に長じたる人なり、その人會て此の所の文を評して、左傳の文に比して賞讃せしことありき、さて此は光朝さて主上は何處にたはしますぞ權方黒戸御所に、同上皇は、第一本御書所に、答内侍所は、香温明殿に、同劍璽は何處に、香夜の御殿に、どかやうにして心得べし、つゝ、けてよみては、わろし、反覆して味ふべし、○黒戸御所は、清涼殿の北にある殿舎の名なり、○内侍所は、三種の神器の内の神鏡の事なり、今宮城の賢所に奉祭するもの是なり、○温明殿は、ウツメイデンとよむ、紫宸殿の東にあり、○劍璽は、これも三種の神器の内の神劍と玉となり、○夜の御殿は、上にいへり、圖をも参考せよ、○朝餉は、朝餉の間というを略していへるなり、○楯形の穴は、鬼間の壁に楯形の穴を切り、女房などが殿上の間を見ん爲の用に明けてある所をいふ、○かげろひは、影の動くをいふ、○かぐござん、なれば、斯くこそあるなれの約まり、○進らせたるは、たるなりの約まり、○のろ、いじげに、思まじしく人を呪ふやうに、悪口するをいふ、徐に言ふといへる説は、わろし、○冷しげは、氣の毒げに、手持不沙汰とい

へる様、○且は、悲しく、以下は、光朝の詞、○許由の事は、神皇正統記の末に説けり、○上の衣は、袍といひて、禮服なり、束帯の時は、これを着る上にさるもの故に、この名あり、今昔公の畫像の御服は、この袍といふものなり、○ゆいしく、此は、雄々しさ様の意なり、

この後、惟方は、兄の戒めによりて、心を翻し、主上をば、平清盛が家なる六波羅へ、上皇をば、仁和寺へ、竊に行幸せさせ奉りしかば、清盛は、留まりて、六波羅を護り、重盛等は、信賴義朝等が守れる皇居を攻めて、待賢門に戦ひしが、源義平に討退けられ、義朝は、直に六波羅に寄せて、激戦せしが、頼政等の心替りにて、敗北して、遂に東國に走りて、殺され、信賴は、降参して、斬らる、これらの戦争の記事には、佳篇あれども、保元物語に既に、戦争の記事文を抄して、講したれば、此には、省き、以下、義朝敗北、殊死の後、その子供等の處置についての條を講せん、

頼朝生捕られ、附たり、常磐落つる事、

斯かる所に、同二月九日、義朝の三男、前の右兵衛、頼朝、尾張守の手より、生捕つて、六波羅に着き、給ふ、同じき、次男、中宮、大夫、進朝、長、の首をも、献らる、その故は、彼尾張守の

家人彌平兵衛宗清尾州より上洛しけるが、不破の關のあなた、關が原といふ所にて、なまめいたる小冠者宗清が大勢に恐れて、藪の蔭へ立ち忍びければ、怪しみて捜す程に隠れ所なくして囚はれ給ふに、宗清見れば、兵衛佐殿なりしかば、喜ぶ事限りなし、やがて具足し奉りて上る程に、青墓の大炊が許にぞ宿しける、聊聞き及ぶ事ありければ、何となく後園に出て、見廻すに、新しく垣築きたる所に、率都婆一本立ちたり、即ちの下を堀らせて見ければ、幼き人の首と骸とを差し合せて埋みたり、是れを取つて、事の仔細を尋ねれば、力なく大炊有の儘にぞ申しける、宗清悦んで同しく持参しけるなり、依つて頼朝をば、先宗清にぞ預け置きける。

三月九日は、平治二年なり、○尾張守は、平頼盛なり、その臣平宗清を代官としてその國に下したけり、○中宮大夫進、この夫の字は、衍字なるべし、中宮職には、大夫、亮、進、少、大、少の四等の官あり、長官の大夫にて、進を兼ねることば有まじき事、且又大夫は四位納言の兼官なれば、朝長などはこれになる理なければ也、○不破の關、關が原、いづれも美濃にあり、○なまめいたるは、若くて品のよきをいふ、○小冠者は、若者、○具足しては、引きつる、○青墓も美濃、○大炊は青墓驛の長者、○率都婆にて、義朝

が妾、延壽が母なり、○卒都婆は、塔婆なり、朝長はさきに此にて自害せり。

其の時延壽腹の姫君、兵衛佐の召し捕られ給ひて、都へ上られければ、我も義朝の子なれば、女子なりとも、終にはよも助けられし、一人一人失はれんよりは、殿佐と同道にこそ、せめてならめとて伏し沈み給ひけるを、大炊延壽色々に慰めて取り留め奉りけり、その頼過ぎければ、さりとともと思ひ、心ゆるしけるにや、二月十一日の夜、夜及御前只一人、青墓の宿を出て、遙隔りたる抗瀬川に身を投げてこそ失せ給へ、十一歳とぞ聞ゆし、武士の子は、なぞか幼き女子も、猛がるらんとて、哀を催さぬ者もなかりけり、母の延壽は、志深かゝりし頭の殿にも、後れ奉り、其の形見とも思ひ慰めし、姫君にも別れにければ、一方ならぬ物れもひに、同じ流れに身を沈めんと歎きけるを、大炊さま、くしにこしらへければ、母の心も破り難くて、せめての悲しさに、厄になり、亡夫並に姫君の後世を、他事なく、吊ひけるとなり。

延壽腹の姫君、大炊が娘、延壽が生める夜、及御前にて、頼朝には、妹なり、○せめてならめは、せめての心慰めならん、○其の瀬過ぎければ、其の機會即頼朝と與に死なんといへる時が過ぎたる故に、○頭の殿は、義朝、○同じ流れは、抗瀬川をいふ。

○さまじくは、こしらへば種々に言ひなだむること。○亡夫は、義朝をさす。六波羅より左馬頭の子共尋ねられけるに、既に三人出来たり、兄二人は早首を剃られぬ頼朝もやがて誅せらるべし、此の外九條院の雑仕常磐腹に三人あり、皆男子にてありとて尋ねらられぬ常磐これを聞きて、我れ故頭殿に後れ奉つて、陸方なきにも此の忘れ形身にこそ、今日までも慰むに、若敵にも捕らはれなば片時も堪へてあるべき心地もせず、さればとてはかしく立ち忍ぶべき便りもなし、身一つだにも隠し難きに、三人の子供引き具して、誰かはしはし宿すべきと泣き悲しみけるが、餘りに思ひ得る方もなき儘に、年來頼み奉りたる親音にこそ歎き申さめとて、二月九日の夜に入りて、三人の幼き人を引具して、清水寺へこそ参りけれ。

既に三人は、義平朝長頼朝なり、○九條院は、藤原伊通の女皇子とて、近衛帝の中宮の御所、○雑仕とは侍女の義、○三人ありは、今若乙若牛若なり、後に見ゆ○あなりは、あるなりの器、○忘れ形見は、忘れ難きにの意のかたみに、形見といふ語を打ち交へて遺腹の子をいふ語とす、○はかしくし、いは、確に、○立ち忍ぶは、隠れ居る、○清水寺は、京の東山にあり。

母にも知らせせしと思ひければ、乳人わらはの一人をも具せずして、入つになる牛若をば前に立て、六歳の乙若をば手を引き、牛若は二つになれば、懐に抱きつゝ、たそがれ時に宿を出で、脚に信せてたどり行く、心の中こそ哀れなれ、佛前に参りても、二人の子供をわきにする、只さゆくと泣き居たり、終夜の祈請にも、わらはは九つの年より、月詣でを始めて、十五になるまでは、十八日おぼに三十三巻の普門品を讀み奉り、其の年より毎月法華經三部、十九年より、日毎にこの三十三巻の要容をうつし奉る、此の如きの志、大慈大悲の御誓にて、照し知し召すならば、わらははが事はともかくも、只三人の子供のかひなき命を助けさせ給へとくせきけり、誠に三十三身の春の花、匂はぬ袖もあらじとし、十九説法秋の月、照さぬ胸もなかるべければ、さすがに千手千眼、哀れとはみそなはし給ふらんとぞ覺えける。

わらはは、供の小童、○たそがれ時誰を彼れはと問ふは、人の顔の見分け難き時の義にて、夕暮のと、彼は誰れ時といふも同義なり、○わらはは、九つの年云々、このわらはは、我といふ義にて、常磐みづからいふ詞、○十八日毎に、毎月十八日を親音の賽日とす、○三十三巻の普門品は、法華經八巻の中の普門品一卷を三十三度讀む

こと、観音は三十三種の體をあらはして、衆生を濟ふといへば、その數に象れるなるべし。○その年より、毎月云々は、十五歳の年より。○聖容をうつしは、観音の像を畫かくこと。○十九說法とは、普門品の中に說法の種類十九を記したれば、それといふ。秋の月といひ、春の花といふは、菩薩の功德を譬へていへるのみ。○千手千眼は、観音の功德の大なるを表していふ。千手、観音の像もそれを表せしなり。○見そなはしは、御覽するといふが如し、敬語なり。

やうく、曉にもなり行けば、師の房へ入りけるに、日來は左馬頭の最愛の妻なりしかば、參詣の折々には、供の人に至るまで清げにこそありしが、今は引き替へて身をやつせるのみならず、盡せぬ歎きに泣きしはれたる姿、目もあでられねば、師の僧あまりの悲しさに、年來の御情いかでか忘れ進らせん、幼き人もいたましければ、暫は忍びてましませかしと申せば、御志は嬉しく侍れども、六波羅近き所なれば、暫も如何侍らん、誠に忘れ給はずは、佛神の御憐みより外は、憑ひ方も侍らねば、観音によく祈り申してたび給へどて、又夜中にいでければ、房主泣くく、唐の太宗は佛像を禮して、榮花を一生の春の風に開き、漢の明帝は經典を信じて、壽命を秋の月に延

ぶと申せば、三寶の御助け空かるまじく候ふと慰めけり。

師の坊は、住持の僧の住める寺。○六波羅は、清盛が家の在る所。○たび給へたびも又給へなり、重ねていへるのみなり。○房主は、前にある師の僧。○漢の明帝は、支那へ始めて佛經を渡せし天子。○三寶は、佛と法と僧との三つなり。

宇多の郡を志せば、大和大路を尋ねつゝ、南をさして歩めども、習はぬ旅の朝立ちに、露と争ふ我が涙、袂も濡も萎れけり。二月十日の事なれば、餘寒猶烈しく、嵐に霞る道芝の氷に足は破れつゝ、血に染む衣の装子、故餘所の袖さへ萎れけり。還ふく伏見の伯母を尋ね行きたれども、古源氏の大將軍の北の方なぞいひし時こそ、結びも親しみしが、今は謀叛人の妻子となれば、うるさしとやねもひけん、物語したりとて、情なかりしかども、もしやと暫しは待ち居つゝ、待つ期もすぎて立ち返れば、日も早やがて暮れにけり、又立ち寄るべき所もなければ、怪しげなる柴の戸にたゝすみしに、内より女立ち出でて、情ありてぞ宿しける。世に立たぬ身の旅寝とて、うきよししげき竹の柱あるかひもなき命待つて、獨歎くぞ、菅の七符と思ふ人はなし、されき今宵も三符に只伏見の里に夜を明し、出づればやがて木幡山馬はあらばや、歩にても君

を思へば行くぞとよど幼き人に語りつゝいさなに行けば此人々歩み疲れて平伏し給ふ常盤一人を抱ける上に二人の人の手を引き腰を押へて行き備みたる有様目もあてられず玉鉾の道行く人も怪しめばこれも敵の方様の人にやと腹を消す所に旅人も哀にれもひければ見る者おとに負ひ抱きて助け行く程に泣くく大和の國宇多の郡龍門といふ所に尋ね至り伯父を頼みてを隠れ居にける

宇多の郡は太和の東北○露と争ふ我が涙はその多きをいふなり○道芝は道はたに生へたる芝艸○裳子故は衣の裳摸様の濃きといふに子をかけて子共故に苦心するといへる詞なり○餘所の袖とはそれを見る他人までが涙を流すといふこと末に見る者毎に負ひ抱きてといふに應ずべき詞なり○古源氏の云々古とはたゞ以前といふが如し○北の方は妻をいふ古男は家の南面に住み女は家の北方に住む例なればかくいふされば貴人の妻を北向北の對なともいへり○結びも親しみは親族の好みを結ぶことも厚かりしとなり○物詣でしたもは伯母は參詣に出で留守なれば宿は成らぬと家人のことわれる也○もしやとは伯母の歸らば或は留めてくれんかどれもひしなり○待つ期もすきて立ち返

れば久しく待ちてもはや伯母の返るべき時とれもふに返りて來ず返るべき時も過ぎたる故にあきらめて常盤がそこを立出で去るなり物語でとは虚言にて常盤を宿らせしとす意故に待てども返らぬなるべし○内より女立ち出て云々前の伯母の薄情なるに應せしめたる寄き方○うさふししげき竹の柱うさふしとは悲しき事の義しげきは多きをいふそれを浮き節にかけて竹の柱といひつゝけたるなり○菅の七符古歌に陸奥の十符の菅七符には君をし爲して三符に我れ寝んといふあり符とは薦を編める絲にて陸奥産の菅の廣き方に夫を寝させて己れは狭き方にねんといへる心なり今それを取りてかく落して薦を敷き寝の旅宿なれども夫いささば尙慰む方もあらむを七符に寝すべき人もなく己れ獨り三符の方に寝るが悲しき意を富せたるなり漢文の四六文に故事を利用して文をなせると曲異にして工は同じといふべし○三符に只伏見は伏しを臥しにいひかけて只一人三符に臥すの意をこめたり○木橋山は山城の山科にあり○馬はあらばや云々これも拾遺集の古歌に山科のこはだの里に馬はあれどからより來る君を思へばといふありもど夫婦の情を述べし

歌なれど、それを轉じて子供の事を君といひ、君等の足は勞れたれば、幸に馬あらば乗せても行かん、歩にても何をか厭はん君等の不便をねもへばといふ意なり。○玉銚の道行く人、玉銚は道といふ語の枕詞なり、枕詞とは、かけ詞又は譬へ詞にて、本文に關しては別に意義なし。

賴朝遠流に定めらるゝ事

さる程に兵衛佐は、いまだ宗清が許にればしければ、尾張守より丹波藤三國弘といふ小侍一人附けられけり、既に今日明日誅せられ給ふべしと聞えしかば、宗清御命助からんとは思し召し候はずやと申せば、佐殿去る保元に多くの叔父親類失ひ、今度の合戦に父討たれ兄弟皆失せぬれば、僧法師にもなつて、父祖の後世を吊は、やどおもへば、命は惜しきぞと宣へば、宗清も哀に覺えて、尾張守の母池の禪尼と申すは、清盛の爲には繼母にてればせども、重く執し給へば、彼方などに附きて申させ給は、若御命助かはおはします事も候ふべき物を、彼の尼は若きより慈悲深き人にて御渡り候ふ、その上一日參つて候ふ時、己れが許に賴朝があなる、如何なる者ぞと問はせ給ひしかば、御年の程より殊の外れとなしやかに候ふ、其の姿右馬助殿にい

たく似進せ給ひて候ふと申し、かば世にゆかしげに思し召したる御氣色にてこそ候ひしかど、語り申しければ、それも誰人か申して給ふべきと宣へば、さも思し召し候は、叶はぬまでも、某申して見候はんとて、池殿へ參り、何者が申して候ふやらん、上の大慈悲者にてればしますとて、おはれ賴朝が命を申し助けさせ給へかし、父の後世吊はんと申され候ひしかば、痛はしく候ふ、然るべき様に御計ひ候へかしと申せば、兵衛佐は賴朝、○尾張守は頼盛、○僧法師二つとも意は同じ、かさねて言へるのみ。○尾張守の母云々より御氣色にてこそ候ひしかば、では、宗清が賴朝に語る詞なり。○池の禪尼は、藤原宗兼が女にして、忠盛の後妻なり、忠盛卒して後尼となりて、池殿といふ家に住居す、よりてかくいへり。○重く執し給へば、故忠盛の未亡人にて、清盛も父のねはしますやうなれども、大切にするといふこと、この下にもあれば、此も大切に取り扱ふ意なり。○彼方は、池の禪尼をいふ。○己れが許に以下は、禪尼の詞なり、己れとは汝といふに同じ。○御年の程以下は、宗清の答。○ねどなし、やかは、老成らしきこと。○右馬助は、家盛とて、禪尼が實子なり、賴盛には同母の弟なりしが、若年にて卒したり。○痛く似進らせは、甚しく容貌の育たるをいふ。○世に

ゆかしげは、慕はしき様子。○それも、誰れ人か申して、給ふべき、誰れがその命乞ひを頼みてくれんと、頼朝の詞。○某申して見候は、ん、某とは私がといふに同じ。○何者が申して云々、誰れが云ひ出したるか知らぬ振していふ。○上の大慈悲者云々、上とは禪尼をいふ、アナタがといふに同じ。

そも頼朝に尼を慈悲者とは誰が知せける、いざとよ、故刑部卿の時は多くの者を申し免し、が、當時は如何侍らん、さても右馬助にいたく似たらん無慙さよ、家盛だにあらば、鳥になつて雲を凌ぎ、魚になつて水にも入り、誠に來世にても逢ふべくば、只今しても行かんと思ふぞとて、さていつ斬るべきに定まりたるぞと宜へば、十三日どこを聞候へど申せば、叶はぬまでも申してこそ見めとて、小松殿その時の勤功に、伊豫守になり給ひしが、正月より左馬頭に轉じたまへるを呼び奉りて、頼朝が、尼に附いて命を申し助けよ、父の後世を吊はんと申すなるが、餘りに不便に侍る、能き様に申して給へ、殊に家盛が稚立ちに少しも違はずと聞けば、懐しくこゝ侍れ、右馬助は、その御爲にも叔父ぞかし、頼朝を助けて家盛が形見を、尼に見せ給へど宜ひければ、重盛参りて父にこの由されけり。

故刑部卿は、忠盛にて禪尼の夫なり。○當時は、如何侍らん、繼子の清盛が代にならば、如何あらん覺束なしとなり。○無慙さよ、家盛に似たるものを斬らんが不便なりといふこと。○家盛だに、あらば死にたる家盛が居る所さへ知らるれば、の意。○小松殿は、重盛にて、清盛の嫡子なれば、尼の爲には嫡孫なり。○その時の勤功は、平治の乱の功。○稚立ちとは、幼稚の者の成長する頭をいふ。○其の御爲にも、其のとは重盛をさす。

清盛聞きて、池殿の御事は、故殿の渡らせ給ふと思ひ奉れば、如何なるあま逆の仰せなりとも、違ふまじとこそ存すれども、此の事は、ゆゝしき重事なり、伏見中納言、越後中將など、が様なる者をば、何十人助け置きたりとも、大事あるまじ、大抵弓矢取るもの、子孫は、それには異なるべき上、義朝なぞが子共は、幼けれども仔細あるべきものを、殊に頼朝は、官加階も、兄に超ゆるは、ゆゝしき所があるにや、父も見どがめ侍れば、こそ重代の中にも、取り分け秘藏の物の具なぞ、與へけめ、旁助け置き難きものをとて、以の外の氣色なり、左馬頭歸り参つて、叶ひ難き題目なる由申されければ、池殿涙を流して、あはれ戀しき昔かな、忠盛の時ならば、これ程に軽くは思はれ奉らじ、一門

の源氏皆滅び侍り、あの幼き者一人助け置かれたりとも、如何ばかりの事か侍らん、前世に頼朝に助けられける故やらん、聞くよりいたはしく不便に侍るぞとよ、御身を疎どは思ひ奉らねども、一つは使がらと申す事の侍ればなとまめやかに、打ちくさきて猶叶はずして終に失はれば、尼が甲斐なき命生きて何かせん、其の上右馬助が面影に似たりと聞くより、いつしか家盛が事思はれて、はたと胸塞がり、湯水も快く飲まれねば、自久しかるべしとも覺ぬ候はず、あはれ尼が命を生かさんと思し召さば、兵衛佐を助けて給へかしと歎き給へば、

故殿は父の忠盛、〇あま逆の仰せは、無理なる詞といふ義、〇伏見中納言は源師仲、〇越後中將は藤原成親、いづれも今度信頼に與して、斬らるべかりしを宥め救されし人々なり、〇幼けれども仔細あるべきものを、は幼少なれども他日事を起すべき者なり、〇官加階は官位の進み方、〇兄に超ゆるは保元の乱の時の賞典に、兄朝長は六位の中宮の進になり、頼朝は從五位上の兵衛佐になれり、〇父も見どがめ侍ればこそは、父義朝も頼朝が兄弟にすぐれたるを見認めたれば、〇重代の中にも取り分け秘藏の物の具云々は、この度の乱に頼朝は父より源家重代の寶刀

親切といふを授かりて戦ひたるをいふ、〇吁ひ難き題目は、望みてもむつかしき事件といふこと、〇軽くは思はれ奉らじは、女なりとて子にも孫にも侮らるゝを怨む、〇前世に頼朝に云々、これ俗に他人の事に心配するは、前の世に其の人の恩受けたる報いならん、又今の世に他の人を救へば、後の世にその人に助けらるゝなどいふことをいへるも、即是と同じも、佛説の因果應報より出でたることなり、〇御身を疎どは云々、こゝよりは重盛について言ふ、〇使がらは清盛の承知不承知は、使者の言ひなし方にもよると、重盛を責むる也、〇まめやかに、こゝにて句を切るべし、まめやかは誠實にの義、一ト通りの義理一遍の使にては用をなさぬといふなり、なせ誠實に本氣にはいはずりしぞとなり、下の語を略して意を含めたる書きやうなり、〇終に失はればは、頼朝が斬らるゝならば、〇自久しかるべし、とも覺ぬ候はずは、長生せんとはね、遠からず死ぬるならんといふこと、重盛も迷惑せられけるが涙を抑へて、さ候は、今一度御詮の趣きを申してこそ見候はめ、同じく尾張殿をも添へ申され候へ、諸共に仰せの由委しく語り候はんとて、頼盛と共に重ねて、この由を申されければ、清盛もさすが岩木ならねば、案じ煩はれ

けるに、重盛、女性のいはけなき御心におもひ沈みて申させ給ふ事を、さのみは如何
 仰せ候ふべき、然るべき御計ひも候はずば、御恨み深く候ふべし、あの頼朝一人誅せ
 られ候ふとも、盡さん御果報の長久なるべきにあらず、當家の運末にならば、諸國の
 源氏いづれか敵ならざらん、又助け置かれたりとも、榮耀後輩に及べくば、何の恐れ
 か候ふべきと、理を盡して申されければ、先十三日をば延ばされて、隨の返事はなか
 りけり、

御詮の趣は、仰せの旨、○岩木ならねば、無情の者ならぬ故に、○女性はた、女ど
 いふこと、○いはけなき御心は、單純に思ひ詰めたる心、○さのみは如何仰せ候ふ
 べき、さやうに赦されぬとばかり、一徹には答へがたかるべし、○御恨みは、尼に怨ま
 れんとなり、○盡さん御果報は、家の運命の盡くべき果報ならば、彼れ一人誅した
 りども、遂には他の源氏の爲に亡ぼされん、○榮耀後輩に及ぶべくば、家の榮花が
 後世子孫にも傳はるは、その果報があらば、○十三日をば延べ、十三日に斬ること
 だけは延期せしなり、

然れば、今日斬らるゝ、明日失はるゝ、なぞ聞えしかども、其の日も延びければ、兵衛佐

これは偏に氏神八幡大菩薩の御助けなりと、彌心中に祈念深くぞればしける、かく
 一日も命延びたらば、念佛をも申し、經をも讀みて、父の後世を吊はんとて、卒都婆を
 作らんとし給へども、人刀を許し奉らねば、丹波藤三を語らひて、小刀並に木のされ
 を乞ひ給へば、國弘何事の御手すさびぞや、頭殿を始め進らせて、御兄弟多く失せさ
 せ給ふに、御經をも遊ばさぞと申せば、兵衛佐、天下に物思ふもの我れに勝る人あら
 じとこそ思へ、去年三月に母に後れ、今年正月父討たれ給ふ、義平朝長にも別れ奉る、
 さればこの人々の菩提をも吊はんと思ひて、卒都婆をなりとも作らばやと思ふ故
 也、就中故頭殿の六七日も、今日明日なり、四十九日も近付けば、異なる供佛施僧の儀
 こそ叶はずとも、それをせめての志にせんとをもへば、刀を尋ねるなりと宜ひけれ
 ば、國弘も哀に覺えて、彌平兵衛に此の由を語れば、宗清感じ奉りて、小卒都婆百本
 作りて奉る、自ら造立書寫して、或僧にあつらへて、形の如く供養の儀をぞ遂げられ
 ける、池殿かようの事共を聞き給ひて、彌いたはしく思し召しければ、様々に申され
 て流罪にぞ定まりける、

人刀を許し奉らねば、刀を許せば自害なせせんことを恐れて與へぬなり、○語ら

ひては頼むこと。○手ずさびは、手慰み。○物思ふものは、苦勞の多きもの。○後、頼朝の母は、熱田大宮司季範の女なり。○六七日は、四十二日目の追善なり。○供佛は、佛に物を供ふること。○施僧は、僧に布施を遣ること。○自も、造立書寫して、頼朝も手づから塔婆を拵へ、且それに經文の字なを書き寫すなり。○形の如くは、式法の通りにすること。

其の時人申しけるは、大草香親王の御子眉輪王は、七歳の時父の敵繼父安康天皇を害し奉り、厨河の次郎貞任が子千代童子は、十二歳の歳甲冑を帶して父と一所に討死す。頼朝は既に十四歳ぞかし、父討たれぬと聞かば、自害をもせで、尼に歸して、かひなき命生んど歎くこそ無下なれと申せば、又或人のいふ、いやしく怖し、義朝不義の謀反に與して、運命を失ふ事はさる事なれども、熱事の心を思ふに、保元の忠節拔群なれども、恩賞是れ疎にして、大方の清盛には劣れり、依つて勳功薄き事を恨みて起す所の反逆なれば、君の御政の不正より起る所なれども、下として、上を凌ぐが故に、身を滅ぼし畢んぬ、然りといへども、大忠の餘薫は家に留まれり、これを以て氏族の中に、必門葉を榮やかす輩あるべきなり、頼朝雅しといへども、父が子なれば、かやうの

事を心に籠めてや、命を惜しむらん、如何なる名將勇士も、命あつての事なり、されば越王會稽の耻を雪さしも、命を全くせし故なり、頼朝も命全くばとれもへば、尼公にも付き、入道にも云ひ助かるこそ肝要なれとぞ申しける。

これ餘論なり、他人の詞をかりて、頼朝の死を免れし剛愎を論せし一段なり。○大草香親王、この親王は皇子と改むべき所なり、この皇子は仁徳天皇の御子にて、その頃は未親王といふ稱なし、これは後の事を前へ廻して書けるなり、さてこの皇子は、讒言によりて安康天皇に殺され給ひしに、其の妃後に安康天皇の后となりしかば、大草香の子眉輪王といへるも、母に従ひて宮中に在りしに、安康は父の敵なりと聞きて、天皇を弑し奉り、己れも遂に死せり。○厨河の次郎貞任云々は、前九年の戦に、貞任の亡ぼされし時の事なり。○無下なれば、見苦しきこと、此より下になき極度の義。○大方の清盛は、格別の大功もなき普通の働きなる清盛の義。○門葉は家の分れて繁昌する事なれど、此にては只家の事と見るべし。○父が子なれば、かく忠節拔群の義朝が子なればの義。○越王會稽の耻、この下に原書には吳越の戦を記して詳なれども、無用の事にして、且繁雜なれば、姑く除く、さて此の大意

は支那にて昔越王勾踐といひし人、吳王夫差といふものと戦ひ、軍敗れて會稽山に立て籠りしに、それもかなはず降参せしが、後遂に辛苦を忍びて、再兵を擧げて吳を平げ、昔の耻を雪ぎしとあり、支那歴史を見るべし。○頼朝も命全くばの下に再世に出て、この囚はれの耻を雪ぐことあらんとの句を添へて心得べし。○尼公は池の禪尼。○入道は清盛、この時は清盛未入道せざれども、後に入道したる人故かくいへるなり。

常磐六波羅に出づる事

さる程に清盛は、義朝が子共常磐が腹に三人ありと聞きて、しかも皆男なり尋ねよと有りしかば、常磐が母を召し出して、問はれける程に、左馬頭殿討れ給ひぬと聞ぬし日より、子共引き具して、何地ともなく迷ひ出で侍りぬ、いかでか知り侍らむと申しければ、何でふ其の母を搦り捕りて尋ねよとて、六波羅へ召し出し様々に戒しめ問はれけり、母泣くく申しけるは、我れ六十に餘る身の命、今日明日とも知らぬ老の身を惜みて、いまだ遙なる孫どもの命をば、争か失ひ侍るべきなれば、知りたども申すまじ、まして知らぬ行末、何とか申し候はんと口説きければ、水火の責にも

及ぶべからしを、常磐字多郡にて此の由傳へ聞き、母の爲に憂き目にあはんは如何にせん、我れ故母の苦しみを見給ふらんこそ悲しけれ、佛神三寶もさこそ惡しと思し召すらむ、子共は僻事の子なれば、終に失はれこそせんすらめ、隠しも果てぬ子共故科なき母の命を失はん事の悲しさよと思へば、三人の子共引き具して、都へ上り、本の住家に行きて見れば人もなし、こは如何にと尋ねれば、あたりの人、一日六波羅へ召され給ひしが、いまだ歸り給はずとを答へける。

何でふの下に、知らぬ事あらん、の句を含めたるなり。○戒しめは吟味する。○いまだ遙なる孫共、幼少の孫共にて尙生ひ前長きをいふ。○水火の責は、水責火責の拷問をいふ。○如何せんは、辞すべき事にあらず、憂き目に逢はんといふなり。○佛神三寶もさこそ惡しと思し召すらめは、三寶の事は前にいへり、我が爲に母に苦痛をさせては、佛にも惡まれん。○僻事の子は、謀叛したる人の子の義僻事とは、惡しき事をいふ也。○隠しも果てぬ子共故は、隠したふせぬ子共の爲に。○本の住み家は母の家。

常磐まづ御所へ参りて申しけるは、女の身のはかなさは、若し片時も身に添へてや見

ると此の幼き者引き具し、傍田舎に立ち忍びて侍りつるが、妾故行方も知らぬ老いたる母の六波羅へ召されて、憂き目に逢ひ給ふと承れば、あまりに悲しくて、耻をも忘れて参りたり。早々幼き者と諸共に六波羅へ遣させれば、母の苦しみを止めて給はり候へど申せば、女院を始め進らせて、有りともある人々、世の常は老いたる母をば失ふとも、後世をこそ弔はめ、幼き子共をば如何殺さんと思ふべきに子共をば失ふとも、母を助けんと思ふらん有り難さよ、佛神も定めて憐み思し召すらん、年來此の御所へ参るとは、皆人知れりとして、尋常に出で立たせて、親子四人消げなる車にて、六波羅へぞ遣はされける見馴れし宮の内も、今日を限りと思ふにも、涙は更にとまらず、名をのみ開し六波羅へも近か付けば、屠所の羊の歩みとは、我が身一つに知られたる。

御所とは前へ出てたる九條院の事なり、女院の御所なればかくいふ。○身に添へてや見るは、この子共を少しの間にても、我が身の側において見られる事かと思ひて、○傍田舎は、邊鄙なる田舎、○行方も知らぬ老いたる母は、我が隠れ居る所をば實際知らぬ老母、○早々幼き者と諸共に云々、六波羅へ遣らせ給へど請ひしは、

常盤もど此院の任女なれば、身の進退は主人に請はざるを得ざる故なるべし。○女院は近衛帝の皇后皇子の御事前にも解けり、○有りともある人々、そこに有るすべての人々、○尋常に出で立たせて、尋常は普通平凡の義なれども、此の頃これを勝れたる事に用ゐたり、故にこゝも奇麗に著飾らせてといふこと、次の文に常盤の美しき様をいへるに應せしむ。○屠所の羊の歩み、これも既に述べたり。常盤既に参りしかば、伊勢守景綱申次に、女院の心のはかなさは、暫しも若や身に添へ侍ると、稚き者相具して、片邊土へ忍びて侍りつるが、行方も知らぬ母を召し置かせれば、しますと承つて、御尋ねの子供具して参り候ふ、母をば疾く助ければ、しませど、かき口説きければ、聞く人涙をぞ流しける、清盛この由聞き給ひて、先づ子共具して参りたる條、神妙なりとて、懸て對面し給へば、二人の子は左右の脇にあり、幼きをば抱けり、涙を抑へて申しけるは、母は元來科なき身にて候へば、御免し候ふべし、子共の命を助け給はんども申し候はず、一樹の下に住み、同じ流れを渡るも、この世一つの事ならず、高きも卑きも、親の子を思ふ習ひ皆さこそ侍らめ、わらは此の子共を失ひては、かひなき命片時も堪へて在るべきとも覺ぬ候はねば、先わらはを失

はせ給ひて後子共をばどもかくも御計ひ候は、この世の御情、後世までの御利益、これに過ぎたる御事候はじ、なからへて夜盡歎き悲しまん事も、罪深く覺ゆ侍ると口説きければ、六つ子母の顔を見上げて、泣かで能く申させ給へといへば、母は彌涙にぞ咽びける、さしも心強げにればしつる清盛も、頻に涙の進みければ、押し拭ひ押し拭ひして、さあらぬ体にもてなし給へば、さばかり猛き兵共、皆袖をを絞りける、忍びあへぬ聲は、多く座席を立たれけるとかや、

申次にては、取次にて云ひ入る、〇女心の云々、以下は常盤の詞、〇片邊土は片田舎に同じ、〇幼きをば抱きけり、即牛若にて、後の源九郎義経なり、〇子共の命を助け給はんども申し候はずは、強ては申さぬをいふ、〇一樹の下に住みは、途上の雨晴しに、一樹の蔭に休み合ひたるものも親しくなる、〇同じ流れを渡るは、乗合舟にて川を渡る間に、一所に居て懸意になるも、〇此の世一つの事ならずは、前世の因縁なりといふこと、この所に、まして親子の生れ間をやの句を入れて見よ、〇御利益は、御恩といふが如き意に見るべし、〇六つ子は、乙若、後に義圓といへるものなり、〇忍びあへぬ聲は、哀におもひて涙のこらへされぬ者をいふ、

常盤は今年二十三梢の花は、かつ散りて、少し盛りは過ぎたれども、中々見所あるに異ならず、元來眉目容人に勝れたるのみならず、少きより宮仕して、物馴れたる上、口さゝなりしかば、理正しう思ふ心を續けたり、縁の黛紅の涙に乱れて、物思ふ日、数經にければ、其の昔にはあらぬども、打しはれたる様、猶よのつねには、勝れたりければ、此の事なく、ては争かかゝる美人は見るべきと申せば、或る人語りけるは、能くこそ、實にも理りよ、伊通の大臣の中宮の御方へ人の眉目好からんを進らせんとて、九重に名を得たる美人を、千人召されて、百人選び、百人が中より、十人選ひ、十人が中の一とて、この常盤を進らせられしかば、唐の楊貴妃、漢の李夫人も、是れには過ぎじものを、いへば、見れども見れども、彌珍かなるも、理かなどぞ申しける、

中々見所あるに、異ならず、中々は却てといふことにて、少し盛りの過ぎたる花の却りて趣あるに、同じとなり、〇口さゝ、詞を上手にいふ、〇思ふ心を續けたりは、心を詞に演べつゝ、けたるなり、〇縁の黛は、眉のうるはしきをいふ、黛は眉毛をそめて、その迹へ墨を引ききて、眉の形をうるはしく作るもの、〇其の昔には、あらぬども、昔の少き時の姿よりは、少し劣りたれども、〇此の事なく、ては、母子供の爲に六波

羅へ來ること、これは六波羅邸なる兵士どもが噂する詞、〇能く、この下に言ひたれの句を含めたるなり、〇伊通の大臣は、九條院の父むかしこの大臣が、その女の皇子を近衛帝の後宮に納れ奉れる時に、よき侍女を撰びて御附にせんとて、この常磐を選び出だせることをいふ、〇九重に名を得たるは、宮中まで美人の名の聞えたるをいふ、〇唐の楊貴妃は、唐の玄宗皇帝の寵姫、〇漢の李夫人は、前漢の武帝の寵姫なり、

さる程に、母は免されけるに、此の孫共を失ひて、明日をも知らぬ老の身の助かりても何かせん、うたての常磐や、老の命を助けんとて、おの子共をば何しに具して参りけん、四人の子共の事をねもはんより、只老の身を先失はせ給へとて、泣き悲しみけるも、理なり、足音のあらゝかなるをも、今や失はるゝ使なるらんと、腹を消し聲高に物いふをも、ばやその事よと魂を失ひけるに、大貳宣ひけるは、義朝が子共の事、清盛が私の計ひにあらず、君の仰せを承けて執り行ふばかり、伺ひ申して朝儀にこそ従はめと宣へば、一門の人々併に侍ども、如何かやうに御心弱き仰せにて候ふやらん、此の三四人成長候はんは、只今の事なるべし、君達の御爲、末代ねろろしくこそ候へ

と申せば、清盛誰れもさこそ思へども、おどなし頼朝を、池殿の仰せにて助けねく、上は兄をば助け、幼きを誅すべきならねば、力なき次第なりと宣ひけり、常磐は母子共の命、今日に延ぶるも、偏に觀音の御計ひと思ひければ、彌信心を致して、普門品を讀み奉り、子共には、名号をぞ唱へさせ給ひける、かくて露の命も消ゆやらで、春も半暮れけるに、兵衛佐殿は伊豆國へ流さると聞ゆしかば、我が子共は何くへか流されんと、腹を消し伏し沈みけるが、幼ければとて流罪の議にも及ばざりけり、

うたての常磐や、うたては疎ましきをいふ、〇四人の子共の事、四人とは常磐と三人の孫を合せていへるなり、事とはその行く末の事、〇足音のあらゝか云々は、常磐の心の中、〇大貳は清盛、〇君達の御爲は、清盛の子弟をいふ、その爲には、助けねくが惡し、となり、〇おどなし、頼朝は、年長したる頼朝の義、頼朝は年十四、この子共は八歳以下なり、〇母子共の命、この母とは、常磐自身をいふ、〇名号とは、佛菩薩の名のことにて、南無觀世音菩薩など唱ふるなり、

牛若奥州下向の事

さても常磐をば、清盛最愛して、近所に取り居ゑて通はれけるとぞ聞ゆし、されば其

の腹の男子三人、流罪をも遁れて、兄今若は醍醐に登り、出家して禪師公全濟とぞ申しける。希代の荒者にて、惡禪師といひけり。中乙若は、八條宮に候ひて、卿公圓濟と名のつて、坊官法師にてぞおはしける。弟牛若は、鞍馬寺の東光坊の阿闍梨、連忍の弟子、禪林房阿闍梨覺日が弟子になつて、遮那王とぞ申しける。十一の歳とかや、母の申す事を思ひ出だして、諸家の系圖を見けるに、實も清和天皇より十代の御苗裔、六孫王より八代、多田滿仲が末葉、伊豫入道頼義が子、八幡太郎義家が孫、六條判官爲義が嫡男、前左馬頭義朝が末子にて候ふなり、いかにもして平家を滅はし、父の本望を達せんと思それたるしけれ。晝は終日學文を事とし、夜は終夜武藝を稽古せられたり。僧正が谷にて天狗と夜な夜な兵法を習ふと云々されば、早足飛び越え、人間の業とは覺ゆず。

醍醐は京都の東。○禪師公は通稱、全濟或は全成ともかく僧の實名なり。○八條宮は圓惠法親王と申して、後白河天皇の皇子にて、天王寺の別當をつとめられし御方。○卿公は通稱、圓濟は圓成ともかけり、僧の實名なり。○坊官法師はその寺の役僧にて、即寺務を預かるもの。○阿闍梨は僧の官名。○連忍を、或は圓忍ともあり。○

禪林房阿闍梨覺日、を覺圓坊阿闍梨圓乘とも又は覺日房阿闍梨ともかける本あり。孰れよきかは詳ならず。○遮那王は通稱なり、遮那とは佛語なり、この頃幼少のものには、皇族ならでも王といふ名を付くる習ひあり。○諸家の系圖を見けるに、の下に、中にも源氏はの句を加へて見よ。○苗裔は末孫といふこと。○六孫王は經基。○終日をヒメモスとも、ヒチモスともよむ。終日とかけるは、譯字に當てたるなり。日の目もすがらの語の約まりたるなり、すがらは盡くる意なり、ヨモスガラに終夜とかけるも同じ。○僧正が谷に鞍馬山の中の地名。○兵法を習ふと云々、この云々は、昔便にてウシヤンともよみ、又は訓にイヘリともよむ、いづれにても傳聞の儘ならぬことを記せる所に用ゐる習ひなり、この頃の文の通用語。

母の常磐は、清盛に思はれて、姫君一人儲けたりしが、すさめられて、後は一條大藏卿長成の北方になつて、子供數多出来たり、この遮那王をば、連忍も覺日も、出家し給へと云へば、兄二人が法師に成つたるに、左も右もなくはならず、兵衛佐に申し合せてなぞ申されけり、強ひていへば、突き殺さん刺し進へんなど、肉々もいはれければ、師直も常磐も、繼父大藏卿も力及ばず、只平家の聞きをのみぞ歎かれける。

姫君一人この女子は後に花山院左大臣兼雅の方の上臈女房にて、カサの御方と稱せし也。○すさめられては厭かれて、○一條大藏卿長成は參議藤原忠能の子。○左右なくはならじは故なくては成らぬ。○申し合せては相談して、○平家の聞きをのみ云々は平家の人々にかく武藝をのみ勵みて、出家を嫌ふことを聞かれては身の爲に悪しきをいふ。

或時奥州の金商人吉次と云ふ者、京上りの次には、必鞍馬へ参りけるに逢ひ給ひて、此の童を陸奥へ具して下れゆ、しき人を知りたれば、其の悦びには金を乞ひて得させんと宣へば、御供仕らん事は、安き事にて候へども、大衆の御咎めや候はんすらんと申せば、此の童失せたりとも、誰れか尋ね候ふべき、土用の死人を盗人の取りたるにこそ候はんずれと宣へば、其の上は仔細候はじと約束しけるが、但し定日は同道の人の計ひにて候ふべしと申す所に、其の人又參詣せり、遮那王語らひ寄りて、御邊はいづれの國の何氏にてましますぞと、細々と問せ給へば、下總の國の者にて候ふ、深栖三郎光重が子、陵助頼重と申して、源氏にて候ふと答へければ、さては左右なき人をさんなれ、誰れにか結び給ふ源三位頼政とこそ結び候へと申せば、

今は何をか隠し進らせ候ふべき前の左馬頭義朝の末子にて候ふ、母も師匠も法師になれと申され候へども、存する旨候ふて、今まで罷り過ぎ候へ共、始終都の住居難義に覺候ふ、御邊具して先つ下總まで下り給へ、其れより吉次を具して、奥へ通り侍らんと、委細に語り給へば、仔細なしと約諾して、生年十六と申す、承安四年三月三日の曉鞍馬を出で、東路遙に思ひ立つ、心の程こそ悲しけれ、

金商人陸奥は當時黄金の産地なれば、それを京へ持ち來りて賣る商人なり。○吉次を、或本には五條橋次末春とも記せり。○此の童とは自身をいふ。○ゆゑしき人はエライ人といふが如し、陸奥の豪族藤原秀衡の事をいへるなるべし。○其の悦は、其の謝禮といふが如し。○大衆は僧徒のこと。○土用の死人を、盗人の取りたるとは、嫌なものが無くなつて喜ばしきをいふ。○定日は、同道の人の云々、發足の日限を定むることは、別に伴の男かあれば、その極め次第なれば、今日は明言しがたしとなり。○其の人は、吉次がいへる同道の人。○深栖三郎光重は、源頼政が弟。○陵助は、治部省の下にある諸陵寮の次官なり、諸陵助とかきて、ミサハキノスケとよめは、こゝは略してかけるなり。○左右なき人をさんなれば、隔心にも及ばぬ

人にてこそあれといふ也。○誰にか結び給ふは誰と仲間になりて、助は合ひ給ふかの意、當時各豪族互に勢力を争ふ時なれば、人々家々みなかやうに結托する所を定めおけるなるべし。○都の住居鞍馬山は都にはあらざれども、都近き所なればかくいへり。○奥へ通らんは奥州へ下らんといふこと。

其の夜鏡の宿に着き、夜更けて後手づから髪取り上げて、懐より烏帽子取り出だしてひたと着て、打ち出で給へば、駿助はや御元服候ひけるや、御名は何と問ひ奉れば、烏帽子親もなければ、手づから源九郎義経とこそ名告り侍れと答へて、打ち連れ給ひて、黄瀬河に著きて、北條へ寄らんと宣ひしを、父にて候ふ深は見参に入り候へども、頼重はいまだ御目に懸り候はず、後日に御文にてや仰せ候はんと申せば、直に通り給ひけり、爰に一年ばかり忍びておはしけるが武勇人に勝れて、山だち強盗を戒しめ給ふ事、凡夫の態ども見えざりしかば、鎗を脱すともいへば、始終は平家にや聞ぬなんと申せば、さらば奥へ通らんとて、先伊豆に越して、兵衛佐殿に對面し、この由を申して、若平家聞きなば、御爲然るべからず、されば奥へ下り侍らんと宣ふに、佐殿、上野の國大窪太郎が女十三の年、熊野参りの次に、故殿の見参に入り下りしが、

父に後れて後人の妻とならば、平家の者には契らじ、同じくは秀衡が妻とやらんとて、女夜逃にして奥へ下る程に、秀衡が郎等信夫、小大夫と云ふ者、道にて横取りして、二人の子をまうけたり、今も後家分を得て、乏しからであなるぞ、それを尋ねて行き給へとて、方を書きて進らせらる、即奥へ通り給へて、御文を附け給へば、夜に入つて對面申し、尼は佐藤三郎繼信、佐藤四郎忠信とて二人の子を持ちて侍る、繼信は御用に立ち進らすべきものなれども、酒に酔ひぬれば、少し口荒なるものなり、忠信は天性極信者なりとて奉りけり。

鏡の宿は、近江國蒲生郡。○髪とり上げては、髪を結ふこと。○烏帽子親、此の頃男子十五六歳になれば、始めて結髪して烏帽子を著る、これを元服といふ、その時は先證の人をたのみて、冠らせてもらふ、この人を烏帽子親といふ、その名の字一字をもらひて、始めて實名をつくるなり、それに對して、元服する人をは烏帽子子といふ、義父子の關係をなすものなり。○黄瀬河は、駿河國沼津の東にあり。○北條へ寄らん、伊豆の北條に、兄の頼朝居れば、そこに立ち寄りて對面せんとするなり。○父にて候ふ、深栖云々は、頼重の詞。○見参に入りは、頼朝に對面せしといふ、父の光重

は御目にかゝりたることあれど、私は未拜顔せしことなければ、これより参りて、突然に逢はんも如何なれば、君にもこの度は北條へ寄らず、直に下總へ参り、追つて御手紙にて申し上げん方宜しかるべしといひし故に、此をば直に通り過せしなり。○爰に一年ばかりは、下總に、○山立ち、山賊、○錐を脱すは、燕に錐を入れ、て引き締むれば、必すの切先が見ゆる、其の如く武勇材智勝れたる人は、其武勇材智をいかに隠さんとしても、必知らるゝに譬ふ史記にある詞なり。○若平家聞さば、云々、奥へ下り侍らんまで、義経の詞。○御爲然るべからずは、頼朝の爲にも、○父に後れて、後はかの女が父の大窪太郎にをくれて後、○秀衡は藤原氏、奥羽の地を領して、鎮守府將軍となり、かの地に勢を振ひしものなり。○郎等は、家來のこと。○信夫、小太夫、名は元治といひ、藤原師綱が子にて、佐藤莊司とも、信夫の莊司とも稱す。○二人の子は、繼信忠信をいふ。○後家分は、夫に分れて後、夫の遺せる財産を分ち受けて領するを、後家分といふ。○尼は以下、小大夫が妻の詞なり。夫没して後、尼となりて在るなり。○繼信を、嗣信とある本もあれど、わろし。○口荒は、口のわろきおと、無遠慮に言ひたきこといふ。性分をいふ。○繼信は、十分信實なる男。

多賀の郷に越えて、吉次に尋ね逢ひ、秀衡が許へ具してゆけど、宣へば平泉に越えて、女房に附いて申したりしかば、即入れ奉りてもてなし、かしづき奉らば、平家に聞えて責あるべし、出だし奉らば、弓矢の長さ、謹なるべし、惜み進らせば、天下の亂なるべし、兩國の間には、國司目代の外、皆秀衡が進退なり、暫く忍びておはしませ、眉目能き冠者殿なれば、姫持ちたらん者は、婿にも取り奉り、子なからん人は、子にもし進らすべしと申せば、義経もかくこそ存じ候らへ、但し金商人をすかして、召し具して下り侍り、何にても給はり度候ふと宣ひければ、金三十兩取出だして、商人にこそ取らせけれ、其の時、上野國松井田と云ふ所に一宿せられけるに、家主の男を見給ふに、大剛の者と覺ゆければ、後平家を攻め上られける時、語ひ具し給ひけり、伊勢の國の目代に連れて、上野に下りけるが、女に附いて留れる者なれば、伊勢三郎と召され、我が鳥帽子子の始めなれば、義の字をさかりにせんとて、義盛と附け給へり、堀彌太郎と申すは、金商人とぞ聞ゆける。

多賀の郷は、仙臺附近の地ならん。○平泉は、陸中の南方、秀衡が館のある所。○かしづき奉らばは、丁寧に取り扱は、といふこと。此より秀衡が詞なり。○弓矢の長

62
359

さ、瑾とは武家として弱きを扶けぬと、人に笑はれんといふ意。○惜しみ進らせば、平家より義経を出せと命ありても、それを出さぬ時は、○兩國とは陸奥出羽をいふ。○國司は朝廷より遣はれてある地方官目、代は國司の代官なり、朝廷の直轄地には、國司が若くは其の代官あるのみ、それも其支配地は甚少くして、他の多分は秀衡が支配地なるべし。○進退とは差圖次第といふこと。○其の時とは奥州下向の時、こゝは未平泉に至らぬ前の事なれども、此に附記して事をまどりし書き方なり。○松井田は中仙道の驛名なり。○烏帽子子の事は烏帽子親の下にいへり。

保元平治物語終

三



205326-000-2

62-359

保元平治物語

萩野 由之/述

[刊年不明]

EDV-0503

